

二、名古屋電燈株式會社に於ける調査

年 度	石炭消費額の總收入に對する割合
明治廿五年 上期	一七%
同 廿五年 下期	一四%
同 廿六年 上期	一二%
同 廿六年 下期	一五%
同 廿七年 上期	二二%
同 廿七年 下期	二四%
同 廿八年 上期	三四%
同 廿八年 下期	強

石炭消費額の總收入に對する割合

年 度	石炭消費額の總收入に對する割合
同 廿九年 下期	三一%
同 廿九年 上期	二一%
同 三十年 下期	三五%
同 三十年 上期	三六%
同 三十年 下期	四四%
同 三十年 上期	強

(電華會編「名古屋電燈株式會社史」第八〇頁に據る)

以上單に一、二の例を示したのではあるが、先づ當時の大體の状況を窺知するに足る。

斯くの如き炭價の昂騰に處して汽力發電による電氣事業者が其の供給料金制の上に變革を加へるに當つては大體二通りの方法がある。其の一は所謂石炭條款 (Coal Clause) を設けて炭價と料金の上に一種のスライディング・スケール式に料金率の變更をなす如く定める方法であり、其の二は供給料金其のものを變動せしめるものである。此の内第一の方法は當時電燈供給を主としてをつたため、之によることは殆ど不可能に近かつた。従つて當時の電燈事業者は料金率其のものを變動して収益の維持を圖ることとした。石炭條款が我國に於いて特約電力供給に就き採用せられたのは、日露戰爭及其後の炭價騰貴時代以後のことであつた。

此の間に處して先づ其の料金率の變更を加へたものは大阪電燈であつた。同社は明治二十八年四月、三十年二月、三十一年三月の三回に互り電燈料金の値上げを行つた。又他の一例として横濱共同電燈の値上状況を併せ見れば大體

次の通りで、當時かなり急激な値上げ割合を行つたことを知る。

大阪電燈株式會社 電燈料金値上げ状況

獨別供給種別	明治二十年六月九月	明治二十一年四月	明治三十一年一月	明治三十一年三月
八燭 半夜燈	五五錢	六五錢	七〇錢	八〇錢
八燭 終夜燈	八五錢	九五錢	一〇〇錢	一一〇錢
十燭 半夜燈	七〇錢	八〇錢	九〇錢	一〇〇錢
十燭 終夜燈	一〇〇錢	一一〇錢	一二〇錢	一三〇錢
廿燭 半夜燈	一一〇錢	一二五錢	一四〇錢	一五五錢
廿燭 終夜燈	一五〇錢	一六五錢	一八〇錢	二〇五錢
從量(拾燭) 電燈	六厘	七厘	八厘	九厘

(萩原古壽氏編 大阪電燈株式會社沿革史に據る)

横濱共同電燈會社 電燈料金値上げ状況

獨別供給種別	明治二十五年五月	明治二十五年十一月	明治三十年十月
五燭 半夜燈	二燈二付	一、七〇錢	一、二〇錢
五燭 終夜燈	二燈二付	一、七〇錢	一、二〇錢
八燭 半夜燈	二燈二付	一、〇〇錢	一、〇〇錢
八燭 終夜燈	二燈二付	一、〇〇錢	一、〇〇錢
十燭 半夜燈	一、三〇錢	一、三〇錢	一、三〇錢
十燭 終夜燈	一、五〇錢	一、五〇錢	一、五〇錢
十六燭 半夜燈	二、一〇錢	二、一〇錢	二、一〇錢
十六燭 終夜燈	二、三〇錢	二、三〇錢	二、三〇錢

此の種の電燈料金の値上げは單に大阪電燈、横濱共同電燈のみではなく、東京電燈、名古屋電燈全国各地の電氣事業者に互つて行はれたところである。例へば名古屋電燈の如きも明治二十九年十二月一日より値上げをなし、從來十燭終夜燈自球一箇月一圓二十錢であつたものを一圓三十四錢とし、他の供給種別並に燭光に就きても之に準じて値上げをなし、更に翌三十年三月一日より、之を一圓六十錢とし、他も之に準じ、明治三十一年三月一日第三次の値上げを行ひ、之を一圓七十錢として他も之に準じて引上を行つた。然も同社は金融逼迫を極め且つ商工業界は不況の極に達して打撃を被ること甚大なものがあつた。

地方の小規模の電氣供給事業者の内には炭價の昂騰に因る打撃のため倒潰し、又は送電停止をなしたもすらするに至つた。例へば熊本電燈の如きは明治三十年十二月より汽罐の故障のため消燈を行ひ、正月に至るも點火を見ず、斯かる事情の下に於いて料金値上げの如きは容易に行ひ得なかつたため、其の苦窮甚しきものがあつた。明治三十年四月に至つて更めて點火を行ひ得て、六月一日より料金値上げを行つたのであつた。

炭價騰貴の現象は明治三十一年下期に至り、漸く下向となり火力發電事業者は孰れも其の困窮状態を辛くも脱するを得た。而して事業者はそれに應じて、電氣料金其のもの値下げを行はずに、其餘力を以て料金の合理化を圖るに努めたのである。

第四款 料金届出制度の採用

明治四十四年に於ける電氣事業法の制定に至る迄の間は特許命令書に於いて

會社ハ營業時間、電氣供給料金並ニ電氣供給ニ要スル器具機械又ハ工作物ノ賃貸料金其ノ他電氣供給上ノ要件ヲ定メ營業開始前ニ於テ地方長官(東京ニ在リテハ警視總監)ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セムトスルトキ亦同ジ

なる附帶命令を附加し、電氣事業の經營許可を與へてをつたのであつた。

明治四十三年の第二十六回帝國議會に於いて政府(桂内閣)は電氣事業法案を作成し、先づ衆議院に諮つた。同法案第六條には

第一條第一號ノ電氣事業者ハ料金其ノ他供給條件ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セムトスルトキ亦同ジ

と規定してあつた。此の料金の認可制度の採用に關しては、全國の電氣事業者は時期尙早とし、或は電氣料金に關し、政府殊に政黨の干渉を避けむとして反對の氣勢を擧げた。同法案は結局第二十七回帝國議會に於いて修正せられ、明治四十四年の電氣事業法第六條は

主務大臣ハ公益上必要ナリト認メタルトキハ電氣事業者ニ對シ料金ノ制限其ノ他電氣供給ノ條件ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

と定められ、電氣事業法實施に伴ひ制定せられた電氣事業法施行規則第五十五條に

電氣供給事業者ハ別ニ定ムル所ニ依リ電氣供給規程ノ届出ヲ爲スベシ

と定め、茲に所謂料金届出主義の原則が確立せられたのであつた。此の點は前に電氣事業法規の變遷を述べるに當つて詳細に説述したところである。

斯くして大正四年十二月省令第十三號によつて電氣供給規程届出規則が制定せられ、昭和七年十二月新電氣事業法の下に認可制度が實施せらるる迄、十八年間此の主義の下に電氣料金の監督行政が行はれた。

第五款 料金競争の發生

電氣事業法は明治四十四年十月一日に實施を見たが、此の實施に先ち、明治四十四年三月十三日東京市會は市民の輿論の代表として意見書を内務、遞信兩大臣に提出した。東京市に依ける電氣料金に關する紛議は之を源として惹起せられた。上述の意見書を掲ぐると次の通りである。

市内電燈科輕減ニ關スル意見書 (明治四十四年三月三十日決議)

燈火ハ吾人ノ生活上必須缺クヘカラサルモノニシテ眞ニ衣食住ニ次クヘキノ要件タリ而シテ現時代ハ之ヲ電氣ト瓦斯トニ採ルヲ以テ最便ノ法ト爲ス本市民ノ多數ハ其ノ一タル電氣ヲ使用セリ然ルニ之ヲ供給スル〇〇〇株式會社ハ其獨占的事業タルヲ頼ミ非常ナル高價ヲ貪リ自ラ利スルニ急ニシテ市民ノ公益ヲ顧ミス毎期潤澤ナル積立金ヲ控除シテ猶優ニ一割二分内外ノ配當ヲ爲シツ、アリサレハ其價格ノ高價ナル之ヲ外國都市ニ比スルマテモナク近ク内國ノ各地ニ比シ非常ノ高價ヲ以テス惟フニ電氣事業ノ如キハ眞ニ文明ノ利器ニシテ之カ應用ハ殖産工業ノ發展ニ多大ナル關係ヲ有スルカ故ニ當局者ハ須ラク一般需用者ニ向テ最良ノ便宜ヲ與ヘサル可カラス如上ノ次第ナルヲ以テ翼クハ速カニ調査ヲ遂ケ料金制限供給ノ條件等ニ關シ適當ノ方法ヲ講セラレ度市制第三十三條ニ依リ意見書及提出候也

明治四十四年三月 日

東京市會議長 江 間 俊 一

内務大臣法學博士男爵 平 田 東 助 殿
 遞信大臣 男爵 後 藤 新 平 殿 (各通)

當時東京電燈の定額十燭一箇月一燈一圓二十錢であつて、全國の標準より見て高率であつた。今明治四十三年末に依ける全國主要都市の電氣料金を見ると次の通りであつた。

明治四十三年末全國主要都市電燈料金

東京市 (東京電燈)	定額 (十燭光)	從量 (一キロワット時)	東京王子 (同)	定額 (十燭光)	從量 (一キロワット時)
一、二〇錢	二〇錢	八王子 (同)	八〇錢	一五錢	

横濱市 (横濱電氣)	一、二〇錢	長野市 (長野電燈)	三五錢
甲府市 (甲府電燈)	七八錢	静岡市 (静岡電燈)	七七錢
名古屋市 (名古屋電燈)	八五錢	岐阜市 (岐阜電燈)	七二錢
福井市 (京電福井支社)	六五錢	金澤市 (金澤電氣瓦斯)	六五錢
富山市 (富山電氣)	五五錢	新潟市 (新潟水力電氣)	六五錢
福島市 (福島電燈)	七五錢	仙臺市 (仙臺電力)	五〇錢
京都市 (京都電燈)	八五錢	大阪市 (大阪電燈)	廿燭 一、〇〇圓
神戸市 (神戸電燈)	九五錢		

(明治四十三年電氣事業要覽に據る)

斯くの如き狀況に在つたため東京電燈に對してサーヴィス改善の要求と共に料金値下げ運動の醸成を見た。此の際東京市には新規に電燈事業の經營をなさむとするものが生じ、東京電燈の反對運動があつたが、東京市會は明治四十四年五月十一日左記の決議をなして之を歓迎したのであつた。

東京市内電燈業ニ關スル意見書 (明治四十四年五月十一日決議)

東京市民ノ使用スル電燈料金ハ從來全國中最高價ナルモノノ一ナリ方今全國ヲ通ジ十燭光終夜燈ノ料金一ヶ月六十錢乃至七十錢ヲ普通トスル中ニ東京市ノミハ市内唯一ノ電燈業者ナル東京電燈會社カ供給スル十燭光終夜燈ノ料金一ヶ月二十錢ニシテ殆ド普通ノ倍額ニ在リ而シテ會社ハ年々優ニ一割二分餘ノ利益ヲ配當シツ、市民ハ尙ホ如上ノ高價ヲ拂ハサルヲ得サリシハ一ニ獨占事業ノ弊ナリ

近時東京鐵道會社ガ電燈事業ノ兼營ヲ始メテ以來僅ニ獨占ノ弊ヲ弛メ電燈料金マタ微シク輕減シ十燭光終夜一ヶ月金一圓ト

改ム然シ其計量器ニ依ルモノハ前ト同ク一キロワット時二十錢ニ据置クト云フ惟フ二十燭光終夜燈一ヶ月金一圓ノ料金モ之ヲ他ノ普通料金ニ比スレハ尙ホ甚ダ高價ナリ況ヤ一キロワット時二十錢ニ於テオヤ市民ハ斯カル高價ニモ餘儀ナク屈從セザルヲ得ザルハ未ダ全ク獨占業ノ弊ヲ脱スル能ハザルニ由ル

近頃聞ク所ニ依レバ更ニ新タニ東京市内ニ電燈會社ノ設立ヲ出願スル者アリト云フ是レ漸ク市内獨占業ノ弊ヲ擧メ電燈料金輕減ノ時期ニ近キタルモノノ如シ然レドモ若シ其等各會社ニシテ料金ヲ減セズ徒ラニ電柱ヲ連立シ道路ヲ發掘シ市民ノ交通ヲ妨ゲ市街ノ美觀ヲ傷フノミナラバ市民ハ益マス公益ヲ侵害セラレ電燈ニ由ル利便増進ノ道無ラントス

然レドモ從來一會社ノ獨占事業ニ對シ新タニ數會社ノ競争者出ルハ是レ其ノ弊ヲ擧ムルノ好時期ナリ、故ニ此ノ機會ヲ以テ舊新何レノ會社ヲ問ハズ東京市内各電燈業者ノ料金ヲシテ少クモ現在全國各會社料金ノ平均率ニ輕減セシメ尙ホ將來漸次ノ輕減ヲ期シ假令各會社ノ合同スルコトアルモ既定ノ料金ハ斷ジテ引上グルコト無ラシメ且ツ從來街頭ニ電柱ヲ連立シテ交通ヲ妨ゲ美觀ヲ損シ時ニ危險ヲモ件フノ方法ヲ改メ電燈線ハ漸次地下埋設ノ様式ニ變更セシムル様何卒御詮議相成度候
右市制第三十三條ニ依リ意見書提出候也

明治四十四年五月一日

東京市會議長 江 間 俊 一

内務大臣法學博士男爵 平 田 東 助 殿
逓信大臣 男爵 後 藤 新 平 殿

六月三日に至り政府は東京市に新たに電氣事業の經營を許可した。之即ち日本電燈株式會社であつて、其の許可命令中には次の條項を定めた。

第九條 會社ハ營業時間、電氣供給料金、電氣供給ニ要スル器具機械又ハ工作物ノ賃貸料金其他電氣供給上ノ要件ヲ定メ營

業開始前ニ於テ警視總監ノ認可ヲ受クベシ、之ヲ變更セムトスルトキ亦同ジ。警視總監ニ於テ公益上必要ト認ムルトキハ前項ニ依リ認可ヲ與ヘタル事項ノ變更ヲ命ズル事アルヘシ

當時東京市に於いて電氣供給事業を營むてをつたものは、前記東京電燈の外は東京市電燈部があつた。茲に於いて東京市内には三電鼎立して激烈なる競争を行ふに至つた。

第六款 東京市に於ける三電競争

此の競争は新設日本電燈株式會社と東京電燈株式會社との間に依いて激烈な争を見たものであつたが、東京市電も亦直接間接に此の競争の渦中に在つた。

東京市電の前身東京鐵道株式會社の電燈部に依いては、明治四十年東京全市に電燈供給の許可を得てをつたのであるが、實際の供給は四十年四月澁谷廣尾の一部に約百燈の點燈をなしたに始まる。此の際東京電燈より電燈事業の買収又は事業の委託引受等の交渉があつたが、其の事は行はれずして終つた。而して其の創業の際に於ける電燈料金は東京電燈の料金に倣つたもので、料金率に就いては別段の差異がなかつた。然るに四十四年四月に第一次の値下げを行ひ、五月に更に値下げを發表した。其の料金は次の通りであつた。

一燈 一箇月分				
五 燭 光	五十錢	十 燭 光	九十錢	一圓二十錢
二十四燭光	一圓七十錢	三十二燭光	二圓十五錢	弧 光 燈
				十三圓五十錢

同社は七月に至り更に料金の値下げを行つた。

定 額 燈	五 燭	四十五錢	十 燭	八十錢	十六燭	一圓十錢
	二十四燭	一圓五十錢	三十二燭	一圓九十錢		
從 量 燈			一キロワット時	十六錢二厘		
電 力 料			一キロワット時	十 錢		
メートル損料			無 料			

本料金實施後間もなく同社は東京市に買収せられるに至つたので本料金は其の儘引繼がれるに至つた。

斯くの如く同社は數次の値下げに依つて東京電燈と對抗して來たのであつたが、其の點火燈數の増加は極めて著しいものがあつた。即ち四十年五月は四百二十八燈に過ぎなかつたのであつたが、四十一年十一月には九千二百五十四燈、四十二年十一月には一萬五千三百八十七燈、四十三年十一月には二萬九百五十五燈、四十四年七月末市電引繼當時は三萬五千九百四十五燈に達した。而も同社は所謂百萬燈計畫を發表して更に値下げを行ふべきことを豫約した。此の百萬燈計畫なるものは當時の大問題をなしたものであるから其の概要を示すこととする。

東鐵電燈部の名に於いて發表せられた「東鐵電燈部百萬燈計畫の目的」によると、同計畫の趣旨とするところは次の通りであつた。

- 一、損失を生ぜざる程度まで電燈料を引下げること
- 二、五燭の使用に就いて使用場所の制限をなしてをつた慣行を廢止し使用場所の制限をなすこと

- 三、器具損料なる名目の附帯料金を廢止すること
- 四、計器損料を廢すること
- 五、電燈使用數増加につき數量割引及團體割引をなすこと
- 六、團體申込には集金委託割引をなすこと
- 七、親切正直なる經營を行ふこと
- 八、以上により電燈供給數を一箇年間に百萬燈（實際の計畫は百三十五萬燈）にまで増燈すること

以上により其の料金は次の如く値下げを行ふ豫定であつた。

(イ) 定 額 燈	五燭一燈一箇月四十錢	十燭	同六十錢
(ロ) 從 量 燈	一キロワット時十五錢		
(ハ) 門 燈	一箇月三十錢		
(ニ) 動 力	一馬力一箇月六圓		
(ホ) 器具損料	計器損料は之を廢す		

此の案の發表せられた當時の東京鐵道の實施してをつた料金は前記の如く定額十燭一箇月九十錢、從量一キロワット十八錢であつた。又當時の東京電燈のそれは十燭光一箇月一圓二十錢、從量一キロワット時二十錢であつた。

此の計畫は東京市電に引繼がれたのであつたが、市電に於いては同計畫を少しく修正することとして、四十四年十二月に新計畫を樹てた。今東鐵の計畫と市電のそれとを比較すれば次の通りである。

東 鐵 百 萬 燈 計 畫	東 京 市 電 新 計 畫
---------------	---------------

取付燈數	百三十五萬燈	同上	九十五萬燈
同上十燭換算燈數	百萬燈	同上	六十萬燈
所要電力	三萬キロワット	同上	二萬キロワット
使用電球	炭素線	同上	炭素線
建設期限	一箇年	同上	三箇年
所要資金	一千八百萬圓	同上	二千八十五萬圓

此の市電の新計畫は市會を通過し、四十四年十二月中に監督官廳に申達した。此の間内閣の更迭があり、又遞信、内務、大藏各省共市電の新計畫に對して異見があつたので、四十五年四月遂に本計畫は否認せられた。當時政府當局者が閣議決定の覺書として中谷電氣局長を経て尾崎東京市長に示されたものは次の通りであつた。

- 一、百萬燈計畫（政府ハ九十五萬燈計畫ヲ斯ク稱セリ）ニ就テハ遞信省ニ於テ已ニ認可濟ノ一萬キロワットヲ限度トシテ計畫ヲ立テシムルコト
- 二、右計畫ニ對スル收支計算書ヲ提出セシムルコト
- 三、本計畫ニ要スル資金ハ之ヲ内國ニ於テ調達スルコト
- 四、事業ハ凡ソ三ヶ年間ニ於テ竣工ノコトトセシメ毎年均等ノ計畫ヲ立テシムルコト隨テ募債ヲ爲ス場合ニモ一時ニ巨額ノ發行ハ之ヲ避ケシムルコト
- 五、工事ニ要スル材料ハ成ルヘク内地製品ヲ使用セシムルコト但己ムヲ得サル場合ニ外國品ヲ購入スルトキハ一時ニ巨額ニ上ラサル様注意スルコト
- 六、以上諸項ノ外一般市財政狀況ヲ調査スルコト

而して之に關聯して遞信當局より左記内容を有する通牒が發せられた。

- 一、電氣供給事業用ノ電力ハ最大一萬キロワットヲ超過スヘカラサルコト但他ヨリ電氣ノ供給ヲ受クル場合ニハ其電力ハ其供給ヲ受クル變電所ノ出力ヲ以テ計算ス
- 電氣供給事業用ニ供スル從來ノ火力設備ニシテ他ヨリ電氣ノ供給ヲ受クルカ爲豫備又ハ廢止トナスモノノ區別ヲ明ニスルコト
- 二、工事施行ハ約三ヶ年ニ區分シ甚タシキ偏重ナキヤウ各年度ノ工程ヲ定ムルコト
- 三、前各項ニ本キ電氣事業法施行規則ニヨリ關係書類ヲ具備シタル左記申請書ヲ各別ニ提出スルコト
 - 一、第六條ニヨル工事設計書中ノ事項變更許可申請
 - 二、第十二條ニ依ル工事施行認可申請書
 - 右許可申請書ニ添附スヘキ收支概算書中ニハ株式會社カ同様ノ事業ヲ營ム場合ニ於テ負擔スヘキ租稅使用料其他ノ公納金ニ相當スヘキ金額及減損積立金ヲ明示スヘシ

政府は本問題に關して世論の沸騰せるにより、市の電燈計畫制限に關する理由を明らかにする必要を認めて聲明書を發表し、之を東京市内の主たる新聞紙に掲載して、輿論の緩和に努めた。之に對して東京市では尾崎市長の名に於いて之に對する反駁をなすところがあつた。茲に於いて市は新たに所謂出力一萬キロワットの範圍に於いて計畫を樹てた。此の計畫の概要は所要資金千三百萬圓、取付燈數四十六萬燈であつた。市電氣局は此の四十六萬燈計畫に基き一切の書類を整へ、五月三十日に其の筋に提出し、七月二十四日に至り認可を得た。斯くて東京市は次の如き状態に於いて三電氣事業者が鼎立することとなつた。

一、使用電力は東京電燈は五萬一千キロワット、日本電燈は一萬一千キロワット、市電氣局ハ一萬キロワットの出力制限を受く。

二、日本電燈の料金は其事業許可を受くるに際して十燭一燈七十五錢（外に器具損料五錢）五燭一燈四十五錢であつて、更に大正二年春新桂川水電の竣工を待つて已設二事業と競争し、更に料金を低下する氣勢を示した。市電の夫れは日本電燈と略、同一であつたことは前に述べた。東京電燈は競争區域に限り、之と同率迄引下げ市電の豫定區域に勧誘をなし、一箇年三十萬燈を増加したが四十五年七月其の料金を幾分値下げした。

日本電燈は明治四十二年十二月安田系にて發起せられ、資本金八百萬圓、全部地中線工事とし、電力は利根發電株式會社に求める計畫であつた。其の料金は十燭一燈一箇月七十五錢とし、十萬燈の計畫を目標として居つた。當社は諸種の理由から其の許可が遅れたのであるが、明治四十四年六月に至つて經營許可を受けるに至つた。而して實際の供給は大正二年七月より行つた。供給區域は東京全市で、事業目的は一般電燈電力の供給に在つた。受電先は結局桂川電力株式會社とし、一萬一千キロワットまでの供給を認められた。總資本金千二百萬圓、内拂込三百萬圓とした。事務所を京橋區築地に置き、開業後六箇月にして燈數三十九萬七千七百三十四燈、電力百十二馬力を供給するに至つた。變電所を小石川、淺草、及本所に設置した。最初六箇月間の第一期中には、收入五萬九千餘圓、支出十六萬七千圓で結局十萬八千圓の缺損を見た。其の如何に激烈なる競争を、東京電燈との間に行つたかと謂ふことを窺知するに足る。

大正三年五月末現在に於ける東京市の電氣供給料金を、三電氣事業者に就いて比較すると次の通りであるが、實際は更に各種の割引を行つて居つたものであつた。

區 別	東京電燈	東京市	日本電燈
定 額	五 〇 〇 錢	四 五 〇 錢	四 〇 錢 (但金屬線電球)
同 燭 光	八 〇 〇 錢	八 〇 〇 錢	五 五 錢 (同)
同 十 燭 光	八 〇 錢 (但金屬線電球)	一、一 〇 錢	六 五 錢 (同)
器 具 損 料	五 錢	ナ シ	五 錢
從量電燈料 (一キロワット時)	一〇 錢—一八 錢	一五 錢—一八 錢	一 二 錢
計 器 損 料	五〇 錢 (十燈以下)	四〇 錢 (三〇〇W)	五 〇 錢 (五燈用)

此の料金競争は、東京市電と東京電燈との間の問題であつたときは、兩電共に多少思慮のある競争をしてゐたのであつたが、日本電燈が供給を開始して以來、全然混戦状態に入つた。之は日本電燈購入電力は最低使用量を定められて居つたので、急速に需用を開拓して電力の消費を餘さぬことに努めねばならなかつたことにもよる。爾來三電氣事業者は相互に需用家の争奪をなし、料金も特別割引の名目の下に、盛んに割引を行つた。東京市電が實際に徴收した料金は最低定額五燭二十一錢、十燭三十八錢、從量料金一キロワット時七錢等を見るに至つた。他の兩事業者の夫れも之れによつて推斷するに難くないものがあつた。日本電燈の如きは一燈五十錢、三箇月間無料の件を遞信大臣に伺ひ出で、不認可の内示を與へられた等のことすらあつた。當時炭素線電球より金屬線電球の使用に移る過渡期にあつたため、市電氣局内部に從來の計畫の炭素線を以てせる設備を金屬線として五、六十萬の燈數増加案が生れ、安藤安太郎氏等の名を以て、大正元年十一月局長に提出せられた。此の案に關し世論は之を歓迎したが、局内議論一致せず、市電氣局内部に磨擦を生じた。結局阪谷東京市長は電氣局内部の整理を行ひ、安藤氏等の休職を見て大體落著

した。併しながら東京市内に於ける三電競争は愈々激甚を加へ、大正三年十二月東京市長の仲介にて三電統一の交渉を開始したのであつたが、不調に終り、結局阪谷市長及び松木電氣局長は大正四年二月其の責を負ふて辭職し、市長の後任として奥田義人氏が選任せられた。奥田義人氏が東京市長に就任したのは大正四年六月十五日であつて、同氏は三電統一を計畫し種々案を練る所があつた。其の際奥田市長によつて發表せられた「市營電氣供給事業整理案提要」を要るに、三案を具して其の選擇を研究せむとするものであつた。同三案の梗概は次の通りである。

一、甲 案

第一號 新需要取得區域及料金協定案

第一協定要目

本案は市電、東電及日電の三事業者相互に需用者を争奪せざるの方法を講じ新規需要の申込を受理すべき地域を劃定すると共に料金其他營業上の條件を同一ならしむるを以て目的と爲す

第二事業計畫

其一 市電所屬新需要取得區域の劃定

市電所屬區域を假に左の如く劃定す

東京市芝區、麻布區、牛込區、小石川區及本郷區

其二 電氣供給條件の協定

電氣供給條件を三事業者同一ならしむる爲め協定すべき項目に對し假に左に掲ぐる電燈供給條件（甲號又ハ乙號）及電力供給條件を作成せり

甲號 電燈供給條件

電燈供給方法の種別及制限

(一) 普通定額供給

白熱燈 十燭光 十六燭光 二十四燭光 (以下略す)

但し一世帯一箇のみを使用する者に對して特に五燭光の供給をなすことを得

普通從量供給 五燈以上に限る

臨時供給

特殊供給

(二) 電 球

電球は定額供給百燭光以下にありては事業者の負擔とし百燭光以上の場合及從量供給の場合には需用者の負擔とす

(三) 料 金

(イ) 普通定額供給白熱燈 (タングステン電球に限る) 月額夜間料金 (一燈に付)

種 別	電燈料金	内線使用料	種 別	電燈料金	内線使用料
五 燭 光 (一世帯一箇のみを使用するものに限る)	四十錢	五 錢	十 六 燭 光	五十五錢	五 錢
十 燭 光	五十錢	五 錢	二 十 四 燭 光 (以下略す)	七十二錢	五 錢

(ロ) 普通從量供給

1 電 氣 料 金

五馬力以上十馬力迄
一「キロワット」時四錢五厘一箇月使用電量
一馬力に付六十「キロワット」時を超過する
ものは其の超過分に對し一「キロワット」時
三錢五厘

一「キロワット」時六錢五厘一箇月使用電量
一馬力に付百「キロワット」時を超過するも
のは其の超過分に對し一「キロワット」時四
錢

十一馬力以上は別に協定

(ロ) 従量供給電力には最低料金を申受く

1. 晝間電力にありては前掲料金を率に依り計算して一箇月の料金一馬力當り二圓未満の場合と雖も二圓宛を申受く
2. 晝夜間電力にありては前掲料金を率に依り計算して一箇月の料金一馬力當り四圓未満の場合と雖も四圓宛を申受く

第二號 供給區域分割(市電區域市内及郡部)及料金協定案

第一 協 定 要 目

本案は三事業者の現在供給區域中重複共通する部分を分割して各々集約的に區域を獨占し且つ料金其他供給上の條件を三者同一とならしむるを以て目的と爲す

(市電新區域附圖略、電氣供給條件の協定甲案第一號と同一につき略す)

第三號 供給區域分割(市電區域市内集中)及料金協定案

第一 協 定 要 目

本案は市營事業本來の性質に鑑み郡部町村の供給區域を全廢し専ら市内に於いて集約的に市電の新供給區域を劃定するを目的と爲す

(協定事項其他は甲案第二號に準ず)

二、乙 案 市營統一案

第一 要 旨

大正三、四年に於ける市營統一計劃、仲介意見書抜抄、鐵道國有法に準ずる買收價格、株式時價に依る買收條件、同上に依る買收價格

三、丙 案

第一號 市電拂下民營統一案

第一 要 旨

本案は市營電氣供給事業を民營に移し東電及日電の兩事業と共に之を合同統一し料金を公平均一にし成る可く之を低廉ならしむるを以て目的と爲す

第二號 市電貸下民營統一案

第一 要 目

(甲) 純 貸 下

本案は元來市電事業の全部を擧げて民設會社に貸付し、東電及日電の兩事業と共に之を合同統一し民業として經營せむとするものとなりと雖も現行法制上到底純然たる事業貸下の方法を採ること能はず

(乙) 電氣工作物の一部貸下

本案は事業貸下案の變體にして、イ、需用者屋内工作物及引込線を拂下ぐるること、ロ、配電線路を貸下ぐるること、ハ、市電所屬變電所に於いて會社に對し電力卸賣供給を爲すこと、の方法に依らむとするものなれども契約不履行の場合並に契約期間満了後に於いて原狀に復舊すること頗る困難なるべし。

大正六年五月に至つて奥田市長は整理責任案を發表した。其の梗概は三電氣事業者は供給區域を協定し、料金を同

一とし、需要者の争奪をなさざることを協約することとしたもの前記整理案の甲案第一に該當するものであつた。該案は大正六年六月市會に附議せられたが、大多數を以て通過し、東京府知事を経て主務省に申達せられ、同年八月二十一日に認可を得た。奥田氏は同日薨去したが、三電協定の問題にて死期を早めたとも傳へられてゐる。

此の際に於ける七月十二日三電氣事業者間に締結せられた「電氣供給區域及料金其の他の供給條件に關する契約」の全文は次の通りである。

電氣供給區域及料金其の他の供給條件に關する契約

東京市（以下單に市と稱す）東京電燈株式會社（以下單に東電と稱す）及日本電燈株式會社（以下單に日電と稱す）は各自の經營する電氣供給事業に關し相互に競争的行爲を避くるの趣旨に基き各供給區域中新なる需要に應ずべき地域を劃定すると共に料金其の他の供給條件を衡平均等ならしめ一般公衆の利便を増進するの目的を以つて協議を調へ茲に左記條款の通契約を締結す

第一條 市、東電及日電の三事業者（以下單に三事業者と稱す）は此契約書の條款に従ひ相互に事業經營上現に保有する權利を妨ぐることなく且將來孰れか一方に於いて苟も他方の利害に關する競争的行爲を爲さざるべきことを約す

第二條 此契約を適用すべき供給區域は市及日電に在りては、各其供給區域の全部、東電に在りては其供給區域中市の供給區域と重複する部分とす

第三條 三事業者は將來新なる需用に應じ電氣を供給すべき相互の限界を定むるが爲め各自の事業に屬する前條の供給區域を普通供給區域及特別供給區域の二種に區別し其の地域を左表の通劃定す

事業者	普通供給區域	特別供給區域
東京市	東京市の内 芝區 麻布區 牛込區 小石川區 本郷區 荏原郡の内 品川町 大井町 大崎町 池上町 馬込村 平塚村 目黒村 碑衾村 世田ヶ谷村 豊多摩郡の内 千駄ヶ谷町 澁谷町 代々幡町	東京市の内 麹町區 神田區 日本橋區 京橋區 赤坂區 四谷區 下谷區 淺草區 本所區 深川區 荏原郡の内 品川町 大井町 大崎町 池上町 馬込村 平塚村 目黒村 碑衾村 世田ヶ谷村 豊多摩郡の内 千駄ヶ谷町 澁谷町 代々幡町
日電	東京市の内 淺草區 本所區 深川區	東京市の内 麹町區 神田區 日本橋區 京橋區 芝區 麻布區 赤坂區 四谷區 牛込區 小石川區 本郷區 下谷區

第四條 將來前條に掲ぐる供給區域の市郡若は區町村に於て行政區劃を變更せられたる場合と雖其供給區域は此契約締結の際に於ける行政區劃の疆界線に依るものとす

將來東京市の内京橋區、芝區及深川區の地先海面並郡部町村の地先海面に於いて新に埋立地を築設し、之を前條に掲ぐる供給區域の區町村に編入せられたる場合に在りては其埋立地は原行政區劃所屬供給區域の區別に従ひ當該事業者に屬する普通供給區域又は特別供給区域内に追加せられたるものと看做す但し其埋立地を以つて新に獨立の行政區劃を設定せられたる場合に在りては三事業者の代表者間に於いて別に其の所屬を協定するものとす

第五條 三事業者は各自己の事業に屬する普通供給区域内に於いては此契約書に別段の定ある場合を除くの外自己の事業に屬する従前の需用に應じ電氣を供給することを得るは勿論將來新なる需用に應じ電氣を供給することを得

第六條 三事業者は各自己の事業に屬する普通供給区域内に於て新なる需用が三事業者中の他の事業者に屬する既定使用場所と同一場所に生じ且其事業者が同一引込線に依りて供給し得べきものなるときは之に對し電氣を供給することを得ず但し此契約書に別段の定ある場合又は當該事業者の承諾を得たる場合は此限りに在らず

第七條 前條に於て既定使用場所と稱するは左に掲ぐる使用場所を謂ふ

- 一 此契約實施の際現に電氣を供給する使用場所
 - 二 此契約實施の際現に電氣供給の休止、中止又は停止中に係る使用場所
 - 三 此契約實施前電氣の供給を承諾したる使用場所にして此契約締結の際現に引込線及使用場所に於ける電氣工作物の施設工事落成し未だ電氣の供給を開始せざるもの又は其工事中に係るもの
 - 四 此契約實施後第十一條の規定に依り電氣の供給を承諾したる使用場所
- 第八條 第六條の既定使用場所は左の場合と雖仍之を既定使用場所と看做す

- 一 電氣供給に關する要件の變更を爲し又は使用者名義の變更を爲すとき
- 二 建造物の改築大修繕又は再築を爲すとき

第九條 第六條の既定使用場所は此契約實施後電氣の供給を廢止若は拒絕したる場合と雖も其廢止又は拒絕後一箇年を経過せざる間は仍之を其既定使用場所と看做す

前項の規定は電氣供給の廢止又は其供給承諾後の拒絕が此契約實施前に生じたるものに關し之を準用す

第十條 第六條の既定使用場所は其全部に對する電氣供給の休止中止又は停止が引續き一箇年に達したるときは之を其既定使用場所と認めず

第十一條 三事業者中孰れかの事業者が自己の事業に屬する普通供給区域内に於て已むことを得ざる事由に因り電氣の需用に應ぜざるときは三事業者中の他の事業者は當該使用場所所在地の區別に従ひ左表に掲ぐる順位に依り其需用に應じ電氣を供給することを得

普通供給區域 所屬業者名	使 用 場 所	所 在 地	第一順位事業者名	第二順位事業者名
東京市の内	芝區 麻布區 牛込區 小石川區	東京市	東京電	東京電
東京市の内	本郷區 神田區 日本橋區 赤坂區 四谷區	東京市	東京電	東京電
東京市の内	麹町區 下谷區	東京市	東京電	東京電
荏原郡の内	大井町 大崎町 池上村 馬込村 平塚村 目黒村	東京市	東京電	東京電
品川町 大井町 大崎町 池上村 馬込村 平塚村 目黒村		東京市	東京電	東京電
豊多摩郡の内	世田ヶ谷村	東京市	東京電	東京電
千駄ヶ谷町	澁谷町 代々幡町	東京市	東京電	東京電

日 電 東京市内 浅草區 本所區 深川區

東 市 電 東 市 電

第十二條 三事業者は各自己の事業に屬する特別供給区域内に於ては自己の事業に屬する既定使用場所以外に電氣を供給することを得ず但し其既定使用場所と雖も増加供給の場合に在りては同一引込線に依りて供給し得べきものに限るものとす
第七條乃至第十條の規定は前項の既定使用場所に關し之を準用す

此契約書に別段の定ある場合又は當該事業者の承諾を得たる場合は本條の規定に拘はらず電氣を供給することを得

第十三條 三事業者中孰れかの事業者が自己の事業に屬する特別供給区域内に於て已むことを得ざる事由に由り自己の事業に屬する既定使用場所に於ける電氣の需用に應ぜざるときは當該使用場所所在地を以て普通供給區域とする事業者に於て其需用に應じ電氣を供給することを得

第七條乃至第十條の規定は前項の既定使用場所に關し之を準用す

第十四條 使用場所所在地が普通供給區域と特別供給區域とに跨るときは其使用場所中主たる供給設置所在地の屬する供給區域内に其使用場所の全部が屬するものと看做す

第十五條 左に掲ぐる條件を以て電動力又は其他の電力を供給する場合に於ては第六條乃至第十四條の規定に依らざることを得

- 一 當該事業者より供給する電力が一使用場所に於て當時少くとも十「キロワット」超過のものたるべきこと
 - 二 供給する電力を直接たると間接たるとを問はず當該使用場所に於て電燈用に供せしめざること
- 電氣使用の目的が左に掲ぐるものなるときは前項第二號の制限を適用せず

一 電氣事業法第一條第一號に該當する電氣事業の電源に供するもの

二 電氣事業法第一條第二號に該當する電氣事業の電源に供すると共に其直接附帶設備として同法施行規則第十五條第四項に掲ぐる使用場所に於て電燈用に供するもの

三 電氣事業法第十七條の規定に依り同法を準用する事業に於て其使用電力の一部分を直接其事業に必要な電燈用に供するもの

四 官廳施設電氣事業規則第五條若は自家用電氣工作物施設規則に依り電動力其他の電力を使用する工場に於て其使用電力の一部分を直接其工場に必要な電燈用に供するもの

前項第三號及第四號の場合に於ける電燈用使用電力の「キロワット」數は第一項第一號に規定する「キロワット」數の制限に之を算入せず

第十六條 市の經營又は管理に屬し且つ公用又は公共の用に供する場所に於て市自ら電氣を使用する場合は第六條乃至第十四條の規定を適用せず

前項の規定は東電及日電に於て各其事業所屬の營業所、變電所、送電又は配電線路、工場及其他之に類する場所に於て自ら電氣を使用する場合に之を準用す

第十七條 三事業者は各自己の事業に屬する使用場所に付左に掲ぐる事由に因り電氣の供給を拒絶したるときは遅滞なく相互間に其使用場所、使用者の氏名、使用の目的、設備の概要、處分の原因たる事實及處分の年月日等を通知することを要す處分を取消したるとき亦之に準ず

- 一 電氣供給に關し使用者の負擔に屬する料金、工事費、賠償金等の支拂を延滞したること
- 二 前號の外事業者の定めたる電氣供給の條件に違背したること

第十八條 前條各號に掲ぐる事由に因り電氣の供給を拒絶せられたる者が他の事業者より電氣の供給を受けむとするときは當該事業者は前事業者の承諾を受くるに非ざれば其需用に應ずることを得ず其拒絶せられたる使用者と異りたる名義人より需用の申出を爲したる場合と雖も其名義人が拒絶せられたる使用者と同一の生計又は同一經濟の營業に屬するものなるとき亦同じ

第十九條 三事業者は相互に三事業者中の他の事業者に屬する使用場所に於て其使用者の申出に應じ切换供給を爲さむとするときは普通供給區域内なると特別供給區内たるとに拘はらず其使用場所所屬事業者の承諾を受くることを要す

前項の場合に於ては其使用場所に於ける電氣工作物の工事費（事業者所屬工作物に限る）及引込線工事費を其所屬事業者に補償することを要す

當該使用場所か供給未開始のもの雖も既に其工事の準備を了りたるときは其準備に要したる費用を補償することを要す

當該使用場所に供給する爲特に施設せる配電線路あるときは其工事費をも補償することを要す

前各號の補償金額は其工作物の保存年限其他の情況を斟酌し該事業者の代表者間に於て其都度協定するものとす

第二十條 三事業者は電氣供給に關する料金其他の條件を總て同一ならしむるものとし之に關する從來の規程は附録準則に依り各自之を改正することを要す前項の規定に依る改正規程の實施期日は三事業者の代表者間に於て別に之を協定するものとす

第二十一條 附録準則第三十八條又は第四十七條の規定に依り料金を定むる場合又は同準則に規定するものの外電氣供給の條件を定むる場合は三事業者の代表者間に於て別に之を協定するものとす

附録準則第六十四條の規定に依り料金を定むる場合は市及東電の兩代表者間に於て之を協定するものとす

第二十二條 三事業者中孰れかの事業者が此契約に違背して他の事業者所屬使用場所に於ける需用に應じ電氣を供給したると

きは其使用場所一箇所に付違約金百圓宛を他の各事業者に支拂ふことを要す

三事業者中孰れかの事業者が此契約に違背して電氣供給に關する料金を低減し若は之を無料と爲したるときは其違背の事實ありたる使用場所一箇所に付違約金五十圓を他の各事業者に支拂ふことを要す

前二項の規定は損害賠償の請求を妨けず

前三項の外此契約に違背したる場合の制裁に關しては三事業者の代表者間に於て別に協定するものとす

第二十三條 三事業者は此契約の目的を遂行するに遺憾なからしむると共に相互に交渉する案件を圓滑敏捷に處辨するが爲業務監査委員及交渉員若干名を選任することを要す

前項の委員に於て執行すべき事務の處理方法並に之に關する費用の負擔及其他の必要なる事項は三事業者の代表者間に於て別に協定するものとす

第二十四條 業務監査委員をして掌理せしむべき事務の概目左の如し

- 一 此契約書に定めたる事項に關し三事業者の實行狀況を査察し其實績を三事業者に報告すること
- 二 三事業者の供給設備並に業務の執行に關し一般使用者の利便を阻碍し又は衡平均等を缺くの虞ある場合に於て其事實を査察し關係事業者に戒告を爲すこと

三 前各號の外此契約の目的を遂行するに必要な事項を調査すること

交渉委員をして掌理せしむべき事務の概目左の如し

- 一 此契約の實行に關し二事業者以上交渉の事項を商議すること
- 二 此契約書中三事業者間に於て協定すべきものと定めたる事項に付商議すること
- 三 此契約の適用に關し疑義を生じたる場合に於て商議すること

二十四 一〇五 一五〇 三十二 一三〇 一〇〇

備考 改正料金に於いては電球は會社負擔又改正前料金に於いては需用者負擔とす

此の改正に就き反對の氣勢が揚つたのである。其の理由とする處は(一)料金値下げの前觸れに比し實際の値下げが十燭は三錢、五燭は値下げせざる(二)倍燭制の特典を廢止せること等であり、會社側は(イ)需用多き燭數のものに値下げを著しく行ふことは減收による事業危殆を來たす(ロ)將來需用多き高燭を相當値引せること(ハ)電球を會社持にせること等より需用家に對する誠意の披瀝であるとして應酬した。市會も此の問題を重視して同市と岐阜電燈との間に明治四十二年十一月に締結せられた報償契約の第五條に料金の値上げの場合は市の承認を必要とせらるに、今次の料金改正は倍燭制の廢止により實際上値上げとなるに拘はらず其の承認を求めなかつたとの理由からして、此の改正料金を撤回せしむると同時に報償契約の改訂を問題とした。斯くして倍燭制の復舊と同時に會社の利益増大(タンダグステン電球使用に依る)の事情より、報償金増加のための報償契約の改訂の建議となり、贊否兩派に分れて激論があり、市會は之を通過せしめたが、市參事會は否決するに至つた。

六月七日市民大會が開催せられ、「岐阜市ハ報償契約第十條ニ依リ會社ニ對シテ同契約ノ解除ヲ告知スベシ」と決議した、之は會社が報償契約に違反したる場合に同契約を解除すとの規定を指すものである。斯くして岐阜市内に消燈同盟を生ずる等形勢愈々悪化し、市外にも蔓延して收拾すべからざることとなつた。消燈に依る不善者の横行となり、暴行を生じ、岐阜市北邊小熊野變電所の襲撃放火事件すら生ずるに至つた。そこで岐阜縣知事は事態を重視し兩者に

對して無條件一任の仲裁を申出でたところ、市民大會、市會並に會社側共之に贊し、七月二十八日知事の仲裁案が發表せらるるに至つた。

覺 書

岐阜電氣株式會社の電燈料金裁定方を依囑せられたるにつき審査熟慮を遂げたるに左記の通り處理するを適當と認む

大正三年九月二十八日

島田剛太郎

燭	光	内	燈	外	燭	光	内	燈	外	燈
五燭			四十五錢		四十三錢	三十二燭		一圓四十五錢		一圓三十錢
十燭			六十二錢		五十七錢	五十燭		二圓十五錢		一圓九十錢
十六燭			八十錢		七十五錢	百燭		四圓		三圓六十錢
二十燭			九十五錢		八十五錢	弧光燈		十三圓		十圓
二十四燭			一圓十五錢		一圓					

注意 本料金は七月一日に遡り實行すること

契 約

岐阜市並に岐阜電氣株式會社は此際明治四十二年十一月兩者の間に締結せる契約以外に左の契約を締結するを以て適當なりと認む

- 一 市自ら電燈電力の供給事業を經營せむが爲め相當代價を以て營業並に營業に必要な物件の全部を買収せむとするときは明治四十二年十一月市と會社との間に締結したる契約第六條中に定められたる報償金納付期間と雖も會社は之に應ずべきなり

- 一 會社の決算期に算出せられたる總益金中より總損金を控除したる殘額より拂込資本總額に對し年率一割二分に相當する金額最低法定準備金並に賞與金を差引くも尙過剰を生じ其の半額を以て相當料金の輕減を爲し得るに至れるときは會社は次の事業年度より該金額に相當する料金を輕減すること
 - 一 前項の計算に關しては會社は其の立證の責任あるものとす
 - 一 會社は從來岐阜市に納入し來れる報償金額の外大正四年以上期以後は毎營業期に電燈數に應じ左の通り追次納付すること
 - (イ) 岐阜市内に於て取付けある電燈筒數二萬五千燈未滿までは四百圓
 - (ロ) 二萬五千燈以上三萬燈未滿までは更に二百圓を増加し六百圓とし、三萬燈以上は右に準じ追次増加すること
- 會社の現狀に就き精細調査を遂げたるも著しき低減の餘地なきに依り一面會社の配當率を相當低減するものとし一面經常費にも節約を加へ以て右の如く料金の値下を爲すを適當なりと認めたり、而して會社は今回の料金低減を機とし其の營業方法にも改善を施し誠意親切を旨とし努力せば其の收入を増加し利益に餘裕を見るに至るの日は蓋し遠からざるべしと信ずるを以て此の場合には會社は自ら進んで相當料金の値下を斷行せむることを希望す

希望 條件

會社側に對する希望

- 一 取付料並に取外料は此際限り徴收せざること
 - 一 月末に至らずして廢燈若くは休燈せるものと雖も此の際に限り總て日割計算とすること
 - 一 七月以降停滯せる電燈料の集金方法に就ては此の際特に注意すること
 - 一 此際會社に於て電燈需用に關する規定を爲すに當つては一層需用者の便益如何を考慮すること
- 需用者側に對する希望

一 今回の裁定に就ては双方共に互讓の必要を認め別紙の如き裁定を爲したる次第なるが畢竟するに兩者の福利は相併進し相戻らざるものと信ずるを以て將來會社が誠意を示し營業の刷新を圖るに於いては此際に於ける一時の確執は之を一擲し斯業の發達に好意を致されむことを望む

今此の裁定に關して會社の改正案との比較を見ると次の通りである。

料 金 比 較 (屋内燈)		燭 光		燭 光			
燭 光	裁定料金	改正料金	差 引 減	燭 光	裁定料金	改正料金	差 引 減
五燭	四十五錢	四十七錢	二錢	二十四燭	一圓十五錢	一圓二十錢	五錢
十燭	六十二錢	六十七錢	五錢	三十二燭	一圓四十五錢	一圓六十錢	十五錢
十六燭	八十錢	八十五錢	五錢	五十燭	二圓十五錢	二圓五十錢	三十五錢
二十燭	九十五錢	一圓	五錢	百燭	四圓	四圓七十錢	七十錢

斯くして市民側も會社側も仲裁案を應諾し、郡部も略々同様の手續の下に本爭議は終了に至つた。

第八款 各地に於ける料金競争

一、宇治川電氣が明治四十三年一月電氣事業の經營許可を得たる際、大阪市に於いては地中線にて電燈の供給をなすことを認められたので、同六月地中線を以て電燈供給を行ふことに就き認可申請をなした。當時大阪市に一般電燈電力の供給を行つてをた大阪電燈は之に脅威を感じたので、相互諒解の上宇治川は水力發電に依り主として電力の供給に當り、大阪電燈は電燈供給を本位として兩社共存の方針を樹て、四十四年十月其の提携を見ることとなつた。

此の際大阪電燈は宇治川電氣より二萬キロワットを受電し、大阪電燈の既許可火力發電所（安治川東發電所發電機容量五千キロワット四臺）は臨時必要な場合のみの外運轉を休止し、且つ大阪電燈の動力の販賣を制限して宇治川電氣に其の方面の販路開拓に資することを定めた。

其の後宇治川電氣は第二水力發電所の開發計畫をなしてをつたが、工事に長期の日子を要し、且つ渴水期の補助として一時常用の設備として大正四年三月一萬五千キロワットの火力發電所増設の許可を申請するに至つた。此の點は曩の大阪電燈と宇治川電氣との間に於ける協定の精神を無視するものとして、大阪電燈より宇治川に抗議をする處があつた。結局西部遞信局長が調停し、同年末の兩者の意見の一致を見て、大正五年四月汽力電力電給契約を締結し、大阪電燈が安治川東發電所に一萬二千五百キロヴォルトアムペア發電機二基を増設して、大阪電燈より宇治川電氣に供給することとなつた。其の後大正六、七年に至り炭價騰貴により料金の紛議を生じたが、大正九年六月大阪府警察部長の仲裁に依つて、汽力電力供給契約に定められた電力料金に石炭條款を附することとなり、石炭一萬斤に付いて其の價格五十圓を超過するとき、金五圓を増す毎に、一キロワット時に就き金一厘一毛七糸五忽を支拂ふべき案に同意することとなつて、此の紛争も解決を見るに至つた。

二、中京に於ける電氣事業者間の競争は、明治二十七年頃に起つてゐる。即ち名古屋電燈株式會社と愛知電燈株式會社との間に於けるものが之である。愛知電燈株式會社の創立の事情を見ると、名古屋電燈の經營が士族の商法に流れてをつたため、一部に新會社設立の機運を醸成し、恰も大須旭廓に大火があつたのを機とし、遊廓内にてランプ使用を廢止して電燈に代へむとし、名古屋電燈に對して一時に團體申込をなすに依り相當割引方を申込んだ處、拒絶せらるる

るやうなことが起つた。茲に於いて旭廓を中心として新電燈會社が發起せられるに至つた。即ち同社は明治三十六年十月三十日電燈營業の儀を愛知縣知事並に遞信大臣に提出し、二十七年一月十六日いづれも免許の指令があつた。斯くして三月二十四日に資本金十五萬圓、商號愛知電燈株式會社として創立總會の終了を見、四月十日會社設立の件を農商務大臣に出願し、同月三十日其の認可の指令があつた。同社は愛知郡那古野村字廣井に發電所敷地を定めて工事に著手し、二十七年十一月二十日第一期工事の落成を見た。發電所設備は二十九年三月七日第二期工事を終つて次の通りとなつた。

發 電 機

ホプキンソン型交通六〇〇燈乃至八〇〇燈用	一 臺
エデソン式十二號型直流三〇キロワット	二 臺
エデソン式十號型直流二五キロワット	二 臺

汽 罐 外 省 略

同社の供給區域は旭廓内の外、名古屋電燈の架線せざる道路があれば直ちに申願して供給區域に取入れ、名古屋電燈の電柱を建設せる道路には、建柱をなし得ないため地主と交渉して私有地内に建柱して燈數の増加を計つた。明治二十九年二月末には、電燈供給總數一千六百七十燈に達した。同社の料金は詳かでないが、最初旭廓内に就いては電燈十燭光一燈に就き左記の通りであつた。

燈とし、料金は従來の半夜燈料金を以て供給することとした。併し之を以てしても東海電氣の料金は五燭にて九錢、十燭にて二十錢、十六燭にて十四錢低廉であつたため競争をなし得ず、遂に東海電氣の架線地域内に限り同一の割引をするに至つた。斯くして同一街路に面する所も一方は兩者の架線區域なるより十燭一箇月六十五錢なるに、他側は名古屋電燈のみの供給關係にあるため八十五錢を徴する等の現象を生じた。此の競争も激甚を極めたのであつたが、時恰も名古屋電力株式會社が八百津發電所を建設し、名古屋市に供給せむとの氣配を示したため、兩社接近し明治三十九年十二月に至り合併することとなつたのである。同合併は名古屋電燈一株に就き、東海電氣一株の割合であつたが、名古屋電燈より東海電氣に十五萬圓の現金を交付した。當時東海電氣の資本金は二十五萬圓全額拂込濟であつたから現金交付の割合は可なり大きなものであつた。

三、京都市に於ける電氣供給事業は電力は京都市電が、電燈は京都電燈株式會社がそれぞれ其の供給に當り、各自其の分野を守つてゐた。而して明治三十七、八年戰役後の好況時代を受けて兩事業共逐年膨脹を續け、市は水利、水道軌道の所謂三大事業を完成し、明治四十五年三月、第二疏水の開鑿によつて發電出力を増加し、一方京都電燈も四會社を合併し三會社を買收し、京都市及郡部、近縣まで供給區域を擴張するに至つた。

明治末葉に至り従來の電力及電燈の供給分野は漸く紊れ、一戸二、三燈の需用家にまで兩事業者より電燈を供給するが如き結果となつた。此の間に多數の電氣工事請負業者が介在し、頻りに需用家の勧誘争奪を事とし、需用家も亦巧に此の競争を利用し、多少にても僅少なる料金にて供給を受くるに努めるものを生じ、遂に兩事業者間の競争は白熱して、京都市は三箇月間無料點火の上規定料金の二割減にて供給するが如きことすら行ひ、京都電燈も亦之に對

應して多大の割引をなすに至つた。

斯くして兩事業者の電線路は市内に於いて相錯綜し、保安上危惧すべき状態となり、京都市電は第二期事業の完成と共に多額の市債の負擔の重壓が加はるに至り、収入は之に伴ざるものとなつた。茲に於いて監督官廳たる當時の西部遞信局は市と京都電燈間に圓滿なる協商を遂げしめんことを圖り、大正三年十月三十日に至り兩者間の協議成立し、左記内容を有する契約書を京都市長と京都電燈會社社長との間に取交はすこととなつた。

契約書の内容

- (一) 電燈、電力料金は市は値上、會社は値下を實行して兩者同一ならしむること
- (二) 兩者供給區域中各營業區域を限定し、相互に相侵さざること、但し區域の限定に關しては大森京都府知事及坂野西部遞信局長の裁定に依ること
- (三) 兩者營業區域内に現に存在する相手方の電線路及引込線は契約實施の際一時其の區域内營業者に於いて無料を以て保管及使用し一箇年以内に相互整理すること
- (四) 契約實施期及其の實施に伴ふ必要の事項は京都市長と京都電燈會社社長と協議の上處理すること
- (五) 契約の有効期間は締結の日より十箇年とすること

此の假契約は京都市會に提出せられた處、契約有効期間十年を五年に短縮し、其の他の諸項は前記通りに可決し、會社側も之に贊し、大正三年十二月三十日市と京都電燈間に於いて正式に其の締結を見るに至つた。殘る問題として供給區域の協定の件は大森京都府知事並に坂野西部遞信局長に裁定方を依頼し、其の承諾を得て市及會社の其の當時に於ける電氣供給力、取付キロワット數、發電餘力其の他の事項を參酌し、大正四年二月五日左記の裁定書の作成を

見た。

營業區域限定裁定書

市及會社ノ營業區域分割ハ現在双方ノ電氣供給力、取付電燈數ノ割合、從來ノ營業狀態並ニ工作物ノ關係等ヲ考慮シ且地域分割後從來ノ營業狀態ニ著シキ變動ヲ生ゼシメザルヲ期スル外更ニ双方相當ノ利潤ヲ擧グルコトヲ得シムルコトニ重キヲ置キ決定スルモノト信ズ、此趣旨ニ依リテ市及會社ノ營業區域限定ニ關スル件左ノ通裁定ス

第一條 京都市内ヲ左ニ掲グル一線ニ依リ南北ニ分界シ北方ヲ京都市、南方ヲ京都電燈株式會社ノ營業區域トス

上京區地内將軍塚南手市郡境界ヨリ西へ道路中心ニ沿ヒ長樂寺前時雨楓橋手ヲ西へ神幸通ヲ下リ東山通電氣軌道ノ中心ニ出デ軌道中心ニ沿ヒ北へ三條通中心ニ沿ヒ西へ烏丸通中央ニ至リ軌道ノ中心ニ沿ヒ北へ二條通中央ヲ西へ堀川中央ニ至リ同川中心ニ沿ヒ北へ丸太町通ニ至リ更ニ軌道ノ中心ニ沿ヒ西へ郡部境界ニ達スル線

第二條 京都市以外ニ在リテハ市ハ左ニ掲グル電氣ノ供給ヲ除ク外一切電燈及電力ノ供給ヲ爲サザルモノトス

一、現ニ供給スル電力

二、既ニ供給ノ豫約ヲ爲シタル電力

三、會社ノ供給セザル建造物内ニ於テ會社ノ承諾ヲ經テ供給スル電力

四、前各號ニ依リ電力ヲ供給セル場合ニシテ同一需用家ノ爲電氣工作物ヲ施設シタル同一構内ニ於テ増加供給スル電力

五、會社ガ現ニ他ノ會社トノ契約ニ依リ電氣ノ供給ヲ爲サザル區域内ニ供給スル電燈電力

第三條 大禮御用ノ場合及監督官廳ニ於テ特ニ必要アリト認メラレタル場合ニシテ前二條ノ規定ニ據ルコト能ハザル事由アルトキハ豫メ相手方ニ通知ノ上前二條ノ規定ニ拘ラズ電氣ノ供給ヲ爲スコトヲ得ルモノトス

第四條 市ノ經營スル電氣事業用發電所、變電所、開閉所、水利事業、電氣軌道其附帶設備（電氣事業法施行規則第十五條ニ

依リ）及自家用電氣工作物施設規則ニ依リテ施設シタル電氣工作物ニ必要ナル電氣ノ使用並ニ大津市水道用電氣ノ供給ニハ前各條ノ規定ヲ適用セザルモノトス

會社ガ會社ノ發電所、變電所、開閉所構内ニ使用スル電氣並ニ京都電氣鐵道株式會社及京都帝國大學（但シ高野發電所全部ヲ專用セシムルモノ）ニ供給スル電力ニ付テモ亦前各條ノ規定ヲ適用スルモノトス

第五條 市ハ會社ノ請求アルトキハ第二條ニ依リ供給スル需用者ノ氏名、供給地、電氣使用方法ノ種別電動機等ノ種類容量等ノ調書ヲ速ニ會社ニ送附スルモノトス、爾後之ニ變更ヲ生ジタルトキ亦同ジ、前二條ニ依リ互ニ他方ノ營業區域内ニ於テ使用シ又ハ供給スル電氣ニ付テハ前項規定ヲ準用スルモノトス

第六條 將來行政區劃ノ變更ニ由リ京都市ニ編入セララルル地ハ左記各號ノ規定ニ依ルモノトス

一、丸太町通ヲ西へ千本通ニ衝當リ南へ更ニ丸太町通ヲ西へ聚樂廻七本松ヲ南へ（以上道路中心線ニ沿フコト）官設京都山陰線鐵道敷地ノ北境界線ニ沿ヒ西へ延長スル線以北及愛宕郡ノ地内ガ新ニ市ニ編入セラレタルトキハ市ノ營業區域ニ編入ス

二、前號以外ノ地方新ニ市ニ編入セラレタルトキハ會社ノ營業區域ニ編入ス

大正四年二月五日

大 森 鐘 一
坂 野 鐵 次 郎

茲に市と京都電燈との間に料金及供給區域の各協定は成立したが、後大正四年四月二十八日、兩者協議して契約實施期日を五月一日とし、其の實行に必要な配電線路の整備並に計器の切替等に就き打合せを行ひ、從前市と會社との間の混同せる區域を二十七區に分ち、第一區より切替工事に著手し大正五年三月三十一日に市と會社との間の電氣

工作物の授受を終つた。協定實施準備以來の所要の經費は市側十萬圓餘、會社側八萬六千圓を算した。

第九款 歐洲戰爭以後の電氣料金

一、物價騰貴と料金値上

大正七、八年頃に至り歐洲戰亂の影響に依り物價及勞銀の急騰を見た。殊に火力發電による事業者は炭價の昂騰のため其の經營は著しく困難になつた。一方需要の増加は發電所の建設を必要としたが、勞銀、材料、金利等の上昇に依つて、三、四年前の建設費の二、三倍もかかることとなつた。斯くの如くして電氣料金の値上げは止むを得ざる結果に立到つた。當時の料金の値上げの大勢は日本電氣協會が電燈料金引上をなしたものの百五十餘、電力料金引上げをなしたものの約百二十社につき調査せる處に依つて之を概觀することが出来る。(日本電氣協會會報第六十七號及六十八號參照) それに據ると大體次の傾向を認め得るのである。

(一) 電 燈 料 金

- (イ) 高燭電燈の料金は据置又は却て値下げをなすものもあつた
- (ロ) 値下げを行つたのは使用燈數の多き小燭光のものを主とした。其の絶對額に就いて見るに定額電燈最高の値上げは五燭二十錢(千葉、旭町電燈所)十燭二十錢(同上)十六燭三十錢(同上)二十四燭三十錢(同上)であつた。従量電燈は一KW Hに就き二十錢(山口縣、彦島電氣)を最高とする。
- (ハ) 間接的の値上げを策したものとしては
 - (1) 従來の炭素織電球を基本とした料金制をタングステン電球に改めることとせるもの

- (2) 従來徴收しなかつた電燈器具の貸付損料を徴することとせるもの
- (3) 最低料金の最低料を高めたるもの等がある

(二) 電 力 料 金

- (イ) 最高は倍額に値上げしたのもあつた。特異のものとしては淡路電燈の如きは夜間一馬力十二圓を四十圓に、五馬力六十圓を二百圓に値上げを行つた。
- (ロ) 最低使用量のみ引上げを行つたに過ぎぬものがあつた。
- (ハ) 従量の値上げの最高は一KWH一錢五厘を五錢に引上げたものがあつた(山口縣彦島電氣)

此の物價高に依る料金値上の傾向は、大正末期より昭和元年にかけての物價の漸進的低下、大規模な水力の發電及送電の完成に依る供給者側の原價事情、並に一般社會狀勢に基く料金値下の要請を反映して、纏て低減の傾向に轉ずるに至つた。

二、従量制の普及

電氣料金制度の上に於いて注目すべき現象の一つとしては、大正七、八年以來定額電燈に對して従量料金に依る供給が漸次増加して來たことである。之は一般需用家の電氣使用に關する常識の進んだこと、一需用家に於いて多數に電燈を使用することとなるに至つたこと等が重要な原因となつてゐる。今其の趨勢を統計に就いて表示すると次の通りである。

定額、従量別電燈増加表

年次	總 燈 數	百分率	定 額 燈 數	百分率	從 量 燈 數	百分率
大正二年	五,五九五,〇〇〇	一〇〇%	四,七四五,〇〇〇	八四・八%	八四九,〇〇〇	一五・二%
三	六,九九四,〇〇〇	一〇〇%	五,八九八,〇〇〇	八四・三%	一,〇九五,〇〇〇	一五・七%
四	七,五三八,〇〇〇	一〇〇%	六,四二四,〇〇〇	八五・二%	一,一四〇,〇〇〇	一四・八%
五	九,〇三五,〇〇〇	一〇〇%	七,五九四,〇〇〇	八四・一%	一,四四〇,〇〇〇	一五・九%
六	一〇,三一七,〇〇〇	一〇〇%	八,六二〇,〇〇〇	八三・六%	一,六九六,〇〇〇	一六・四%
七	一一,九〇〇,〇〇〇	一〇〇%	九,九〇五,〇〇〇	八三・二%	一,九九五,〇〇〇	一六・八%
八	一四,一六七,〇〇〇	一〇〇%	一一,八〇一,〇〇〇	八三・三%	二,三六六,〇〇〇	一六・七%
九	一六,一三七,〇〇〇	一〇〇%	一三,二八九,〇〇〇	八二・四%	二,八四七,〇〇〇	一七・六%
十	一八,一一四,〇〇〇	一〇〇%	一四,八〇三,〇〇〇	八一・七%	三,三一〇,〇〇〇	一八・三%
十一	二〇,五二二,〇〇〇	一〇〇%	一六,四六三,〇〇〇	八〇・二%	四,〇五八,〇〇〇	一九・八%
十二	二一,六八七,〇〇〇	一〇〇%	一七,三二九,〇〇〇	八〇・〇%	四,三五七,〇〇〇	二〇・〇%
十三	二四,四四七,〇〇〇	一〇〇%	一九,一七六,〇〇〇	七八・四%	五,二七一,〇〇〇	二一・六%
十四	二七,三二〇,〇〇〇	一〇〇%	一九,九四五,〇〇〇	七三・〇%	七,三七五,〇〇〇	二七・〇%
昭和元年	三〇,一五九,〇〇〇	一〇〇%	二一,二七六,〇〇〇	七〇・五%	八,八八二,〇〇〇	二九・五%
二	三二,三二二,〇〇〇	一〇〇%	二一,七八八,〇〇〇	六七・四%	一〇,五三四,〇〇〇	三二・六%
三	三三,九〇九,〇〇〇	一〇〇%	二二,〇六九,〇〇〇	六五・一%	一一,八四〇,〇〇〇	三四・九%
四	三五,八九三,〇〇〇	一〇〇%	二二,四四三,〇〇〇	六二・五%	一三,四五〇,〇〇〇	三七・五%
五	三六,八三九,〇〇〇	一〇〇%	二二,二六八,〇〇〇	六〇・四%	一四,五七一,〇〇〇	三九・六%
六	三七,四一三,〇〇〇	一〇〇%	二一,七二七,〇〇〇	五八・一%	一五,六八六,〇〇〇	四一・九%

電燈に關する此の趨勢を助長した一因は大都市に於ける一定燈數以上の需用家に對して定額料金制による供給を認

めず、必ず従量料金に依ることとする所謂強制従量供給制度の採用せられたことにある。此の制度を採用する理由には(一)電力浪費の防止(二)電力擅用の防止(三)家庭電化の普及(四)晝夜間送電實施の必要等が數へられるのである。

本制度を最初に採用したのは神戸市電氣局であつて、大正十年十二月より五燈以上の強制従量供給制度を實施した。其の後東京市及東京電燈が東京市内に對して大正十三年四月より三燈以上の同制度を採用し、東邦電力も亦名古屋市内に對して昭和四年五月より三燈以上の同制度を採用した。

三、家庭電熱の供給

明治四十年頃家庭用電熱に關して講演會が各所に催され、一方諸外國より電熱器具類が輸入され、博覽會百貨店等にて實演して見せたこともあつた。併しながら其の實際の供給は大正年度以後のことに屬する。即ち大正元年京阪方面にて湯沸、風呂沸、電氣蒲團等が製作せらるるに至り、供給事業者も其の需要の開拓に努めることとなつた。同二年京都電燈は自社製の電熱器を貸付け供給を開始し、同三年十一月に家庭電熱に關する供給規程を作つた。之は從來の電燈及動力供給規程に準じて作つたものであつて、従量及定額の兩制度を採用した。大正四年十二月に至り大阪電燈も亦電熱供給規程を制定して、以て家庭電熱並に營業用電熱を供給し、南區宗右衛門町は半にて電氣七輪を設備し、松島第二圓成樓にて電氣蒲團を用ひ、天王寺電氣旅館及松島美の吉等にて電氣すき焼を始めた。暖房用として電熱を使用したのは京都市であつて、大正四年の御大典時八坂俱樂部に之を用ひた。其の電熱器箇數三十六臺容量百五十キロワットであつた。東京電燈は大正七年一月、神戸電燈は大正八年、横濱及名古屋等にも漸次其の供給を見るに至つた。

電熱の供給の躍進を見たのは大正十一年以降のことであつた。同年八月遞信省に於いて家庭電氣調査會を設けて官民識者を委員に囑託し、家庭電氣の應用と施設及方法に關する諸般の事項を調査した結果、大正十四年三月家庭電氣標準仕様書を作成し、併せて此の方面に關する電氣工作物規程の一部を改訂したのであつた。今大正十二年以降昭和二年までの家庭電氣の普及状態を見ると次の通りである。

全國家家庭電熱の普及状況（家庭電氣普及會調査）

年 度	契 約		年 度	契 約	
	容量キロワット	需用家戸數		容量キロワット	需用家戸數
大正十二年	一五、〇九五	八、八九七	大正十五年	八八、八三二	五九、八三三
十三年	三四、九四〇	二〇、〇九四	昭和二年	二二八、〇八八	八二、四一三
十四年	五九、〇六八	三六、三七七			一、四八
					一、五五

大正五年九月大阪電燈の最初に制定した電熱料金は次の如きものであつた。

大阪電燈電熱料金（大正五年九月）

最 低 料 金		最 低 料 金	
三A一箇月	二〇A一箇月一、四八	一圓	一圓
五〇キロワット時以内	二二五キロワット以内	二、五〇	一四、一八
五A一箇月	二五A一箇月	三、三八	二六、三三
七五キロワット時以内	三一五キロワット時以内	六、〇八	三八、一二
一〇A一箇月	五〇A一箇月	八、七八	四五、〇〇
一三五キロワット時以内	五八五キロワット時以内		
一五A一箇月	七五A一箇月		
一九五キロワット時以内	八四七キロワット時以内		

一〇〇〇アマペア 四五・〇〇
 一〇〇〇キロワット時以内
 電氣料 一キロワット時 八錢五厘

同社は其の後最低料金制を改め準備料金制としたが、一年數箇月の後再び大正十年十一月より最低料金としたことは注目すべきである。

昭和三年一月末に於ける六大都市家庭電熱供給料金を見ると次頁の通りである。（家庭電氣普及會調査に據る）

四、家庭綜合料金制の研究

電氣料金制度に關して次に注目すべき事項としては所謂家庭電氣料金制度である。之は従來の制度に於いては一需用家にして電燈の外電熱、電力等の使用を行ふ場合にありては、供給種別に從つて各電燈料金、電熱料金又は電力料金率に依つて各別に供給を受くべきこととなつてをたつたために屋内配線を異にし、計器を各別に設備し、事務手續を來たしてをたつたのであつた。そこで一需用家に供給する電氣は其の用途如何に關せず一料金率を以て之を行はむとする考へ方が生れた譯である。併しながら此の制度を採用するに就いては如何にして従來の事業収益を確保すべきかの點に於いて困難な事情が存在したために容易に實施の運びとなるに至らなかつたのである。然るに東邦電力に於いては綜合制料金なる名稱のもとに本制度を十二年頃より研究し、假りに名古屋及福岡兩市に於いて實施研究を行つたことがある。其の後大正十三年以降に至り關西方面にて南海電鐵、阪神電鐵其の他に於いても本制度を採用することとなり、東京電燈、東京市電其の他に於いては之に代るものとして電燈料金に就き従量料金のブロックを刻み電燈に併用して使用する電熱器類の使用に便ならしめることとした。

六大都市現行家庭電熱供給料金表 昭和三年一月現在

都市名	供給者	電氣方式	普通電氣料金		特殊電氣料金																																										
			使用電力量1kWh当料金	最低責任料金 其他																																											
東京市	東京電燈株式会社	交流 五〇サイクル	契約容量1kw以下 一月間使用電力量 100kWh以下 1kWh=付---5銭 100kWh超過分 1kWh=付---4銭	最低責任料金 契約容量1kw以下月... 3圓 契約容量1kw超過分... 限ル 1kw以下電熱器ハ電燈使用トシテ得 此場合料金ハ電燈-使用ノモト最低責任 料金ヲ課ス 電流制限器ヲ承認ス 電流制限器ヲ付ル場合ハ電熱器ノ容量ノモト ノ数ニ依リ電燈ノ制限容量ヲ以テ最大使用電力 ヲ契約スルコトヲ得	無シ																																										
大阪市	大阪市電氣局	全六〇サイクル	1kWh=付---4銭5厘	最低責任料金 下表ニ依ル <table border="1"> <tr><td>器具ノ容量</td><td>最低責任料金</td></tr> <tr><td>550w以下</td><td>1円35銭</td></tr> <tr><td>1.2kw</td><td>2円10銭</td></tr> <tr><td>2.0</td><td>4円00銭</td></tr> <tr><td>3.0</td><td>7円25銭</td></tr> <tr><td>4.0</td><td>9円45銭</td></tr> <tr><td>5.0</td><td>11円70銭</td></tr> </table> 上記標準以上ノ容量1kw以下ノ器具ハ2円25銭ノ加 500w以下電熱器ハ電燈ト併用スルコトヲ得 此場合料金ハ電燈-使用ノモト最低責任 料金ヲ課ス 但シ電熱器一箇-付電燈-併用トス 電流制限器ヲ承認ス (東京市ノ場合ニ全ク)	器具ノ容量	最低責任料金	550w以下	1円35銭	1.2kw	2円10銭	2.0	4円00銭	3.0	7円25銭	4.0	9円45銭	5.0	11円70銭	冬期(1ヶ月間)電熱料金 種類 使用時間 料金 550w以下ノ器具 夜間 28円 40w以下ノ器具 夜間 2円 月給電熱料金(1ヶ月) 種類 使用時間 料金 550w以下ノ器具 夜間 17円 40w以下ノ器具 夜間 50円																												
器具ノ容量	最低責任料金																																														
550w以下	1円35銭																																														
1.2kw	2円10銭																																														
2.0	4円00銭																																														
3.0	7円25銭																																														
4.0	9円45銭																																														
5.0	11円70銭																																														
名古屋	名古屋電氣株式会社	全六〇サイクル	契約容量1kw以下 一月間使用電力量 60kWh以下 1kWh=付---4銭5厘 60kWh超過分 1kWh=付---4銭	最低責任料金 契約容量1kw以下月間60kWh分(2円70銭) 300w以下電熱器ハ電燈ト併用スルコトヲ得 此場合 料金ハ電燈-使用ノモト最低責任 料金ヲ課ス 但シ電熱器一箇-付電燈-併用トス 電流制限器ヲ承認ス 電流制限器ヲ付ル場合ハ最大使用電力ヲ契約スルコトヲ得	二種料金 午前5時30分 午後1時-7時 1kWh当リ一月間使用電力量 60kWh以下 1kWh=付 4銭5厘 60kWh超過分 1kWh=付 4銭 最低料金一月60kWh分(2円70銭) 午後7時30分 翌日午前5時27分 1kWh=付---2銭5厘 深夜料金 午後11時30分 翌日午前5時27分 1kWh=付---2銭5厘 最低料金一月30kWh分(75銭)																																										
京都市	京都電燈株式会社	全全	1kWh=付---5銭	最低責任料金 契約容量1kw以下月 1円80銭 電流制限器ヲ承認ス 電流制限器ヲ付ル場合ハ最大使用電力ヲ契約スルコトヲ得	一種料金 日中(午前7時-午後7時) 1kWh=付 5銭 午後7時-翌日午前7時 1kWh=付 2円 最低責任料金 計額容量1kw以下 2円 特定定額料金(1ヶ月) <table border="1"> <tr><th>容量</th><th>種類</th><th>期間</th><th>容量</th><th>夜間</th><th>深夜</th></tr> <tr><td>500w</td><td>日中</td><td>10日</td><td>5kw</td><td>3.0円</td><td>2.5円</td></tr> <tr><td>1.2kw</td><td>日中</td><td>10日</td><td>7kw</td><td>4.5円</td><td>4.0円</td></tr> <tr><td>2.0kw</td><td>日中</td><td>10日</td><td>10kw</td><td>6.0円</td><td>5.5円</td></tr> <tr><td>3.0kw</td><td>日中</td><td>10日</td><td>15kw</td><td>9.0円</td><td>8.0円</td></tr> <tr><td>4.0kw</td><td>日中</td><td>10日</td><td>20kw</td><td>12.0円</td><td>11.0円</td></tr> <tr><td>5.0kw</td><td>日中</td><td>10日</td><td>25kw</td><td>15.0円</td><td>14.0円</td></tr> </table>	容量	種類	期間	容量	夜間	深夜	500w	日中	10日	5kw	3.0円	2.5円	1.2kw	日中	10日	7kw	4.5円	4.0円	2.0kw	日中	10日	10kw	6.0円	5.5円	3.0kw	日中	10日	15kw	9.0円	8.0円	4.0kw	日中	10日	20kw	12.0円	11.0円	5.0kw	日中	10日	25kw	15.0円	14.0円
容量	種類	期間	容量	夜間	深夜																																										
500w	日中	10日	5kw	3.0円	2.5円																																										
1.2kw	日中	10日	7kw	4.5円	4.0円																																										
2.0kw	日中	10日	10kw	6.0円	5.5円																																										
3.0kw	日中	10日	15kw	9.0円	8.0円																																										
4.0kw	日中	10日	20kw	12.0円	11.0円																																										
5.0kw	日中	10日	25kw	15.0円	14.0円																																										
神戸市	神戸市電氣局	全全	1kWh=付---4銭	最低責任料金 契約容量100w以下 25銭 300w以下電熱器ハ電燈ト併用スルコトヲ得 此場合料金ハ電燈-使用ノモト最低責任 料金ヲ課ス 但シ電熱器一箇-付電燈-併用トス 電流制限器ヲ承認ス (京都市電氣局ノ場合ニ全ク)	無シ																																										
横浜市	横浜電燈株式会社	全全	契約容量1kw以下 一月間使用電力量 100kWh以下 1kWh=付---5銭 100kWh超過分 1kWh=付---4銭	最低責任料金 契約容量1kw以下月 3円 契約容量1kw超過分... 限ル 1kw以下電熱器ハ電燈使用トシテ得 此場合料金ハ電燈-使用ノモト最低責任 料金ヲ課ス 電流制限器ヲ承認ス (東京市ノ場合ニ全ク)	無シ																																										
備考	1. 電熱器具ハ屋内設置ハ一般ニ使用者ノ負担トスル原則トシテモ 種類ノ制限ヲ付シ 使用料ヲ徴シ貸付トナスモアリ 2. 積算電力計ハ一般ニ使用者ヲ徴シ貸付トナス 3. 屋外工事費ハ一般ニ供給者ノ負担トスル原則トシテモ 既設装置ノ如キ短期間使用モノ又ハ特殊ノ工事ニシテ考慮ノ工事 費ヲ要スル場合ハ其一部ノ費用ヲ使用者ヨリ徴収スルコトアリ 4. 契約容量ハ特別ノ場合ヲ除ク外電熱器各箇ノ容量ノ合計ニ依ル 5. 最低責任料金ハ一月間ノ電氣使用料金を所定ノ責任料金ニ達セザル場合トシテ之ヲ支拂フベキ料金ヲ云フ																																														

五、貧困者に對する料金減免制度

昭和四、五年に至り電氣料金の上に社會政策的の考慮を拂はるる制度が出現した。之は所謂貧窮者に對する料金の割引又は全免の制度である。電氣事業は其の性質として公業に關係する處が多く、其の行動の一端は一般公衆に反映するものである。而して電氣事業者の探るべき社會政策的手段は料金政策に於いて最も行はれ易いものであつて、其の内最も實行の容易なものは此の貧窮者に對する定額電燈の無料又は割引制度である。此の制度は一つは一般公衆上の利益も考へられ、電氣事業者のパブリック・リレーション其他にも効果の尠くないものである、此の制度は前述の如く昭和年度に入つて盛行を見たのであるが、其の最初に本制度を採用したのは大正九年六月神戸市電であつた。大正九年の神戸市電の電氣使用條例の改正に當つて、次の如き規定を設けた。

一世帯ニ電燈一燈ヲ限り使用スル定額内燈ノ夜間使用料金ハ八燭光月額四十銭(普通五十銭)十六燭光月額五十五銭(普通六十三銭)トス

此の規定は貧窮者に對する電燈料金の割引制度の先驅をなすものであつたが、當時に於いては未だ一般電氣事業者の注目を惹くことなく終つたのであつた。然るに富山縣下に於ける電燈爭議(昭和二年)より延いて全國的に値下運動の簇出を見、電氣事業者はいづれも對需用家關係に就き其の關心を強めるに至つて、本制度の實施の必要を痛感し初めた。

貧窮者に對する割引又は無料供給制度は昭和四年世界動力會議が東京にて開催せられた時、提出論文申此の制度に觸れるものがあり、東京市の時事新報は此の制度を推奨し、一般の注目の的となり、前記の事情によつて一般事業者

の本制度を採用するものが續出したのであつた。即ち昭和三年秋新潟水力（現在新潟電氣）四年五月東邦電力（名古屋區域）同年秋鹿児島電燈、五年三月廣島電氣、五月北海道電燈、六月肥前電氣及出雲電氣等が之に續いて實施し、漸次各事業者に波及するに至つたのであつた。

第十款 昭和初年關東に於ける料金競争

歐洲戦争に依る經濟界の活況の影響を受けて、大正七、八年頃より電氣事業は飛躍的な發展期に入り、大同電力日本電力等の卸賣事業の設立を見、大規模發電所、大送電網の建設を見るに至つた。之等の大規模電力開發の結果は廳て大正末年、昭和初年に於ける經濟界の反動、不況期に入るに及んで電力の過剰時代の出現を見、中京方面、關西方面に於ける深刻な電力販賣競争を生むに至つた。就中關東方面に行はれた東京電力對東京電燈及日本電力對東京電燈の競争は激烈なるものがあつた。

東京電力は東邦電力系の會社で大正十四年三月早川電力と群馬電力との合併に依つて新設せられた會社である。早川電力は大正七年に創立せられたもので富士川の支流早川にて發電し、之を靜岡縣内に供給することを目的としたものであつた。大正九年日英水電を合併して、濱松市附近の供給區域を得、大正十一年に天龍水力、東遠電氣、福田電力を合併し、次で東京附近に供給區域を有する日英水力電氣會社を合併するに至つたのであるが、同社の第一期發電工事である樽坪發電所（出力一萬八千八百キロ）が大正十二年七月に落成し同所より東京に至る送電線八十哩、六萬六千ボルトの建設に著手した途端偶々關東大震災火災のために工事上の齟齬を生じ、東邦電力の支配下に置かれるものとなつたのである。

群馬電力は大正八年に創立せられ、利根川上流吾妻川に發電所を設け、八十餘哩の送電線により神奈川縣川崎市まで送電し、横濱市近傍に於いて百馬力以上の電力供給を行ふことを目的として居つたものであり、大正十二年京濱電氣鐵道の一般供給事業を譲受後は京濱地方の一般供給權を獲得してをつたものである。

早川電力と群馬電力との合併に依つて設立せられた東京電力は、其の後大正十五年姉妹會社たる四代川水力を合併し、同年十月には靜岡縣下に供給區域を持つ靜岡電力を合併した。

大正十四年に於いて東京電力の東京附近に於ける供給區域は、舊群馬電力の横濱、川崎、鶴見、大井、大森等及舊早川電力の所有して居つた東京市内、品川、淀橋、目黒、中野等であつたが、尙此の外に南葛飾、南足立、北豊島、豊多摩、荏原の各郡及埼玉縣下に於いて二十五馬力以上の電力供給權を申請してをり、之に對しては翌十五年五月南葛飾、南足立の各郡及北豊島郡の一部南千住に於ける五十馬力以上の供給權の許可が下りた。昭和元年末に於ける同社の資本金は六千八百二十五萬圓、固定資産は八千二百萬圓、出力は九萬六千七百キロワットであり、外に建設中の發電所水力三萬九千キロワット火力三萬キロワットを有し、大東京外廓環狀送電線を設けて東京電燈に對峙することとなつた。昭和二年初より先づ江東方面、續いて京濱方面に於いて東京電燈との間に激しい電力供給の争奪戦を演じたのであつて、同年末に於ける總販賣電力は十萬九千キロワットで、前年に比し六萬キロワットの増加を見たのであつた。此の裏面には勿論料金競争を伴つたのである。同年十二月財界方面の希望もあり兩社は料金競争需用家争奪を中止し、池田成彬氏を仲裁人として合併することとなり、翌三年四月東京電燈九、東京電力十の比率で東京電力は東

京電燈に吸収合併せられたのである。

日本電力は大正十二年に於いて、富山縣黒部川筋の水力開發を行ひ、之を關東地方に送電する計畫を樹て、大正十三年五月東京府豊多摩郡一圓、同荏原郡一圓並に神奈川縣一圓に二十五馬力以上の需要家に電力供給の許可を出願した所、大正十四年五月に至つて、東京府豊多摩郡のみに限り百馬力以上の供給の許可を得た。此の際東京市に於いては東京電燈と東京電力との競争が存在してをつたことは前述した處である。同社は斯くて東京近郊を避けて神奈川縣に地盤を得ることに努め、昭和三年に小田原電氣鐵道株式會社及相武電力株式會社を合併し、神奈川縣西南部一帯の電燈電力供給事業を營むこととなつた。之より先大正十三年黒部より東京に至る東京送電線の新設許可を求め、翌年其の許可を得て、十五年に著手し、昭和三年一月に至つて工事の完了を見た。茲に於いて昭和四年七月再び東京方面の電力供給區域の申請をなした。其の申請區域は東京府に於ける北豊島郡、南足立郡、荏原郡、南葛飾郡、八王子市、西多摩郡、北多摩郡及神奈川縣に於ける横須賀市、同市海岸埋立地、橘樹郡であつて、いづれも二十五馬力以上の電力供給を行はんとするにあつた。同年九月に至つて東京府南葛飾郡、北豊島郡、南足立郡及横濱市中鶴見區に許可が下つた。斯くして同社は同年末に鶴見に火力發電所を建設することとなり昭和六年に完成した。

茲に於いて日本電力は東京近郊及横濱東郊の工業地域に電力の供給を行ふこととし、積極的の行動を開始し、大工場の電力需要の喚起に努め、東京電燈との間に需用家爭奪戦が行はれるに至つた。小泉逓信大臣は電力統制上此の間を調停せんとしたが成らず、其の競争は激化するのみであつた。

昭和六年偶々東京市電が東電より購入せる一萬七千キロの料金更改期に當り、東京市は日電より電力購入をなすこ

ととして、四千キロワットを一キロワット時二錢五毛、責任負荷率五十五%にて同年四月供給を受けることとなつた。此のため東京電燈も亦同條件に同意するを止むなくせられたが、其の供給電力は一萬三千キロワットに減少することとなつた。且つ又日電は東京市近郊に於いて富士製紙、大日本麥酒、東京モスリン、日清紡績、日本人造肥料、小倉石油、京王電軌等の供給を獲得し、更に其の供給の擴張を試み混亂状態を現出した。

東京電燈は之に應戰のため料金低下を圖る外、日本電力の供給は其の許可條件に「新規需要」に限り供給し得るとある處より契約更改期にある需要は供給権なきものとし逓信省に陳情する處があつた。

形勢斯くの如きものであつたために日本電力は資金上短期資金の回收に悩まされ、苦境に立つこととなり、兩者は漸次妥協的傾向に向はざるを得なくなつた。三井銀行の池田成彬氏は兩者の間を斡旋することとなり、八月に至つて左記要項の覺書を調印することとなつた。

- 一、既契約は相互に尊重す
- 二、新規需要家に對しては折半して電力を供給す
- 三、公平なる料金率を協定す
- 四、電力を需給し東西の過不足を調節す

追つて細目は兩者に於いて協定す、兩者の意見異なりたるときは池田成彬氏に一任す

次で八月八日に池田氏の裁定書が兩社に交付せられ兩社共に異議なく之を認めた。

裁 定 書

- 一、重複區域内に於いて百馬力以上五百馬力未満の東電現在契約中契約期間満了後日電より受電する契約成立せる分は日電の

既契約需要家の分よりこれを除外す、但し右契約の半ばに相當する電力需要高を適當の方法により東電より日電に譲ること、將來増設の分はこれを折半の範圍内に加へざること

二、重複區域外の特定供給に就ては日電の既契約の分は日電に對しこれを認むること、但し京王電軌に對する供給に就ては可成東電の既設備を利用し將來兩社の抗争を避くるため日電は東京の中心より二十哩以内の地域に於て東京供給區域に限り特定供給の出願を爲さざること、但し右地域内にある電氣供給事業、電軌鐵道事業及び瓦斯事業に對する新規（新設及び増設）需要に就ては東電八分、日電二分の割合に於て兩者間に配分す

此の裁定書は用語上疑義があつたために、更に第二の裁定書の交付があつた。即ち

- 一、日電の契約需要より除外すべき重複區域内に於ける百馬力以上五百馬力未満の契約は東電の契約容量によること
 - 二、兩社間に折半すべき電力需要高は日電の契約容量によること
 - 三、右兩社に折半すべき契約は豊多摩郡内の需要に關係なきこと
 - 四、日電が今後出願し得ざる特殊供給高は東京の中心より二十哩以内の區域に於いて消費せらるるものなること
 - 五、東電八分、日電二分の比率により配分すべき公益事業の新規需要とは切替の場合を含まざること
- 斯くして兩者はいづれも池田氏の裁定に服することとなつたが、日本電力の需用家との既契約容量に關し、兩社より委員を出して調査せる結果六萬八千六百六十キロワットであつた。

第十一款 富山縣下に於ける料金爭議

富山縣下滑川に起つた電燈爭議は昭和二年夏の頃であつた。其の二三年前頃より同町に於いて演說會を催し、新聞

其の他パンフレットを以て同町に電燈を供給してをつた富山電氣（現在日本海電力）に對し料金値下げの氣勢を擧げてをつた。昭和二年夏同地近隣の三日市に青年雄辯大會があつて當時青山學院學生中川秀秋氏が此の問題を論じたのが口火となつて、同町は近隣町村に檄を發して電燈料金値下げの運動を開始した。滑川町及東岩瀬町の如きも之れに應じた。

昭和二年十一月に値下期成同盟會の名に於いて、富山電氣に電燈料金三割五分の値下げ要求をなし、其の理由として大體次の三點を擧げた。

- 一、會社は大正三年の大水害による庵谷發電所の破損工事の復舊する迄との名目にて器具損料一燈十錢を加徴したが、復舊工事の完成した今日に於いても何時しか料金に組入れて之を徴しをること
- 二、大正八年諸物價騰貴の理由にて各燈八錢の値上げをしたが、現在の經濟状態よりすれば之が引下げを行ふ可きものであること
- 三、富山縣の各河川は多數の治水費を要し、會社は此の恩恵を受けることが莫大である。縣民の負擔せる此の治水費を富山電氣が獨占的に享受するは不當である

而して會社は料金を三割五分値下げするも拂込資金に對し八分七厘四毛の利潤を擧げ得るから、營利會社の利廻りとしては此の程度にて差支なしと云ふにあつた。

富山電氣は之に對して物價指數より見れば今日の料金は尙安きに失すとし、且つ全國の電燈料金中格安なるものであるのみならず、一割四分の配當を維持して來たのは三十年間の拮据勉勵の結果なることを説き、大正十五年五月に十燭、十六燭各三錢、二十四燭五錢の値下げを行つたことを指摘して説明する處があつた。

十二月二十二日に至つて値下期成同盟會は改めて十一箇條の要求をなした。

- (一) 電球線三尺以上となりたる場合超過分一尺に就き五錢とすること
- (二) 夜間準備料の減額、器具損料の値引又は全廢

	現	在	料	金
五A		一、五〇		四〇錢
七・五A		一、八〇		四五
一〇A		二、〇〇		六〇
以上超過	五Aを増す毎に五〇錢を増す			五Aを増す毎に三〇錢を増す

- (三) 電燈位置變更及取除(一時共)料を低減すること
- (四) 従量電力料金の最少限度七十キロワットを四十キロワットとすること
- (五) 電動機及附屬器具の取付位置變更及取除工費を全廢すること
- (六) 休燈料を撤廢すること
- (七) 停電一箇月二三回以上あるか、一ヶ月を通じ延一時間以上なるときは料金を半減すること
- (八) 電球は新マツダ定價表以下に販賣すること
- (九) 電氣法令を嚴守すること
- (十) 電燈一箇に就き三割五分の値下をなすこと
- (十一) 定額電力及従量點燈料金は半減すること

以上の如き要求であつたが、其の主眼點は第十項の定額電燈料金の三割五分減にあつたことは明瞭である。會社側は同盟側と其の後數回交渉したが解決點に到達しなかつた。昭和三年四月に至つて會社は初めて回答書を送つて其の要求に應じ難きことを明かにしたが、同盟會は不誠實なりとする反駁書を作り之を會社に送附した。此の間十二月以來料金不拂者急激に増加して、滑川、西水橋は全町に亘り、不拂料金額は總計十二萬圓に上るに至つた。

- イ、電燈の一尺の別紐の代價を當分の内金四錢五厘とす(從來七錢)
- ロ、従量電燈は夜間、晝夜間の區別を廢め、從來の夜間送電準備料で晝夜間送電す
- ハ、従量電力は晝間、晝夜間の區別を廢め、其の最少限度を記銘半馬力に就き一箇月七十「キロボルト、アンペア」とし全部晝間送電とす

- ニ、電燈工事費中取除料は一燈に就き金五十錢(從來金六十錢)とす
- ホ、電球の値段はBランプに限り一箇に就き金三十五錢とす
- ヘ、モーター及附屬器具の取付料に限り一馬力一臺金二圓とす

斯くの如き間接的な料金の値下を行つたのであるが、料金不拂者は尙増加する一方であつたため會社は五月中旬に料金不拂者には一時送電の停止をなすべき旨を通告し、六月に至り三日市町及水橋町の一部に三月間不拂を理由として斷線した。尤も同地の縣會議員、町長等の調停があつたため一晩のみにて復點をなすに至つた。

七月に入り前記調停委員より一割二分五厘の値下案が提出せられたが、値下期成同盟會は直ちに拒絶し、一方會社も其の計算の基礎不明なりとの理由にて拒絶した。

七月二十二日再び會社は警告をなし、二十六日各町各家に就き斷線した。同盟會は未納料金は富山供託局に供託濟なりとして斷線を不當とした。同供託金額は未納料金より三割五分を差引いた一萬六千八百餘圓であつた。五箇町に就き第一日の斷線は百五十であつて、不拂需用家四千戸中各町三十戸の割であつた。之と同時に多數の需用家に自ら電球を取外して會社に返納するもの多數を生じたのであつた。斯くして争議は深刻となり暴動化せむとし、西水橋、東水橋、三日市、滑川、岩瀬の各町は結束して町營電氣事業の實現化に努めむとするが如きこととなつた。此の際大衆無産黨の聲援があつたが同盟會は之を拒けた。

八月一日に至り値下同盟會は富山電氣社長を相手どり背任罪として訴訟を提起するやうなことを生じた。一方此の料金値下運動は前記五町に止まらず、八月四日になつては高岡市其他に波及するに至つた。

之より先値下期成同盟會も逕信省其他に陳情する處があり、此の儘推移するに於いては收拾すべからざる事態になるにより、當局は白根富山縣知事に對して本問題に就き協議する處があつた。

茲に於いて知事は數回に亘り値下斯成同盟會幹部と會見し、其の結果同盟會は之が調停に關し知事に一任することにした。ただ此の際滑川町は同盟を脱退したが、其の後他町と會社との間の調停成立後に於いて自ら知事の調停に服する結果となるに至つた。

同盟會は最初町村損害金十萬圓運動費三萬圓の要求をなし、併せて調停案の内示を乞ふたが、いづれも許されず、結局八月十九日に至り白紙のまま知事の調停に依頼することとなり、會社側も異議なく、二十日に至り左の如き知事の聲明書及調停案が發表せられたのである。

調 停 書

富山電氣株式會社ト電氣料金値下期成同盟會トノ争議調停方ヲ本職ニ對シ双方ヨリ無條件一任アリタルヲ以テ慎重考究ノ上此調停書ヲ作製セリ

昭和三年八月二十日

富山縣知事

白 根 竹 介

一、値下原資金ハ金參十九萬參千八百七十八圓(算出基礎別表ノ通り)トシ電氣料金ヲ左記要項ニ依リ富山電氣株式會社ニ於テ改正スル事

但シ其ノ細目ニ付テハ縣ノ承認ヲ得ルコト

二、値下原資金ハ之レヲ富山電氣株式會社ノ供給區域全部ニ涉リ現在ニ於ケル電燈料金及小口動力料金(電球取替費、コード代、電燈動力工事費等ヲ含ム)ノ値下ニ割當ツルコト

三、現行料金制ハ八種ニ分タレ各區域ニ依リ區々ナルヲ以テ可成統一スルコト

但シ富山電氣株式會社元本社區域ニ於ケル定額電燈料金ノ中五燭光ハ五錢、十燭光十六燭光及二十四燭光ハ各拾錢ヲ引下グルコト

四、小口動力料金ハ電燈料金ニ比シ稍高キ嫌アルヲ以テ小口動力料金改正ニ付テハ右篤ト考慮スルコト

五、定額制ノモノト從量制ノモノトハ料金引下歩合ニ於テ權衡ヲ失スルコトナキ様ニスルコト

六、料金値下ハ九月一日ヨリ施行スルコト

七、滯納料金ニシテ積立アルモノハ八月末日迄ニ其ノ他ノモノハ十一月末日迄ニ全部支拂フコト

八、消燈ヲ爲シタルモノニ對シ消燈中ノ料金ヲ徴收セザルコト

九、同盟會ハ直チニ解散スルコト
 十、今後富山電氣株式會社ハ需要者ニ對シ懇切丁寧ヲ旨トシ之レカ爲最善ノ策ヲ講ズルコト
 之と同時に「値下原資金算出基礎」として發表せられたものは左の通りである。

種別		金額	備考
收 入	五、五三六、四七〇	借入金利子を除く	
支 出	三、一二〇、七三二	固定資本 二一、五九一、六一五圓に對する一割	
差 引 益 金	二、四一五、七三八	値下原資金に充當	
益 金 廻 廻	二、一五九、一六一	電燈及小口電力收入二、八七〇、七九七圓に對し 一三・七二%	
分 處 金 餘	二五六、五七七	益金中より充當	
内 剩 餘 金	三九三、八七八	賞與金を七〇、〇〇〇圓と査定したる殘餘金	
賞 與 査 定 金	二五六、五七七	中越水電合併に依り同社支出五分減	
支 出 査 定 金	四七、四八六	値下の爲益金減少に依る税金減	
課 税 金 減	二九、八一五		
	六〇、〇〇〇		

註、本表は昭和二年中に於ける富山電氣株式會社及中越水電會社の實績に依る。

斯くして富山縣下に起つた電燈料金値下運動は解決を見たのであつたが、此の運動は大正八年の米騒動に似て全國各地に同種の運動の蜂起を見るきつかけとなつてしまつたのである。

年 月	昭和三、九				昭和四、一			
	月末現在 争議件數	同社 會社數	同府 府縣數	料金値下 届出件數	月末現在 争議件數	同社 會社數	同府 府縣數	料金値下 届出件數
昭和三、九	八四	六九	三九	二五	四一	三二	二二	九
一〇	五八	四三	三二	三六	四六	三七	二五	二二
一一	六五	四八	三一	二九	三八	三〇	二三	一六
一二	六七	五〇	三一	一二	計	三	一	一四九

尤も大正年間より此の種の運動は各地にあつたのであつて、例へば大正十三年頃より南海鐵道會社に對して電燈電力の値下げ運動が起つてをり、同年頃和泉電氣に就いても同様な運動があつた。併しながら前述の如く富山縣の争議並に其の解決に就きて需用家側に利益ある解決を見たことにより一層此の運動を助長したことは申す迄もない處であつた。斯くて北は樺太より南は沖繩に至るまで擴大した。

之等料金値下運動の蜂起の結果大體二つの影響を來たしたものと見ることが出来る。其の一つは各電氣事業者に於ける料金の値下げであり、其の二は料金認可制の採用機運の醸成せることであつた。

自發的に料金の低下を行つたのは、阪神地方に於いて昭和三年八月阪神電鐵が其の附帯事業として營んでゐる電燈事業に就いて、六燭光一箇月五十二錢を五十錢に低下し各燭之に準ずる値下を發表した。之がために京阪神附近の電鐵事業者は一齊に料金低下を圖ることとなつた。續いて關東方面に於いて東京電燈が千葉及土浦區域に於ける料金の

低下を圖つた。

昭和七年十二月末現在に於いて電燈争議の結果料金引下げを行つたものと見得る事業者数は百二十一にも達した。即ち其の内譯は次の通りであつた。

遞信局別	事業者數	遞信局別	事業者數
東 京	二二	名 古 屋	二四
札 幌	五	熊 本	一一
仙 臺	一一	廣 島	一九
大 阪	二八	計	一二二

次に第二の影響としては、斯くの如き電燈争議に依る料金引下の運動は、料金監督上、電氣事業法上届出制度を採用してゐることに、重要な原因を有してゐることが認められて來たことであつた。明治四十三、四年の電氣事業法制定の際政府の原案は料金認可制度を採用せんとしたのであつたが、衆議院に於いて修正せられ、結局届出制度となつたのである。然るに同法實施後直ちに東京市に於いて料金争議を見るに至つたことは前述した所である。其の後此種の運動は絶えず各地に勃發し今回の如き全國的なものとなつたのである。昭和三年八月電燈争議の各地に波及するに及び東電の郷會長及東邦電力の松永社長等は事業者を代表して久原遞信大臣を訪ひ、認可制の實施を求めたのであつた。此の氣運は遂に改正電氣事業法に採擇せられることとなつた。

第十二款 卸賣事業の料金問題

昭和四年以降卸賣電氣事業者と小賣電氣事業者との間に電力需給契約の料金更改に關して紛議を生ずることが多かつた。之當時發電設備の過剰と一般經濟界の沈衰とに依り、物價下落の過程にあつたことに其の主なる原因を有してゐる。之等の紛議中最も顯著であり、且つ其の先驅をなしたものは昭和四年に於ける大同電力株式會社と大阪市との間の料金問題であつた。

一、大阪市對大同電力

大阪市が大同電力より購入してをつた電力中、大正十五年十一月五日附の追加契約を以て改訂した四萬キロワットの購入電力の料金更改期が昭和四年十月に到達した。其の從來の料金は一キロワット時二錢二厘八毛であつて、責任負荷率（最低使用量に該當す）六十五%年一キロワット百二十九圓八十二錢三厘であつた。大阪市は八月に文書を以て料金引下の申入をなした。市の當初の要求は年一キロワット九十五圓程度である。大同電力は之に對し、次の改訂期に達するまでの三年間に於いて、尙此の三年間の改訂期に達する一萬四千キロワットの分（年一キロワット百四十一圓の契約）をも加へて、總額に於いて百萬圓を減額することを申出で、それ以上の讓歩をなすことを拒絶したが、其の後會社は更に三年間に百五十萬圓、即ち四萬キロワット分に就いては年一キロワット百二十一圓程度まで、市側は年百三圓迄双方の歩みよりがあつたまま停頓し、双方共に需給契約の條項の定むる處に依つて仲裁人の裁定に待つこととなつた。

市側は「電力料金改訂の交渉決裂に關する聲明書」を公表し、會社側も亦「大阪市對大同電力第二次料金改訂に就いて」なる小冊子を配布し、兩者の主張點を輿論に訴へる處があつた。市の主張する處は當時の一般電力界の狀勢に

鑑みて年一キロワット百三圓程度を以て相當とすると云ふ時價主義による主張であつた。今参考のために其の當時に於ける市營電氣事業者の購入電力料金の概要を示すと次の通りである。

事業者名	供給者名	需給電力	責任負荷率	料		一キロ年額責任料金
				對責任量	對超過量	
東京市電	鬼怒川水力	三七、〇〇〇	五七%	二、五〇	—	一二四、八三〇
	東京電燈	一四、〇〇〇	五五%	二、三八	—	一一四、六六八
横濱市電	日本電力	五、〇〇〇	五五%	二、二八	—	一〇九、八五〇
	東京電燈	一、八五〇	五七%	二、六〇	—	一二九、八二三
名古屋市電	東邦電力	二、二五〇	五〇	二、一〇	—	九一、九八〇
	宇治川電氣	二、五〇〇	六五	二、三〇	—	一三〇、九六二
京都市電	宇治川電氣	九、六〇〇	六八	二、〇三	—	一一五、五八八
	宇治川電氣	二、六〇〇	六八	一、七三	—	一〇三、〇五三
神戸市電	宇治川電氣	二、六〇〇	六八	一、七三	—	一〇三、〇五三
	日本電力	五、〇〇〇	六八	一、七三	—	一〇三、〇五三

又當時に於ける大阪市の電力購入状況及大同電力の販賣電力状況を示すと次の通りである。

大阪市電力購入一覽表 (昭和四年十月末現在)

供給會社名	需給開始年月日	契約期限	料改訂期	需給電力	責任負荷率	料		一キロ年額
						對責任量	對超過量	
大同電力	大正三、一〇、一	昭和、八、九、三〇	—	四、〇〇〇	五五%	二、二〇	—	一二九、八三
宇治川電氣	—	—	—	一、九〇〇	—	—	—	—
日本電力	—	—	—	一、一〇〇	—	—	—	—

事業者名	供給者名	需給電力	責任負荷率	料		一キロ年額
				對責任量	對超過量	
大同電力	鬼怒川水力	三七、〇〇〇	五七%	二、五〇	—	一二九、八三
	東京電燈	一四、〇〇〇	五五%	二、三八	—	一一四、六六八
横濱市電	日本電力	五、〇〇〇	五五%	二、二八	—	一〇九、八五〇
	東京電燈	一、八五〇	五七%	二、六〇	—	一二九、八二三
名古屋市電	東邦電力	二、二五〇	五〇	二、一〇	—	九一、九八〇
	宇治川電氣	二、五〇〇	六五	二、三〇	—	一三〇、九六二
京都市電	宇治川電氣	九、六〇〇	六八	二、〇三	—	一一五、五八八
	宇治川電氣	二、六〇〇	六八	一、七三	—	一〇三、〇五三
神戸市電	宇治川電氣	二、六〇〇	六八	一、七三	—	一〇三、〇五三
	日本電力	五、〇〇〇	六八	一、七三	—	一〇三、〇五三

計 晝夜通し 六六、九〇〇
夜間のみ 一八、一〇〇

※ 昭和四年四月以降の大阪市電の増加電力三五、〇〇〇に達するまで大同より受電する契約あり

大同電力販賣電力一覽表 (昭和四年十月末現在)

販賣先	購買電力	責任負荷率	料金	年料金	料金改訂期	契約期限
宇治川	計	九五、三〇〇	五五%	二、一五	—	—
宇治川	計	九五、三〇〇	五五%	二、一五	—	—

大阪市ト大同電力株式會社トノ電力需給ニ關スル大正十五年十一月五日附追加契約第七條ノ四萬キロワット電力料金ノ改訂
 ニツイテハ兩當事者間ノ電力授受關係ノ實際ニ鑑ミ電力ノ生産原價ソノ需要供給狀態及ビ市竝ニ會社ノ事業狀態ヲ考慮シ慎重
 ニ調査審議シタル結果昭和四年十月一日以降一キロワット時料金責任負荷率ヲ左ノ如ク決定ス

一キロワット時 二錢八毛
 責任負荷率 六〇%

市ニ於イテ責任負荷率以上ノ電力ヲ必要トスル場合ニ於テハ從來ノ關係ニ遵由シ會社ヨリ受電スルコト

茲に於いて年當り一キロワット百九圓三十二錢五厘にて此の半歳に互る料金紛議も解決するに至つたのであつた。
 今参考のため原契約、大阪市及大同電力の要求並に裁定に關する料金率を比較すると次の通りである。

責 任 負 荷 率	原 契 約	大 阪 市 電 要 求	大 同 電 力 要 求	裁 定
一キロワット時料金	六 十 五 %	—	—	六 十 %
年當り一キロワット責任料金	二 錢 二 厘 八 毛	百 三 圓	百 二 十 一 圓	二 錢 八 毛
	百二十九圓八十二錢三厘			百九圓三十二錢五厘

其の後大阪市と大同電力との間に生じた同一性質の、卸賣事業者と小賣事業者間の需給料金に關し、料金引下げ
 問題を根幹とする紛争が簇出した。即ち大同電力對東京電燈、日本電力對東邦電力、鬼怒川水力東京電燈日本電力對
 東京市、大同電力對東邦電力、等に就き此の種の紛議を見るに至つたのであつた。

之等は何れも金融方面の有力者又は遞信當局等の助力を得てそれぞれ解決を見た、其の代表的事件に關して以下概
 要を摘記することとする。

二、大同電力對東京電燈

大同電力が東京電燈に對する五萬キロワット、長野縣鹽尻渡の供給電力料金に就いては、昭和四年以來の繫争中に
 屬すものであつた。元來此の電力は大正十二年大同電力が關東方面に進出せんとし、供給區域の出願をなしたるに對
 し、東京電燈が其の競争防止の趣旨を以て二萬七千キロワットの電力供給契約を締結したに始まり、其の後事業區域
 不可侵契約の協定と相俟つて五萬キロワットに増量せられてゐたのであつて、昭和四年十二月料金の改訂期の到來し
 てゐたものである。其の問題となつてをたつた點は(一)料金自體の問題と(二)引渡場所を鹽尻とするや又は東京とするやの
 二點にあつた。

舊料金は鹽尻渡一キロワット年百圓(負荷率七十%)となつてをたつたが、東京電燈の希望として裁定人(後出)に提出
 せられたものは容量五萬キロワット、單價一キロワット時一錢三厘三毛負荷率五十%以下にて鹽尻渡とするにあつた。
 大同は舊料金より幾分の値下げは之を認めるが、當時完成してをたつた大同電力の鹽尻東京間の送電線の使用を確保す
 る上から東京渡を主張してをたつた。

昭和六年四月二十四日に至り兩者は池田成彬、木村清四郎の兩氏に裁定を依頼し、兩氏は更に今井田遞信次官にも
 裁定人となることを依頼し、三裁定人は七月二日左の裁定書を交附した。

裁 定 書

東電對大同の電力需給に關する大正十四年四月一日附電力需給契約第四條の電力料金裁定に就ては兩當事者が從來の發電受
 授關係、生産原價及収益率の兩方面の關係を慎重に考慮し昭和四年十二月一日以降における電力料金を左の通り裁定す。

- 一キロワットについて一箇年金八十四圓とす。
- 希望書
 - 一、毎日の責任供給量裁定の日より以後これを負荷率六十%に相當するものに變更すべし。
 - 二、兩社の需給沿革に鑑み相互の親善關係を維持し電氣事業統制の主旨に副ふため大同電力株式會社の東京送電線路の運用に關し速かに圓滿なる解決を爲すこと。

此の裁定の中希望書に掲げられたる事項に就いては、東京電燈は不承認を表明し、大同電力は東電の考慮を要求したが、遂に次回料金改訂期に至るまで其の具體的妥協を見ずに終つた。

次回料金改訂期は昭和九年十二月であつたが、増加需給電力の問題も絡み、大同は東京渡一「キロ」年額百圓、東電は鹽尻渡一「キロ」年額六十五圓を主張して譲らず、電力聯盟委員會に解決方を依頼する處あり、電力聯盟では遞信省の意向を尋ねた上、池田、各務、八代、結城の四顧問名を以て、同年十一月二十一日(イ)東電は大同より大同東京變電所渡にて昭和九年十二月一日より十箇年間に互り、初年度四萬五千「キロ」、以降十萬「キロ」に遞増する電力を受電すべきこと、(ロ)料金は當初の五箇年間、一「キロ」年額九十六圓、負荷率毎日六〇%とすべきこと、(ハ)大同は契約期間中東京市、川崎市、横濱市及橋樹郡に於いて電氣事業者に對する以外の電氣供給を自制すべき旨の裁定が行はれた。

三、日本電力對東邦電力

東邦電力が大正十二年日本電力の名古屋侵入を阻止せむために行つた購入電力(七萬キロワット)の料金更改期は昭

和六年十月十日に當つてをつたため、同四月頃より兩者の間に交渉が開始せられた。東邦は舊料金一キロワット年百二十八圓を七十八圓に引下げ方を要求し、日本電力は百十四圓を主張して解決困難の状態に立ち至つた。十月に至り池田成彬、各務鎌吉兩氏の裁定を求め、兩氏は左の裁定書を兩當事者に手交した。其の要旨は次の通りであつた。

裁 定 書

一、一萬二千ヴォルト及三萬三千ヴォルトにて東邦に給電せる分

新		舊	
料金 單 價	二錢一毛	二錢一厘	
一キロ年額	百五圓六十錢	百二十八圓七十七錢二厘	
負 荷 率	六十%	七十%	

二、七萬七千ヴォルトにて東邦に給電せる分

新		舊	
料金 單 價	一錢九厘四毛	二錢	
一キロ年額	百一圓九十七錢	百二十二圓九十三錢	
負 荷 率	六十%	七十%	

三、超過分は従來通り一キロ時一錢二厘とす。

希 望 案

兩者收入の激減を避くるため兩社當事者は年次的差等を附して調節せられたし。

斯くして東邦は年百六十八萬圓の支拂減となつたが、日電は年々一萬キロを遞増して東邦に供給し得ることとなつた。

(本件に就いても次回料金改訂期たる昭和十一年十月に於いて改訂料金に關し協定を見ず、寶來市松、大河内正敏兩氏の裁定に依り一萬一千ヴォルト及三萬三千ヴォルト供給分は單價一錢八厘七毛七萬七千ヴォルト供給分は單價一錢八厘一毛、責任負荷率六十%、超過分單價はいつも其の年の關西共同火力の超過分電力量料金に一厘を加算したるものと決定せられた)。

四、大同電力對東邦電力

昭和四年十一月以來懸案となり解決を見るに至らなかつた大同電力對東邦電力の料金問題は、昭和七年四月に至り池田成彬、各務鎌吉兩氏の裁定によつて決定し、兩者之を認めるに至つた。其の裁定要旨は次の如きものであつた。

- (一) 大同より東邦へ賣電名古屋渡し二萬八千キロ分は一キロ時一錢九厘七毛、負荷率六〇%、年額百三圓五十四錢とす。
- (二) 同大阪渡し六千キロ分は一キロ時一錢九厘七毛、負荷率六〇%と更め名古屋渡し分と同様とし、右兩方共超過分料金は一キロ時一錢二厘とす。
- (三) 東邦より大同へ給電の八百津發電所出力一萬八千キロは總額百三萬五千圓とす。

舊料金は前記(一)に就いては一キロ年額百二十二圓六十四錢(二)に就いては同百二十八圓七十七錢(三)に就いては百十五萬圓となつてを比し、何れも相當の低下を見たものであつた。

五、鬼怒川、東京電燈、日本電力對東京市

東京市の受電してゐる五萬キロワットは鬼怒川水力電氣より三萬七千キロワット、東京電燈より一萬二千キロワット、

日本電力より四千キロワットであつたが、昭和八年三月に滿期となる處から、七年七月頃其の購入に關して研究し、東京市電は一キロワット年額百二圓以下、容量一萬キロワット以上の條件を提示して前記三者に引受條件の提示を求めた。之に對して東京電燈及鬼怒川は兩者間に東京市に對する供給に就き攻守契約が締結せられてをたため、其の條件の提示に就き躊躇してをたのであつたが、日本電力は直ちに年額九十八圓餘負荷率五五%として提示し、東京市との間に二萬九千キロワットの供給をなすこととなつた。

東京電燈は曩に日本電力外三社との間に締結してをた電力聯盟規約の第三項に違反するものとして日電に抗議し、日電は既に昭和四年に東京市との間に締結せる三萬五千キロワットの供給分の一部をなすものであるから、同條項に觸れぬとして反駁し、遂に七年七月に至つて東電は之を電力聯盟委員會に出訴した。

同委員會は數回の會合を行つて同問題を附議したのであつたが決せず、之を同會顧問會に附することとなつたが、顧問會は委員會にて決すべきものとした。依つて委員は東電及日電を除き、東邦、大同、宇治川の三者によつて數次協議し、「鬼怒川水力電氣が失ふ二萬五千キロワット丈け日電は東京より買電して、東京市と日電間の契約は之を認む」べきものとの解決案を得、東電は之を承認したが日電は應ぜず、結局再び顧問會の裁定に待つこととなつた。顧問會は「今回日電の増加する一萬九千キロ(當初の豫定は二萬五千キロ)並に今後東京市に對して増加することあるべき新規契約に就いては、東、日營業協定の存する限り東電七對日電三の割合を以て分配すべきこと」と裁定して、日電も之を承認するに至つた。

第十三款 電氣料金認可基準

昭和六年第五十九回帝國議會に於いて電氣事業法中改正法律案が協賛可決され、昭和六年法律第六十一號を以て公布、翌七年十二月一日より施行された。此の改正法律の最も重要な骨子をなすものは、電氣料金認可制度と電氣設備の建設、利用に對する國家統制權の確立の二點であつた。わけても電氣料金認可制度の導入は、從來届出制度の下に認められて來た電氣事業に於ける契約自由の原則に重大な修正が加へられるやうになつたことを意味するものであつて、茲に我國の電氣事業は他の一般諸産業に先んじて自由主義經濟から統制經濟段階への飛躍を遂げたのである。之より先き政府は、電氣料金認可制度の導入と云ふことが當時の我國經濟界の情勢に照し、政治的將た經濟的に極めて重大な意義を有するものとなる點に深く留意し、且つ之が運用の適否如何が我國電氣事業界又延いては一般財界に影響を及ぼすところ甚大なるべきことを考慮して、電氣料金認可制度運用に關する行政上の指針となるべき認可基準の作成を決定し、右改正法律案の議會提出と併行して之に關する諸般の準備を進めた。

電氣料金認可基準の作成に當つては、何分制度自體が我國として劃期的のものであり、従つて國內に於いて參考とすべき適當なる前例を缺いてゐると云ふ状態であつたため、凡ての項目に互り諸外國特に米國の先蹤に學び、之に我國の特殊事情を參酌しつつ研究を進めたのである。斯くて一年有餘に互る研鑽を経、漸く左の如き電氣料金認可基準案を作成し、翌八年七月十日電氣委員會官制第一條の規定に依る遞信大臣諮問案として之を第三回電氣委員會に上程付議する運びとなつた。

電氣料金認可基準案

電氣料金ハ、當該電氣供給事業ノ總括原價額ヲ決定シ、之ヲ其ノ事業ノ綜合負荷ニ基キ各種需用間ニ配分シ、其ノ需用ノフベキ料率ヲ算定スルコトニ依リ、定メラルベキモノトス。電氣供給規程ニ依ル電氣料金ハ需用部門別ニ之ヲ算定シ、供給規程外特殊料金ハ其ノ特殊ノ事由ヲ稽ヘ供給規程ニ依ルモノトノ權衡ヲ量リ個別ニ之ヲ算定スルモノトス。但シ電氣事業者間ノ電氣料金ニ關シテハ受電事業方面ニ於ケル發電、送電業務部分ノ推定原價額ヲ算定ノ基礎ト爲スベキモノトス。

第一、總括原價額ノ決定

電氣料金ノ基礎トシテ電氣供給事業者ニ許サルベキ事業ノ收益ハ、左ノ各項ニ依リ、事業財産ノ減價銷却費、營業費並ニ事業ノ利得ヲ總括シタルモノニ準據スベキモノトシ、之ヲ該事業ノ總括原價額トス。

一、事業財産ノ評價ハ眞實且有效ナル投資額ヲ基礎トス。未働資産ハ需用ニ對スル妥當ナル準備ノ限度ニ於テ之ヲ加算スルモノトス。

二、減價銷却費ハ固定資産ノ耐用年限及殘骸價格ヲ發電、送電及配電設備部分別ニ定メ、各年平均分スルノ方法ニ依リ算出シタル額ヲ基礎トス。

三、營業費ハ事業運営ノ爲必要且妥當ナル額ヲ基礎トス。但シ燃料費ニ就テハ特ニ其ノ要アリト認ムルモノニ限り其ノ價格變動ヲ年次加味スルコトヲ得ルモノトス。

四、事業ノ利得ハ事業財産ノ評價額ニ對シ、最モ安全ナル投資ノ利率ニ確實ナル企業ノ利潤率ヲ加味シタルモノニ依リ算出シタル額ヲ基礎トス。但シ多額ノ社債ヲ擁スル事業ニ就テハ利潤率ニ査定ヲ加フルコトヲ得ルモノトス。

第二、供給規程ニ依ル電氣料金

一、所屬地帯ニ於ケル標準負荷率ニ當該事業負荷ノ実績ヲ參酌シテ總括原價額ヲ擔フベキ該事業ノ綜合負荷ヲ量定ス。

二、電燈、電力其ノ他負荷特性ヲ異ニスルニ從ヒ需用部門ヲ定メ、個別的原價計算ノ方法ニ準ジテ各部門ニ總括原價額ヲ配分ス。但シ各部門ニ於ケル特殊料金ニ依ル供給ハ其ノ實情ヲ考慮シ之ヲ配分ノ上ニ參酌ス。

三、需用部門ニ配分セラレタル總括原價額ニ適應シテ料率ヲ定メ之ヲ供給規程ニ依ル電氣料金認可ノ基準トス。此ノ場合ニ於テハ各部門ニ供給種別ヲ設ケ社會政策及需用開發上ノ考慮ヲ加味シテ其ノ料率ニ差等ヲ設クルコトヲ得ルモノトス。

第三、供給規格外特殊料金

一、特殊ノ事由ニ因リ供給規程ヨリモ高キ料金ヲ定メントスル場合ハ特別負擔ニ就キ亦總括的原價計算ノ趣旨ヲ援用ス
二、特殊ノ事由ニ因リ供給規程ヨリモ低キ料金ヲ定メントスル場合ニシテ總括的原價計算ノ趣旨ニ據リ難キモノハ利得ヲ純利子ニ止メ負擔率ヲ實績ニ採リタル個別的原價計算額ヲ下ラザルコトヲ要スルモノトス。但シ新種需用ヲ開拓スルモノ及短期間餘剩電力ヲ消化セントスルモノハ此ノ限ニ在ラズ。

第四、電氣事業者間ノ電氣料金

一、電氣事業者間ノ電氣料金ハ受電事業者側ノ所屬地帯ニ於ケル發電、送電業務部分ノ標準原價額ヲ基準トス。
二、電氣供給事業者ニ供給スル電氣料金ハ其ノ量定ニ卸賣業者側ノ電氣生產原價ヲ參酌スルモノトス。
三、電氣鐵道事業者ニ供給スル電氣料金ハ前項ニ依ル量定ニ當該事業用電力ノ負荷形態ヲ考慮スルモノトス。

即ち認可基準案の骨子とする處は生産原價主義であつて、公共事業たることと、其の供給の獨占的性質を強度に保證せられてる企業たる點に著目し、妥當なる收益の限度に先づ之が料金の限界を劃さんとするのであつて、其の各需用部門の料率は各負荷特性を基本として之を配分決定せしむることとしてゐる。尤も事業者相互間の卸賣電力料金に就いては、電源開發上の考慮を必要とするため標準原價を主とし、生産原價を從としてゐる。

此の認可基準の中には事業財産の評價方法、減價銷却費の算定方法、利得率の決定方法其他社會上經濟上影響の波及するところ極めて甚大なる諸種の重要問題が含まれてゐるため、委員會も之が審議に際しては特に慎重なる態度を持ち、同月十九日重ねて會議を續回の上漸く滿場一致を以て異議なく原案を可決したが、同時に其の席上政府側より(一)本基準は相當期間實施してみた上、其の結果に徴し若し必要ありと認められた場合には之が再檢討を行ひ再び本委員會に諮問すること、(二)本基準が適用される結果として電氣料金に急激なる變化を惹起することのないやう之が運用に一段の慎重を期することの二點に就いて聲明する處があつた。

茲に於いて我國電氣料金監督行政史上劃期的意義を有する電氣料金認可制度の運用の基準は確立され、爾來我國の電氣料金は此の基準の線に沿つて漸次適正化されるやうになつた。

第十四款 大同電力對宇治川電氣の料金裁定

昭和八年大同、宇治川兩社間の料金紛争に關し行はれた裁定は改正電氣事業法の下に於ける最初の料金裁定として當時業界の注目の的となつた事件であつた。

宇治川電氣は大同が京阪神地方に於ける電氣供給を自制することを條件とし、大正十三年以來初期二萬「キロワット」爾後毎年遞増し十年後たる大正二十二年(昭和八年)に於いては、十六萬五千「キロワット」に達すべき電力の受電を行ふ契約をしてをつた。増加電力は其の後變更あり、昭和七年現在に於いて其の受給電力は十二萬三千三百「キロワット」であつた。而して其の料金は三年毎に更改することとなつてをり、受給開始以來の其の經過は左の如くで

あつた。

年 度	料	金	年 費
自大正十三年度 至同十五年度	一「キロ」時料金 責任負荷率 同 超過分 六〇%	二、三三三 〔十二、一、二月 其他の月〕 一、〇五五	一二二、四六 圓
自昭和四年度 至同二年度	一「キロ」時料金 責任負荷率 同 超過分 五五%	二、四〇〇 〔十二、一、二月 其他の月〕 一、〇八	一一五、六三
自昭和四年度 至同二年度	一「キロ」時料金 責任負荷率 同 超過分 六〇%	二、〇八 〔年三七五%迄 右超過分〕 一、〇三	一一三、六〇
自昭和七年度 至同五年度	超過三七五%は年計算とし責任使用とす 外に無償電力自三月一日五、二〇〇「キロ」其他の月三、〇〇〇「キ ロ」あり、月六〇%、年六三・七五%迄無料とし超過分は一「キロ」時 一錢とす	(無償電力を考慮する場合) 一〇九圓九九	

而して昭和七年十二月一日以降實施すべき受給電力に就いては、宇治川は電力過剰を理由として契約に依る増加分二萬七千「キロワット」の受電取消を主張すると共に、其の改訂料金に關し他會社よりの受電並に新規に發電所を建設する場合の發電原價等に照し、著しく高率なるを以て之を相當に引下ぐべきを主張したるに對し、大同は受給電力の増加は契約に基くものにして、其の供給設備は既に準備せられてをり、無條件にては取消に應じ得るものではなく、又

其の料金も無償電力の供給、宇治川の機械豫備を共用することに依り別途之に支拂へる對價等を考慮するときは、實質的に相當低廉(年キロ百二圓程度)なるものなれば、宇治川の要求に應じ難しとした。尤も此の反面には翌八年末の契約満了後の受給電力の措置に對する駈引も加はつてゐたのであつて、宇治川は契約満期を機として日本電力及關西共同火力より低廉なる電力を相當受電するため大同よりの受電を減少せんとし、大同は契約締結の精神を盾とし、既存契約量の確保をなさんとしてをったのである。

斯くて大同及宇治川は遞信大臣の裁定を仰ぐこととなり大同は昭和八年四月十三日、宇治川は同四月二十四日それぞれ申請書を提出した。當局としては認可制施行早々の際でもあり、其の受給電力が極めて尨大なものであつて、將來の同種の電力受給の基準ともなるべきを豫想し、慎重なる態度を以て審査を進め、同年八月三日之が成案を電氣委員會に附議し其の議決を経て八月七日兩社に對し裁定書を交附した、裁定書の主文は左の如くであつた。

本件電氣料金ハ責任負荷率迄一「キロワット」時一錢九厘七毛、其ノ超過分一「キロワット」時一錢トス、但シ受給電力十
二萬三千三百キロワット、責任負荷率月六〇パーセントヲ以テ基礎トス

右の裁定に於いて昭和七年度の増加電力が認められなかつたのは、宇治電側に於ける餘力の既に充分なること及大同側に於ける供給力が必ずしも充分ならざることによつたものであり、又現契約満了後の電力受給に關し觸るる處のなかつたのは、宇治川に對して其の將來の増加電力に就き最も有利なる供給者を選択せしむると共に、大同に對して其の供給先の選擇の自由を容認せんとする配意に出たものであつた。

當事者双方は右に依り同年十月受給契約の調印をなし、昭和七年十二月以降十箇年間十二萬三千三百キロワットの

電力を受給することとなつたのであるが、此の裁定料金の一キロ時一錢九厘七毛責任負荷率六〇パーセント(年キロ百三圓五十四錢)の料金は、爾後關西方面に於ける大口事業者間料金の標準相場を形成することとなつた。

第十五款 函館水電料金争議

函館市は同市を供給區域とし且つ同市に軌道事業を営んでゐる函館水電株式會社と大正三年以來報償契約を締結してをつた。同契約中には其の満期に際し、市が會社に對し事業の買収を要求したるときは之を拒み得ざる旨の規定があり、函館市にては此の條項に基き大正十五年以來會社に對し内々數次に互り之が買収交渉をなしてゐたのである。従つて報償契約期間満了期日たる昭和六年も迫つて來ると共に、市は該事業買収の斷行を決意し、昭和五年九月三日報償契約に依る事業買収の件を會社側に對して正式に提議した。昭和六年に入り會社側も正式に之が交渉を進むることとし、同年十二月重役會に於いて代表者を選定して市側と交渉し、昭和七年一月には双方同時に買値賣値を提示する段取となつた。併しながら市側の主張は千二百四十一萬圓餘であり、之に對し會社側は千九百十六萬圓程度を主張し、其の間約七百萬圓の喰違があつたので兩者妥協の餘地なく、會社側は遂に報償契約自體の無効を主張するに至り、事實上交渉決裂の状態に陥つてしまつた。

茲に於いて、市營電氣事業案賛成市會議員の間に會社側の不誠意を指彈するの聲漸く高く、昭和八年に入るや之等市會議員、商工會議所議員、火防衛生組合長其の他の有力者を中心にする電燈料金値下期成同盟會の結成を見、次で民政黨系政治團體の首唱に依る水電膠懲聯盟の成立あり、社會大衆黨函館支部亦獨自の立場より値下運動を開始する

等、本問題は漸次大衆運動化する傾向を帯ぶるに至つた。尤も政友系市會議員中には市理事者の排斥を目的として之が運動に反對するものもあつた。

値下運動の表面上の根據は現在の同市電氣料金が戦後高物價時代の高率料金なる點にありとするも、事實上は買収交渉に於ける會社側の態度に對する報復手段として交渉を市に有利に轉化せしめんとする牽制策であつた。

會社側に對する要求事項は(一)電氣料金の二割乃至三割五分値下、(二)報償契約の履行であり、値下運動の實行方法としては市民大會及町民大會の開催、附近町村への宣傳、電氣料金の支拂延期、減燈、休燈等を行ひ、會社側の斷線を豫想して之に對抗する自警團の組織まで行つた。之に對して會社側は四月十七日大株主總會を開き(一)電氣料金は監督官廳の認可を受けたるものなるに就き、料金値下に關しては直接監督官廳に對して之を要求すべし、(二)報償契約は無効なるを以て之が履行の要なしと決議して其の態度を鮮明にした。報償契約を無効なりとする理據は大正八年の道路法制定に依り道路は國の營造物となつたものであり、國の營造物である道路に關し占用承認の對價として市が占用料の支拂其の他の義務を負擔せしむるが如きは無効なりと云ふにあつた。

(參 考)

報償契約書(大正三年一月十九日締結、抜萃)

第一條 區ハ其所有又ハ管理ニ屬スル營造物及工作物ニ對シ會社ノ電車電燈及電氣動力供給營業上必要ナル電線路施設及軌道敷設ヲ承諾ス但シ地中ニ電線路ヲ施設セントストキ及軌道敷設ノトキハ其都度計畫書ヲ提出シ區ノ認許ヲ受クベシ。

第三條 會社ニ於テ電車、電燈及動力料金ノ引上ヲ爲サントストキハ豫メ區ノ同意ヲ得ベキモノトス。

第七條 會社ハ大正三年上期分ヨリ各決算期ニ函館區内ノ營業ヨリ生ズル純益金ニ對シ左記歩合ノ金額ヲ報價トシテ區ニ納付スベシ。

電車營業ノ純益金ニ對シテハ百分ノ三

電燈動力供給營業ニ對シテハ百分ノ四

前項ノ純益金ガ函館區内ニ於ケル電車又ハ電燈及動力供給事業ノ營業期末建設工事費及貯藏物品代價ノ合計額ニ對シ年率百分ノ十五ヲ超過シタルトキハ其ノ超過額ニ對スル法定準備金最低額ヲ差引タル超過殘額ノ三分ノ一ニ相當スル金額ヲ區ニ増納スベシ。

前各項ノ納付金ハ納付金額通知ノ日ヨリ十五日以内ニ完納スベシ。

第九條 會社ハ株主總會ニ於テ決算認定後直チニ第七條ノ納付金計算書ヲ區ニ提出シ且區ノ要求アルトキハ其ノ計算ヲ證明スルノ責任アルモノトス。

前項ノ場合ニ於テ區ハ其ノ計算ノ當否ヲ調査スル必要アルトキハ會社ニ對シ營業報告ヲ求メ又ハ會社ノ帳簿財産及諸般ノ文書ヲ検査スルコトヲ得。

第十條 本契約ノ有効期間満了ノ際區ガ會社ノ電車、電燈、動力供給ノ營業及之ニ要スル物件ノ全部ヲ買收セントスルトキハ會社ハ之ヲ拒ムコトヲ得ズ。

前項ノ買收價格ハ會社ノ總株數ニ東京市内ノ株式取引所ニ於ケル既往五箇年間ノ平均相場ヲ乘シテ之ヲ定ム但其ノ平均相場ヲ右五箇年間ノ利益配當年額二十倍以上ナルトキハ其ノ二十倍額ヲ以テ買收價格ト定ム。

貯藏物品ハ其ノ帳入價格ヲ以テ會社ハ區ノ買收ニ應ズルモノトス。

第十二條 本契約有効期間ハ大正二十年（昭和六年）九月二十七日迄トス。

一方函館市當局は坂本市長等東京の上、會社本社に對し（一）報價契約第十條に依る賣買取引の履行（二）電氣料金値下（三）市の造營物に對する電氣料金二割引（四）市内軌道内鋪裝工事を至急完了すること（五）増電計畫の實行（六）滯納報價金の支拂等を要求する傍ら、會社側の報價契約無効の主張に對抗して、四月二十八日報價契約有效確認の訴を東京地方裁判所に出訴し、同時に市會の議決を経て電線の空間占用料なる新税を制定し、四月三十日までに十四萬六千圓の納入を命じ、納入をなさざる時は會社財産の差押處分をなすべき旨を通知する等の強行手段をとつた。料金値下運動が漸次一般化するに伴ひ、料金不拂需用家數は需用家數三五、〇〇〇戸中一月分は四、五七七戸、二月分は四、五七七戸、三月分は三〇、三六六戸と増加して行き、會社側も遂に將來已むを得ざる場合には斷線處分をも辭せざる意嚮を表明するに至つた。同年九月事態を考慮して牧野遞信政務次官が、買收交渉に關しては當局の示す買收價格の算定基準に依り、當局の監督下に交渉を進むるやう斡旋する處があつたが、函館市當局の容るる處とならなかつた。十月に入るに及び支拂滯納金額は實に八十四萬九千圓に達し、會社は愈々料金滯納者に對し斷線斷行を決意するに至つた。十月三十日午前八時三十分市民側の嚴重なる警戒の裏をくぐり、斷線を開始、同十一時には四百戸に上る斷線を終了した。此の斷線は全く抜打的であつて期成同盟會、膺懲聯盟等も何等の對策を講ずる余地なく、比較的平穩裡に措置されたものであつたが、市民側の同情消燈を派生するの結果を生んで事態は一層紛糾するに至つた。同年十二月函館市商工聯合會長は年末、年首に際し斯かる消燈運動を持続することは中小商工業者にとり、打撃甚大なるを憂ひ、札幌遞信局長及北海道廳長官援助の下に爭議の調停に乗出し、十二月二十九、三十日の兩日、函館市役所に於いて市對會社の會見が行はれたが、圓滿なる解決を見ず、會社側は同月二十三日の 皇太子御生誕を奉祝し、

無條件にて接線し、其の儘越年したが、翌年一月二十日、再び大量の断線を敢行し、市民側は依然料金不拂を続け、廢燈運動を以て之に對抗し事態は更に悪化の途を辿つて行つた。此の間函館市長より札幌逓信局長に對して、争議調停方懇請あり、一般の情勢も亦漸次紛争に疲労の兆が見えて來たので、札幌逓信局長は愈々調停に立つことを決意し、其の斡旋に依つて三月四日には遂に紛争休止に關する左の覺書が兩者間に調印せられるに至つた。

覺 書

函館市ト函館水電トノ間ニ於ケル争議カ紛糾ヲ重ネテ今日ニ至リタルハ相互ノ遺憾トスル處ナルニ付交渉期間ヲ暫定シテ賣買交渉ヲ再開ノ爲左記條件ニヨリ紛争ヲ休止スルモノトス

記

- 一、大正三年一月十九日附締結ニ係ル契約ノ効力ニ關シテハ市及會社間ニ見解ノ相違アリ且下訴訟中ニ付之ニ觸レザルモ、右契約ノ精神ヲ尊重シテ直チニ賣買交渉ヲ再開スルコト
 - 二、料金支拂方法ハ左記ニ依ルコト
 - (一) 協定成立以後ノ料金ハ毎月末ニ既定ノ料金ヲ支拂フコト
 - (二) 停滯料金ノ支拂方法ニ就テハ市及會社間ニ於テ直ニ協議スルコト
 - 三、協議不調ノ場合ハ札幌逓信局長ニ裁定方無條件一任スルコト
 - 四、會社ハ本覺書ヲ双方調印後直チニ無條件接線ニ著手スルコト
- 同 函館水電株式會社專務取締役
同 取締役
同 立會人
- 函 館 市 長
權益擁護値下期成同盟會長
同 副會長
同 函館水電株式會社專務取締役
同 取締役
同 立會人
- 札 幌 逓 信 局 長
北 海 道 廳 警 察 部 長
函 館 市 會 議 長
- 昭和九年三月四日

右覺書の趣旨に従ひ、會社側は無條件接線を行ひ、市民側も亦料金値下期成同盟會及會社膺懲聯盟等の運動團體を解散する等解決の機運漸く濃厚になつて來たが、覺書中の重要事項たる停滯料金(當時百萬圓以上と稱せらる)の支拂方法に關しては協議調はず之を逓信局長の裁定に一任することとなり、山崎札幌逓信局長は慎重調査の上、裁定案を得、正に之が發表をなさんとするとき、偶々三月二十一日函館市に未曾有の大火災が起り、ために之が裁定は一時延期するの已むなきに至つた。

函館市に於いても焦眉の急たる復興計畫に専念せざるを得ざる結果、買収交渉も亦停頓を餘儀なくせられたのである。併しながら七月六日に至り山崎前局長に代り新任せる祝札幌逓信局長は停滯料金の支拂方法に關し左記の如き裁定を發表する處があつた。

裁 定 書

昭和九年三月五日附ヲ以テ函館市ヨリ同月七日附ヲ以テ函館水電株式會社代表者ヨリ夫々裁定方申請アリタル停滯料金支拂方ニ關シ裁定スルコト左ノ如シ。

- 一、本年三月二十一日發生セル大火ノ罹災需用者ハ停滯料金半月分宛ヲ來ル八月以降完済ニ至ルマデ毎月支拂フコト
- 二、前號ノ罹災者以外ノ需用者ハ停滯料金一箇月分宛ヲ七月以降完済ニ至ル迄毎月支拂フコト
- 三、會社ニ於テ送電ヲ停止シタル需用者ニ對シテハ停止期間中ノ料金ハ其ノ停滯料金中ニ算入セザルコト
- 四、電氣料金ノ爲、供託又ハ積立金等ヲ爲シタル需用者ハ其ノ供託金又ハ積立金等ヲ直チニ會社ニ支拂フコト
- 五、會社ハ需用者ノ停滯料金支拂ノ事情ヲ酌ミ、金貳萬圓ヲ公共事業資金トシテ本年十月末日迄ニ市ニ寄附スルコト

其ノ他ノ需用者ニ在リテハ七月以降昭和十年六月末日迄ニ毎月均分ニテ支拂フコト

札幌遞信局長 祝 島 男

函館市長 坂 本 森 一 殿

函館水電株式會社

專務取締役 穴 水 熊 雄 殿

本裁定の内容は大火の罹災需用家と非罹災需用家とを分ちていづれも相當長期に互り支拂方法を緩和せるのみならず、裁定理由書中には特に事情已むを得ざる需用家に對しては、料金徴收上會社に於いて特別の考慮を拂ふやう希望してをつたものであつて、災後の事情をば、充分參酌せるものであり一般に妥當視せられる處であつた。

昭和九年七月函館水電は社名を帝國電力株式會社と變更すると共に、資本金一千四百五十萬圓を一舉凡そ倍額の二千八百萬圓に増額した。十月一日に至つて市長は會社に對し直接買収交渉の再開を申入れたが進捗を見ず、斯かる裡に十月二十日市會議員の改選が行はれ、市會分野に變動あり、市側の態度も罹災後の函館市として事業買収を強行するが如きは必ずしも策を得たものに非ずとし、買収強行の態度に相當の變化を見せ、専ら繫争中の報償契約有效確認訴訟の判決の確定に之を委ねんとする情勢となつた。

會社側に於いても十月二十六日支拂料金に關する遞信局長裁定に基き、二萬圓の寄附金を市に對し支拂ふと共に、監督官廳の懲懲に基き、罹災需用者特に事情已むを得ざるものに對し、更に料金の支拂時期を延期し、又需用者との協調のため函館市に常勤重役を設くる等サービスの改善に特段の考慮を拂ふこととなり、問題は漸く冷靜に考察せらるる處となつたのである。斯くて買収問題は函館市より提訴中の報償契約有效確認の訴の解決に委ねられつつ時日を經過することとなつたのであるが、此の間事業統制方策の確立に伴ひ、小區域を單位とする市營電氣事業の如きは主務當局に於いても容易に容認せざる旨の意向も察知せられ、事態は漸次妥協の方向に進み、繫争問題に就いても裁判長の懲懲に従ひ、和解の方向を辿るに至り、昭和十四年八月一日開會の市會に於いて、裁判長の仲裁案を骨子として和解條件を議決、八月十日兩者間に正式に左の條件に依る和解覺書の調印を見るに至つた。

覺 書

函館市ト帝國電力株式會社トハ東京民事地方裁判所昭和八年(ワ)第一、三六四號權利關係確認請求訴訟事件ニ關シ右裁判所ノ和解勸告ニ基キ左記條件ニ依リ和解ヲ爲スモノトス

- 一、會社ハ一時金トシテ金三十萬圓ヲ和解ノ效力發生ト同時ニ市ニ讓出スルコト
 - 二、市ト會社トノ間ニ別紙ノ通り契約ヲ締結スルコト
 - 三、會社ハ成ルベク速ニ遅クトモ昭和十七年ノ電燈電力料金更改ノ時期ニ於テ定額燈中ニ十六燭光及二十四燭光ヲ新設スルコト
 - 四、會社ハ成ルベク速ニ夜間電力料金ヲ現在料金ヨリ低廉ナラシムルコト及晝間時間ヲ延長スルコトヲ考慮スルコト
 - 五、電柱稅附加稅ハ當分現在ノ儘トシ會社ニ於テ十六燭光及二十四燭光ヲ新設シタルトキハ從前通り本稅一圓ニ對シ一圓ノ課稅率ニ依リ賦課スルコト
- 本覺書ハ市會及株主總會ノ承認ヲ得且裁判所ノ和解調書ニ記載セラレタルトキハ其ノ效力ヲ生ズルモノトス
右覺書ニ通ヲ作製シ、各一通ヲ保有スルモノトス

昭和十四年八月十日

函 館 市

函館市長 齋 藤 與 一 郎

帝國電力株式會社

取締役會長 穴 水 熊 雄

右和解條件に依り同日附を以て新規報償契約が締結せられ、此處に八箇年に亙つた本爭議も事業の買収を三十年後の懸案となしたる儘、一先づ圓滿解決を見るに至つたのである。新規報償契約の中從前契約と相違せる部分は次の通りである。

第三條 電車、電燈及電力料金ヲ改定セントスルトキハ市及會社ハ豫メ協議スルモノトス

第七條 會社ハ市ニ對シ本契約ノ效力發生シタル日ヨリ一ケ年ニ付金十萬圓ヲ毎年九月一日及三月一日ニ各金五萬圓宛納付スルモノトス

前項ノ金額ハ本契約ノ效力發生後五ケ年月毎ニ會社ノ本契約締結當時ノ事業區域ヨリ生ズル利益金ニ對スル百分ノ六ヲ基準トシテ之ヲ改定スルモノトス

第九條 會社ハ株主總會終了後直チニ當該營業期ノ營業報告書ヲ市ニ提出スルモノトス

市ニ於テ必要アルトキハ隨時會社ニ對シ營業ノ報告ヲ求メ又ハ會社ノ帳簿財産及諸般ノ文書ヲ検査スルコトヲ得

第十二條 本契約ノ有効期間ハ本契約ノ效力發生シタル日ヨリ滿三十年トス

第十六款 第一回電氣料金更改の経緯

改正電氣事業法に依る供給規程料金の第一回更改期は昭和十二年十二月一日に行はれることになつた。昭和七年十月の同法の施行に際しては、現存せる供給規程料金は同法附則に依り經過的に一應認可を受けたものと看做されたのであつて、それより丁度五箇年後の昭和十二年十二月に於いて其の認可有効期限が到來するからである。

改正事業法の實施以後第一回の料金更改に至る期間は、電氣事業は漸く過去の不況沈滞の時期を脱して、滿洲事變後の時局産業の勃興、金輸出禁止に依る輸出産業の振興等景氣上昇の波に乗つて、農村地方を除いては、いづれも著しい進展期に向つた期間であつた。従つて電氣料金に就いても整理低減を加へ得る可能性が自他共に認めらるる情勢にあつた。即ち電氣事業者相互間の大口取引料金等が低減せらるる傍ら、過去の電力過剩時代に定められた餘剩電力の

極めて低率なる料金或は料金競争時代に設けられた採算割れの特約料金等が是正せらるるものを生じ、事業統制の濫床の下に電気料金は漸次認可基準の線に沿つて其の正道を歩み得る餘裕を示すに至つたのである。尤も供給規程料金に關しては此の間にあつて更改期日を待ち得ずして、料金値下の運動の起つた地域も少くなかつた。前橋、千葉、山梨等に起つたものは其の最も顯著なるものである。併しながら大部分は來るべき更改期を控へてのデエスチュアであり、之が解決は概ね更改期に於ける措置に其の儘委されることとなつたのである。第一回料金更改に對する準備を當局に於いて著手したのは、昭和十年八月頃からであつた。各社の總括原價額、簡別原價計算、地帯別の標準料金、附帶料金の基準、標準供給規程等に關し、それぞれ關係各課に於いて研究調査に著手した。翌昭和十年春には料金更改に對する基礎的方針が樹立され、六月に開催せられた第二十三回逓信局長會議の打合せを了へ、十月二十七日附電氣局長の依命通牒に依り、各地方逓信局長を通じ、事業者へ傳達された。其の通牒全文は左の通りである。

業第九〇號

依命通牒

昭和十一年十月二十七日

電氣局長

各逓信局長宛

電氣料金更改ニ關スル件

電氣事業ノ使命ニ鑑ミ電氣料金ノ適正化ヲ期スルノ要慮、緊切ナルモノ有之候處明年十一月末ハ之ガ更改期ニ當ルニ付テハ事業者ヲ督勵シテ其ノ整理低廉化ヲ期セシムル様格段ノ御配慮相成度
尙更改期ニ處スル方針ハ凡ソ別記ノ趣旨ニ依ルコトト致度ニ付御了知ノ上貴管下各事業者ヘ夫々其ノ實情ニ應ジ可然御指示

(注意事項ヲ除ク)ト共ニ事業者ヲシテ供給規程改正腹案並ニ其ノ事業收支ニ及ボス影響調書ヲ明年一月末迄ニ提出(當省、貴局、所轄地方長官宛)セシムル様併セテ御配慮相成度
追テ事業者ヨリ改正腹案ノ提出アリタル場合御意見アラバ處理上ノ都合モ有之速カニ承知致度候

(別記)

電氣料金更改期ニ對スル方針

來ルベキ電氣料金更改期ニ當リテハ、電氣料金認可基準ノ趣旨ニ依ルモノナル處、之ガ運用ニ付テハ特ニ左記事項考慮ノ上處理ノコトトシ、認可處分ヲ適切ナラシムルコト

記

- 一、電氣料金ノ値上ハ原則トシテ之ヲ認メズ、妥當ナル限度ニ於テ之ガ低廉化ヲ期スルコト
- 二、電氣料金ノ整理低廉ニ付テハ、附近事業者料金トノ均衡ヲモ考慮シ需用者方面ノ便益ニ關シ充分留意スルコト
- 三、農村ノ電氣料金ニ付テハ特ニ之ガ値下ヲ期シ都市料金トノ差異ヲ少カラシムルノ方針ニ依ルコト
- 四、都市方面ニ於ケル電氣料金値下ノ順序ハ、各事業者ニ於ケル需用方面ノ事情ニ適應セシムベキモ、一般のニハ電力料金ノ値下ヲ先ニスルコト
- 五、一事業者ニシテ地域ニ依リ供給規程區々ニ互レレモノハ可及的ニ統一スルコト
- 六、附帶料金ハ實費主義ニ依リ、可及的ニ全電氣事業ヲ通ジ之ガ統一ヲ圖ルコト

注意事項

一、料金ノ審査ハ必ズシモ實績上ヨリスル一律ノ査定ニ依ラズ、企業努力ノ跡ノ存否ニ注意シ、企業心ヲ萎靡セシメザル様考慮スルコト

- 二、事業經營上ノ餘裕額ハ實情ニ應ジ料金値下原資ニ充ツルノ外、減價鎖却其ノ他社内留保、サービスノ改善等事業改善ノ資ニ充テシメ事業ノ堅實化ヲ期スルコト
- 三、兼業、投資、外債關係等ニ依ル損益ハ事業者自身ニ於テ荷ハシムベキモ、之ガ會社全般ノ業績ニ及ボス實際上ノ影響ヲモ考慮シ料金ノ審査上或程度ノ斟酌ヲ加フベキコト
- 四、事業ノ將來ノ傾向（自然増收、設備、餘裕關係等）ニ付テモ相當考慮ヲ拂ヒ審査ヲ爲スコト
- 五、地方小電氣事業者ニ對スル卸賣料金ハ努メテ之ガ値下ヲ期スルコト
- 六、業績ニ照シ料金ノ値下困難ナルモノニ付テハ、特ニ事業經理ノ改善又ハ合併、讓渡ノ德惠等機宜ノ措置ヲ講ズベキコト

右に依つて第一回の料金更改は(イ)料金の値下を基本とし値上は認めざること、(ロ)料金の均衡化特に都市料金、農村料金間の均衡を圖らしむること、(ハ)供給規程の統一及附帯料金の實費主義に基く全國的統一を圖ること等の主眼點が明かにされ、各事業は右趣旨に則り供給規程の改正腹案を翌十二年一月末迄に提出すべき旨を要求されたのである。而して此の改正腹案は翌十二年の二、三月頃に至り大部分の提出があつた。改正腹案に於ける料金の値下程度に關しては地方に依つては各事業相寄つて一定の値下方針を協定したのもあつたが、善く前記の方針に則り進んで相當の値下案を提示するものも多數あつた。尤も餘裕は相當あると認められるに拘はらず、當局の強力なる指示のあるまでは進んで値下案を提示する必要なしとし、極めて形式的な改訂案を提示した向も少からずあつた。而して之に對する當局の審査は固定資産五百萬圓以上の主要事業に就いては主として本省に於いて、右未滿の小事業は主として地方通信局に於いて分擔の上、それぞれ精細なる調査を遂げたのであつて、其の結果當局の修正案を作成、七月之を各事業へ示達し、右に即應し八月下旬までに正式申請をなすべき旨を指示した。本省審査の主要五十四事業に就き其の提示

腹案と當局示達案との關係を見るに、前者は其の値下總額一千五百萬圓、値下率四分強なりしに對し、後者は値下總額三千萬圓値下率八分強であつて、平均約倍額の値下を要請したわけである。之と前後し各事業者の新供給規程作成の標準として（電氣供給規程準則）なるものが五月二十一日附遞信局長宛通牒に依つて公にせられた。供給規程の規定項目、規定方法に關し所要の注意を指示せるものであつて、之に依つて従前の不備なりし各事業の供給規程を是正し、電氣供給の符合契約款として完全のものたらしむると共に、電氣需用の最新の情勢に對應し、料金制其の他の受給條件を可及的合理的ならしむるやう考慮せるものであつた。

電氣供給規程ニ關スル準則

電 燈 ノ 部

- | | |
|-----------------|--------------|
| 一 供給電氣方式、周波數及電壓 | 六 器具機械ノ負擔 |
| 二 供給方法ノ種別 | 七 工 費 ノ 負 擔 |
| 三 供 給 時 間 | 八 電氣料金其ノ他ノ計算 |
| 四 定額電氣料金 | 九 其 ノ 他 |
| 五 従量電氣料金 | |

- 一、供給電氣方式、周波數及電壓
供給電氣方式、周波數及電壓ニ關シ事業者ノ採用スルモノヲ記載スルコト
- 二、供給方法ノ種別

(イ) 左ノ區別ニ從ヒ定額、従量、夜間、晝夜間等事業者ノ採用スル供給方法ヲ記載スルコト

- 定時供給 一定期間以上(例へば一ヶ月以上)繼續スル需用ニ應ズル爲供給スルモノ
- 臨時供給 短期間(例へば一ヶ月未満)ノ臨時需用ニ應ズル爲供給スルモノ
- 不定時供給 毎年一定ノ期間ノ需用ニ應ズル爲供給スルモノ(養蠶燈、誘蛾燈、漁季燈等)
- (ロ) 他種供給方法ト併用、從量供給ノ取付燈數等ニ關シ制限ヲ設クルモノハ需用者ノ便益ヲ旨トシ其ノ事項ヲ記載スルコト

- (ハ) 從量供給ノ場合ニ於テハ一定容量以下ノ電熱器、電氣扇、ラヂオ受信機、醫療器、冷蔵庫等ノ電氣機器ヲ從量電燈ト同様ノ取扱ニヨリ併用シ得ルコトトシ之ニ關スル事項ヲ記載スルコト
- (ニ) 夜間供給制ノモノハ成ルベク晝夜間供給制ヲモ採用スルコト
- (ホ) 不定時供給ノ設定ニ付テハ努メテ各需用ノ實情ニ則シ需用者ノ便益ヲ圖ルコト

三、供給時間

- (イ) 夜間、晝夜間等ノ種別ニ從ヒ其ノ供給ノ開始及終了時等ヲ記載スルコト
- 夜間供給ニ付テハ雨天又ハ曇天日等ニ於テハ供給時間ヲ適宜伸長スルコトトシ其ノ旨記載スルコト尙此ノ場合ニ於テハ地方的季節的事情ニ則セシムル様留意スルコト
- (ロ) 晝夜供給ノモノニシテ電氣工作物ノ修理掃除等ノ爲已ムヲ得ズ一ヶ月中一定日時ヲ限り晝間送電ヲ休止スルモノニ付テハ地方ノ實情ニ應ジ需用者ノ不便ナキヲ期シ其ノ日時ヲ記載スルコト

四、定額電氣料金

- (イ) 定時供給
 - 1. 料金ハ「ワット」又ハ燭光ノ區別ニ從ヒ之ヲ表記スルコト

「ワット」又ハ燭光ノ段階ハ需用ノ實際ニ應ズル様區分スルコト
 街燈、廣告燈、露店燈、弧光燈等ニ付テモ之ヲ記載スルコト
 2. 低燭燈等ノ取付場所ニ付テ制限ヲ設クルモノハ克ク土地ノ民度等ヲ考慮シ需用者ニ不便ヲ來サザル様留意シ之ヲ記載スルコト
 3. 一定ノ條件ヲ具備スルモノニ對シ料金ノ割引等ヲ爲スモノハ其ノ事項ヲ記載スルコト

(ロ) 臨時供給

- 1. (イ)ノ事項ニ準ジ記載スルコト
- 2. 料金ハ日額ニテ之ヲ定メ使用日數ニ應ジ適宜遞減スルコト
- 3. 定時燈ノ電球ヲ臨時ニ高燭ノモノニ差換フルトキ臨時燈トシテ取扱フモノハ定時燈料金ヲ日割ニテ差引クコトトシ其ノ旨記載スルコト

(ハ) 不定時供給

- (イ)ノ事項ニ準ジ記載スルコト

五、從量電氣料金

- (イ) 一キロワット時料金及最低料金又ハ基本料金等ヲ記載スルコト
- 料金ハ成ルベク使用電力量ノ増加ニ隨ヒ遞減スルコト
- 最低料金ニ付テハ其ノ責任使用量及之ガ金額ヲ併記スルコト
- (ロ) 從量電燈ト併用スル一定容量以下ノ電氣機器ヲ常時使用スル場合ニ於ケル料金ノ算定方ニ付テハ需用者ノ便益ヲ旨トシ之ヲ記載スルコト

- (ハ) 一定ノ條件ヲ具備スルモノニ對シ料金ノ割引等ヲ爲スモノハ其ノ事項ヲ記載スルコト
- (ニ) 臨時供給、不定時供給ニシテ從量制ヲ採用スルモノハ前各事項ニ準ジ記載スルコト

六、器具機械ノ負擔

(イ) 屋内配線及附屬器具

1. 各種供給種別ニ付屋内設備ノ負擔關係ヲ明ニスルコト、需用者負擔ヲ原則トスルモノニ付テモ需用ノ狀況ニヨリ其ノ貸付制ヲモ設クルコト

2. 屋内設備ヲ貸付クル場合ニ於テ其ノ損料ヲ徵スルモノハ之ヲ記載スルコト

電氣料金中ニ右損料ヲ含マシムル場合ハ屋内設備需用者負擔ノモノニ對シテハ當該損料相當額ヲ差引クコトトシ其ノ旨記載スルコト

3. 屋内設備ヲ貸付クル場合ニ於ケル電燈紐線ノ長サニ關シテハ需用者ノ便益ヲ旨トシ其ノ事業者ニ於テ負擔スル限度ヲ明ニスルコト

(ロ) 電 球

1. 定額電球ニ於テハ特殊ノ場合ヲ除ク外事業者負擔トシ別ニ之ガ代價ヲ徵セザルコト、光力減退、自然斷惑及燭力變更等ニヨリ取換ヲ爲ス場合亦之ニ準ズルコト

需用者ガ電球ヲ亡失又ハ毀損シタル場合電球引換料ヲ徵スルモノハ之ヲ記載スルコト

使用電球ノ品種(ワット又ハ燭光毎ニ真空、瓦斯入ノ別及直線絨條、螺旋絨條ノ別)ハ之ヲ明示スルコト

2. 從量電燈ニ於テハ特殊事情アル場合ノ外需用者負擔ヲ原則トシ事業者提供ノモノニ限ラザルコト

(ハ) 計 器

事業者負擔ノモノニシテ損料ヲ徵スルモノハ之ヲ記載スルコト

損料ハ計器ノ容量ニ依リ定ムルコト

- (ニ) 器具機械ニ關シ事業者ガ送電上試験ヲ爲ス場合試験料ハ之ヲ徵セザルコト

七、工費ノ負擔

- (イ) 使用場所ニ達スル配電線路及引込線ハ事業者ニ於テ施工シ已ムヲ得ザル事由アル場合ノ外工費ヲ徵セザルコト

- (ロ) 需用者ノ特別ノ要求ニ依ル場合其ノ他特殊ノ事由アル場合ノ外屋内設備ノ工事手數料ハ原則トシテ需用者ニ負擔セシメザルコト

- (ハ) 工事ニ關シ事業者ガ送電上試験ヲ爲ス場合試験料ハ之ヲ徵セザルコト

八、電氣料金其ノ他ノ計算

- (イ) 定時定額供給ニアリテハ曆月ニヨル一ヶ月ヲ、定時從量供給ニアリテハ檢針日ヨリ翌月ノ當該檢針日迄ヲ計算期間トシ之ヲ記載スルコト尙不定時供給ニアリテハ當該需用ノ實情ヲ考慮シ適宜計算期間ヲ定ムルコト

- (ロ) 計算期間ノ中途ニ於テ新設、増設、休燈、復燈、廢燈、燭力變更又ハ約定容量變更等アリタルトキハ定時供給ノ定額燈料金及從量燈最低料金又ハ基本料金ハ日割ニテ計算スルコトトシ其ノ旨記載スルコト

計算期間ノ中途ニ於テ計器ノ取付、取外、容量變更等アリタル場合ノ計器損料及事業者負擔ノ屋内設備ノ新設増設又ハ廢止等アリタル場合ノ設備損料ニ付テモ前項ニ準ズルコト

- (ハ) 一定時間以上連續シテ送電ヲ停止シタルトキハ定額燈料金及從量燈最低料金又ハ基本料金ハ日割ニテ差引クコトトシ其ノ旨記載スルコト

- (ニ) 日割計算方法ニ付テハ之ヲ明ナラシムルコト

- (ホ) 従量燈ノ計器檢針日ハ同一需用者ニ對シテハ毎月同一日トスルコト尙已ムヲ得ザル事由ニヨリ同一日ニ檢針シ得ザル場合ニ於ケル料金計算方法ヲ明ナラシムルコト
- (ヘ) 計器ノ故障其ノ他ニヨリ使用電力量ヲ正確ニ定メ難キ場合ノ使用電力量決定方法ハ之ヲ明ナラシムルコト
- 九、其ノ他

- (イ) 各種料金ハ特別ノ事由ニヨル外前金ニテ之ヲ徴セザルコト
- (ロ) 需用者ニ於テ約定ニ違反シ電氣ヲ使用シタル場合ニ於テ追徴ヲ徴スルモノハ其ノ場合及追徴金ノ限度ヲ記載スルコト
- (ハ) 送電停止ニ付テハ其ノ場合ヲ記載スルコト
送電停止ノトキハ急遽ノ場合ヲ除ク外需用者ニ豫告スルコト尙需用者ノ約定違反ニ對シ送電停止ヲ爲サントスルガ如キ場合ニ於テハ其ノ取扱ヲ慎重ニシ苟モ苛酷ニ互ルコトナキ様留意スルコト

電力ノ部

- 一、供給電氣方式、周波數及電壓
- 二、供給方法ノ種別
- 三、供給時間
- 四、定額電氣料金
- 五、従量電氣料金
- 六、器具機械ノ負擔
- 七、工費ノ負擔
- 八、電氣料金其ノ他ノ計算
- 九、其ノ他
- 一、供給電氣方式、周波數及電壓
- 供給電氣方式、周波數及電壓ニ關シ事業者ノ採用スルモノヲ記載スルコト
- 二、供給方法ノ種別

- (イ) 左ノ區別ニ從ヒ定額、従量、晝間、夜間、晝夜間等事業者ノ採用スル供給方法ヲ記載スルコト
 - 定時供給 一定期間以上繼續スル需用ニ應ズル爲供給スルモノ
 - 臨時供給 短期間ノ臨時需用ニ應ズル爲供給スルモノ
 - 不定時供給 毎年一定ノ期間ノ需用ニ應ズル爲供給スルモノ（灌溉用電力、排水用電力、製茶用電力等）
 - (ロ) 晝間供給制ノミノモノハ成ルベク晝夜間供給制ヲモ採用スルコト
 - (ハ) 不定時供給ノ設定ニ付テハ努メテ各需用ノ實情ニ則シ需用者ノ便益ヲ圖ルコト
- 三、供給時間
- (イ) 晝間、晝夜間等ノ種別ニ從ヒ其ノ供給ノ開始及終了時等ヲ記載スルコト
 - (ロ) 電氣工作物ノ修理、掃除等ノ爲已ムヲ得ズ一ヶ月中一定日時ヲ限り晝間送電ヲ休止スルモノニ付テハ地方ノ實情ニ應ジ需用者ノ不便ナキヲ期シ其ノ日時ヲ記載スルコト
- 四、定額電氣料金
- (イ) 定時供給
 - 1. 料金ハキロワット又ハ馬力ノ區別ニ從ヒ之ヲ表記スルコト尙其ノ段階ハ需用ノ實際ニ應ズル様區分設定スルコト
 - 2. 一定ノ條件ヲ具備スルモノニ對シ料金ノ割引等ヲ爲スモノハ其ノ事項ヲ記載スルコト
 - (ロ) 臨時供給
 - 1. (イ)ノ事項ニ準ジ記載スルコト
 - 2. 料金ハ使用日數ニ應ジ適宜之ヲ遞減スルコト
 - (ハ) 不定時供給

五、從量電氣料金

- (イ) 一キロワット時料金及最低料金又ハ基本料金等ヲ記載スルコト
- 料金ハ成ルベク使用電力量ノ増加ニ隨ヒ遞減スルコト
- 最低料金ニ付テハ其ノ責任使用量及之ガ金額ヲ併記スルコト
- (ロ) 一需用者ニシテ同一構内ニ二箇以上ノ電動機ヲ施設スル場合ニ於ケル料金計算ハ成ルベク合算セルモノヲ以テ約定容量トシテ取扱フコトトシ其ノ旨記載スルコト
- (ハ) 一定ノ條件ヲ具備スルモノニ對シ料金ノ割引等ヲ爲スモノハ其ノ事項ヲ記載スルコト
- (ニ) 臨時供給、不定時供給ニシテ從量制ヲ採用スルモノハ前各事項ニ準ジ記載スルコト

六、器具機械ノ負擔

- (イ) 屋内配線、電動機及附屬器具
- 屋内配線、電動機及附屬器具ノ負擔關係ヲ明ニスルコト
- 貸付制ヲ採ルモノニ付テハ之ガ損料ヲ記載スルコト
- (ロ) 計 器
- 事業者負擔ノモノニシテ損料ヲ徴スルモノハ之ヲ記載スルコト
- 損料ハ計器ノ容量ニ依リ定ムルコト

- (ハ) 器具機械ニ關シ事業者ガ送電上試験ヲ爲ス場合試験料ハ之ヲ徴セザルコト
- 七、工費ノ負擔

- (イ) 使用場所ニ達スル配電線路、變壓器及引込線ハ事業者ニ於テ施工シ已ムヲ得ザル事由アル場合ノ外工費ヲ徴セザルコト
- (ロ) 需用者ノ特別ノ要求ニ依ル場合其ノ他特殊ノ事由アル場合ノ外屋内設備ノ工事手数料ハ原則トシテ需用者ニ負擔セシメザルコト

八、電氣料金其ノ他ノ計算

- (ハ) 工事ニ關シ事業者ガ送電上試験ヲ爲ス場合試験料ハ之ヲ徴セザルコト
- (イ) 定時定額供給ニアリテハ曆月ニヨル一ヶ月ヲ、定時從量供給ニアリテハ檢針日ヨリ翌月ノ當該檢針日迄ヲ計算期間トシテ之ヲ記載スルコト尙不定時供給ニアリテハ當該需用ノ實情ヲ考慮シ適宜計算期間ヲ定ムコト
- (ロ) 計算期間ノ中途ニ於テ新設、増設、休止、復活、廢止、又ハ約定容量變更等アリタルトキハ定時供給ノ定額電力料金及從量電力最低料金又ハ基本料金ハ日割ニテ計算スルコトトシ其ノ旨記載スルコト
- 計算期間ノ中途ニ於テ計器ノ取付、取外、容量變更等アリタル場合ノ計器損料及電動機等ノ新設、増設又ハ廢止等アリタル場合ノ損料ニ付テモ前項ニ準ズルコト
- (ハ) 一定時間以上連續シテ送電ヲ停止シタルトキハ定額電力料金及從量電力最低料金又ハ基本料金ハ日割ニテ差引クコトトシ其ノ旨記載スルコト
- (ニ) 日割計算方法ニ付テハ之ヲ明ナラシムルコト
- (ホ) 從量電力ノ計器檢針日ハ同一需用者ニ對シテハ毎月同一日トスルコト尙已ムヲ得ザル事由ニヨリ同一日ニ檢針シ得ザル場合ニ於ケル料金計算方法ヲ明ナラシムルコト
- (ヘ) 計器ノ故障其ノ他ニヨリ使用電力量ヲ正確ニ定メ難キ場合ノ使用電力量決定方法ハ之ヲ明ナラシムルコト

九、其ノ他

- (イ) 各種ノ料金ハ特別ノ事由ニヨル外前金ニテ之ヲ徴セザルコト
- (ロ) 需用者ニ於テ約定ニ違反シ電氣ヲ使用シタル場合ニ於テ追徴金ヲ徴スルモノハ其ノ場合及追徴金ノ限度ヲ記載スルコト
- (ハ) 送電停止ニ付テハ其ノ場合ヲ記載スルコト

送電停止ノトキハ急遽ノ場合ヲ除ク外需用者ニ豫告スルコト尙需用者ノ約定違反ニ對シ送電停止ヲ爲サストスルガ如キ場合ニ於テハ其ノ取扱ヲ慎重ニシテモ苛酷ニ亘ルコトナキ様留意スルコト

電熱、ラヂオ受信機、電氣扇等ニ關シテハ前各部ノ事項ニ準ジ規定スルコト

右に依リ示された受給條件ノ統一上注目せらるべき點ハ左の諸點である。

- 一、電氣方式、周波數、電壓を明記せしめ供給電力の品質を明瞭ならしめたること
- 二、定時、臨時、不定時(季節)等の別及晝間、夜間、晝夜間等當該事業の採用せる供給電力の種別を明確ならしめたること
- 三、電燈從量供給に於いては一定容量以下の他種小型機器との併用を一般に認めしむると共に從量化を促進せしむるため從量燈數制限の低下を圖つたこと。
- 四、定額電燈料金の燭光段階の表示に關しては「ワット」又は「燭光」の何れにも依り得ることとし其の段階も極端なるものを除くの外供給事業者の任意に委せ、定額電力の容量段階の表示に就いても之に準じたること
- 五、從量電燈料金には成る可く消費量に應じ遞減する制度を採らしめ家庭用電氣の使用に利便ならしめたること
- 六、定額電燈の電球は事業者負擔を原則とせしめ光力減退、自然斷蕊は無料取替を原則とせしめたること
- 七、附帶料金合理化の趣旨に基き器具損料、計器損料は實費主義とし、工事手數料は需用家として一律に生ずることあるべき新設工事、器具試験等の如き手數料は之を廢止せしめ、位置變更、廢止、撤去等の特殊のものに之を限定せしめたること
- 八、料金の減額割戻等は總て日割計算を以てすることとせること

尙準則の實際運用上の指針として、本省より特に地方各遞信局に對し左の如き「電氣供給規程準則ニ關スル細目」が通達せられ、受給條件及附帶料金に關する具體的標準を示し審査の基準とせられた。

電氣供給規程準則ニ關スル細目

電 燈 ノ 部

- 一、他種供給方法トノ併用制限(準則、二、供給方法ノ種別ロ)
- 定額、從量、夜間、晝夜間ノ併用制限ハ外燈、ラヂオ其ノ他必要ノモノヲ除キ可ナリ
- 一、從量供給取付燈數(準則、二、供給方法ノ種別ロ)
- 原則トシテ五燈以下トス、但シ島嶼其ノ他地方ニ於ケル小事業者ニシテ已ムヲ得ザル場合ハ一〇燈程度迄之ヲ認ム
- 一、從量電燈ニ併用ヲ認ムベキ機器ノ容量ノ限度(準則、二、供給方法ノ種別ハ)
- 電燈承口ヨリノ併用ヲ認ムル場合ハ七〇〇ワット乃至八〇〇ワットヲ標準トス但シ特別配線ニヨル場合ハ此ノ限ニアラズ
- 一、供給時間(準則、三、供給時間イ)

夜 間

(例)

- 1. 日没三十分前ヨリ翌朝日出三十分後迄但シ雨天又ハ曇天等ノ場合ハ適宜伸長ス
- 2. 日没ヨリ翌朝日出迄但シ雨天又ハ曇天等ノ場合ハ適宜伸長ス

一、晝間送電休止日(準則、三、供給時間ロ)

第一、第三日曜日又ハ一日、十五日等特定日ヲ明示スルコト但シ供給區域廣汎ノ場合ハ地域的ニ區別ヲ設クルハ已ムヲ得ザルコトトス

- 一、ワット又ハ燭光ノ段階（準則、四、定額電氣料金、(イ)定時供給1.)
- 1. 電燈ノ大サハ、ワット數又ハ燭光數ニ依ルモノトシ可成同一ノ大サニ對シワット數及燭光數ヲ併記スルコトハ之ヲ避ケルコトトス但シ別ニ定ムルワット數ト燭光數トノ關係基準ニ依リ充分審査ノ上括弧表示ヲ爲スハ支障ナキコト
- 2. ワットノ段階ハ凡ソ左ノ例ニ依ル

- 第一例 八、一三、二〇、三〇、四〇、六〇、一〇〇
- 第二例 一〇、二〇、三〇、四〇、六〇、一〇〇

- (イ) 二五ワットヲ使用スルモノニシテ特別ノ事由アルモノハ例ヘバ八、一三、二五、四〇、一〇〇等ノ如ク段階ヲ適當ニ整理シ存置スルモ差支ナキコト

- (ロ) 五ワット八〇ワット等ハ需用ノ實際ニ應ジ適當ニ存置スルモ支障ナキコト
- 3. 燭光ノ段階ハ凡ソ左ノ例ニ依ル

- 第一列 五、一〇、一六、二四、三二、五〇
- 第二列 八、一六、二四、三二、五〇

- (イ) 三燭光、二〇燭光等ニ付テハ前項(イ)號ニ準ジ處理ノコト
- (ロ) 五〇燭光ヲ超過スル電球ハ可及的ワット制ニ依ラシムルコト

4. ワット制ト燭光制

定額電燈ノ料金ハ之ヲ電球ノ消費電力ニ基キテ定ムルコトガ合理的ト考フベキ點アルヲ以テ此ノ見地ヨリ電球ハワット制ヲ採用スベキモノトス、依ツテ從來ワット制ヲ行ヒツツアル事業者ガ之ヲ燭光制ニ變改セントスルハ取り止メサセ、又ワット、燭光制ノ併用ニシテ、ワット制部分ノ比較的多キ事業者ニ對シテハ此ノ際ワット制ニ統一セシムルヲ可ナル様認メ

ラル

- 一、外燈、街燈ノ料金標準（準則、四、定額電氣料金、(イ)定時供給1.)

外燈料金ハ内燈料金ヨリ可成低廉ナラシムルコトトシ、街燈料金ハ更ニ低減セシムルヲ可トス

- 一、料金割引制（準則、四、定額電氣料金(イ)定時供給3. 同五、從量電氣料金(ハ)前拂割引、多額支拂割引等ハ實情考慮ノ上之ヲ認ムルコト（庶民燈ハ之ヲ認ム）

- 一、臨時燈料金（準則、四、定額電氣料金(ロ)）

臨時燈料金ハ凡ソ左ノ例ニ準ジ可成低廉ナラシムルコト

一日以上十日迄一日ニ付	定額月額料金ノ	十分ノ一程度
十一日—二十日迄	超過分一日ニ付同	二十分ノ一同
二十日超過	同	三分ノ一同

差換臨時燈料金ハ普通臨時燈料金ニ比シ可成低廉ナラシムルコト

- 一、不定時供給料金（準則、四、定額電氣料金(ハ)）

一般料金ニ比シ小額ノ割増ヲ認ムルハ餘儀ナキモ休燈手數料、休止中料金又ハ廢燈手數料等ヲ考慮ノ上少クトモ休燈止ノ方法ニ依ル場合ヨリモ割安ナラシムルコト

- 一、從量電氣料金（準則、五）

- (イ) 最低料金、基本料金ノ標準ハ燈數制、ワット制、アムペア制ノ何レニテモ可ナルモワット制及アムペア制ノ場合ニ於テハ其ノ契約容量ノ決定方法不明ノ嫌アルヲ以テ最大容量ニ依リ又ハ取付容量ニ依ル等之ヲ明確ナラシムルコト
- (ロ) ワット制、アムペア制ノ場合ハ取付燈數制限ノ低下方針ニ從ヒ其ノ最低容量又ハ責任料金ヲ低下セシムルコト

(ハ) 一キロ時料金ハ家庭用電氣機器ノ使用ニ便ナラシムル意味ヲモ含メ可及的超過遞減制ニヨリ低廉ナラシムルコト
一、晝夜間料金(準則、四、定額電氣料金、五、従量電氣料金)

(イ) 定額晝夜間料金ハ夜間ノ五割増程度ヲ標準トス

(ロ) 従量料金(最低料金又ハ基本料金ヲ含ム)ハ可成夜間、晝夜間ノ區別ヲ撤廢スルヲ可トスルモ已ムヲ得ザル場合ハ需用ノ實際ニ應ジ最低料金又ハ基本料金ニ付夜間ニ比シ小額ノ割増ヲ爲スモ餘儀ナキコト

一、低燭燈取付場所制限(準則、四、定額電氣料金、(イ)定時供給2.)

五燭光以下ノ低燭燈ハ其ノ取付場所ヲ支關、廊下、湯殿、臺所、納屋、便所等ニ限ルモ支障ナキコト、但シ其ノ料金ハ取付場所制限ナキ場合ニ比シ低廉ナラシムルコト

一、従量電燈ニ家庭用電氣機器ノ併用ヲ認ムル場合ノ料金算定方法(準則、五、従量電氣料金、(ロ))

(イ) 専用承口ニ依ル併用

1. 併用機器ニシテ小容量(電氣時計、ベル用變壓器等)ノモノハ可成之ヲ燈數ニ算入セザルコト

2. 併用機器ニシテ容量大ナルモノヲ燈數ニ算入スル場合ハ一燈分トシテ料金ノ計算ヲ爲スコト

(ロ) 電燈承口ニ依ル併用

1. 電燈承口ニ接續シテ機器ノ繼續併用ヲ爲ス場合ハ(イ)ニ準ズルコト

2. 電燈承口ニ隨時接續シテ併用スルモノ(電氣アイロン、電氣扇等)ハ之ヲ燈數ニ算入セザルコト

一、休止中料金

事業者貸付ノ場合ニ限り其ノ額ハ器具損料程度(一燈五錢)トスルコト

小規模事業者ノ場合其ノ他異例的ニ休止燈ノ多キ地方ハ一燈十錢以下ニ於テ多少ノ例外ヲ認ムルコト

一、器具損料(準則、六、器具機械ノ負擔、(イ)屋内配線及附屬器具2.)
一燈五錢トスルコト
但シ休止中ノ場合ハ之ヲ徴收セザルコト

一、電燈紐線ノ負擔(準則、六、器具機械ノ負擔、(イ)屋内配線及附屬器具3.)

電燈紐線ノ長サハ可成床上〇、五米程度迄ヲ無料トシ、有料延長ノ場合ハ實費ニヨラシムルコト(實費ノ標準ハ一米一〇錢程度トス)

一、電球(準則、六、器具機械ノ負擔、(ロ))

(イ) 定額電燈ノ電球ハ事業者負擔ナルモ著色電球等ノ如キ特殊ノ電球又ハ露店燈ノ如キ特殊ノ場合ニ限り需用者負擔トスルモ支障ナキコト

従量電燈ノ電球ハ需用者負擔ヲ原則トスルモ現ニ事業者ノ負擔ニテ無料引換ヲ爲シ居レルガ如キ特殊ノ事情アル場合ハ強ヒテ需用者負擔ト改メシムル要ナキモノトス

(ロ) 亡失、破損引換料

電球ノ品種ニ依リ實費ヲ基準トシテ決定スルコト(實費ニ關スル説明書ヲ提出セシムルコト)

一、計器(準則、六、器具機械ノ負擔、(ハ))

(イ) 損 料

無料トスルハ固ヨリ可ナルモ之レガ損料ヲ徴スル場合ハ少クトモ左記例示以下トスルコト

一〇A迄	二五錢	二〇A迄	三〇錢	三〇A迄	三五錢
五〇A迄	五〇錢	七五A迄	五五錢	一〇〇A迄	六〇錢

但シ島嶼其ノ他僻陬ノ地ニシテ運賃關係等ヲ考慮スルノ要アルモノニ付テハ多少ノ例外ヲ認ムルモ餘儀ナキコト

- (ロ) 貸付制ノミニ依リ需用者持ヲ認メザル制度ハ實情ヲ考慮シ之ヲ容認スベキコト
- 一、試験料(準則、六、器具機械ノ負擔(二)、同七、工費ノ負擔、(ハ))
- 器具機械又ハ工事ニ關スル送電上ノ試験料ハ凡テ無料トスルコト
- 一、工事手數料(準則、七、工費ノ負擔)

- (イ) 引込工事ハ無料トスルコト
- (ロ) 設備貸付ノ場合ニ於ケル電燈新增設工事手數料(復燈ヲ含ム)又ハ計器取付ノ工事手數料ハ無料トスルコト
- (ハ) 設備貸付ノ場合ニ於ケル位置變更工事手數料(電燈、計器共)ハ一燈(又ハ一箇)ニ付三〇錢程度トスルコト
- (ニ) 休燈手數料ヲ徵スルモノハ設備貸付タルト需用者持タルトヲ問ハズ一燈ニ付一〇錢程度以下トスルコト
- (ホ) 廢燈(配線撤去工事ヲ含ム)手數料ヲ徵スルモノハ一燈ニ付五〇錢程度トスルコト、撤去工事ヲ爲サザルトキハ三〇錢程度トスルコト
- (ヘ) 貸付計器ノ撤去工事手數料(再檢定ノ場合ヲ除ク)ハ一箇ニ付三〇錢程度トスルコト
- (ト) 臨時燈ノ工事手數料ハ實費ヲ標準トシテ決定スルコト但シ屋内臨時燈工事ニアリテハ前各項工事手數料ヲ參酌シテ之ヲ定ムルコト

一、送電停止ノ場合ニ於ケル料金割引(準則、八、電氣料金其ノ他ノ計算、(ハ))

定額燈料金及從量燈最低料金又ハ基本料金ハ連續シテ何時間以上(時間ハ事業者ニ於テ適宜定メタルモノヲ採用)又ハ一夜以上送電停止(料金不拂ニヨル送電停止ヲ含ム)ヲ爲シタル場合日割ニテ差引クコト但シ定期休電ノ場合ハ此ノ限ニアラザルコト

一、計器故障ノ場合ノ使用量ノ決定(準則、八、電氣料金其ノ他ノ計算)

前二ヶ月又ハ三ヶ月ノ平均使用電力量ニ依ルコト但シ二ヶ月又ハ三ヶ月ニ滿タザルトキハ協定ニ依ルコト

一、料金徵收時期(準則、九其ノ他(イ))

- 各種料金ハ臨時燈料金、同工事料徵收等ノ如キ特別ノ事由アル場合ノ外前金ニテ之ヲ徵收セザルコト
- 一、送電停止ノ場合(準則、九、其ノ他(ハ))
 - (イ) 天災火災其ノ他不可抗力ニ依ルトキ
 - (ロ) 保安上必要アルトキ
 - (ハ) 法令ニ依ルトキ
- (ニ) 已ムヲ得ザル電氣工作物ノ修繕、變更、故障ノ場合ニシテ其ノ必要アルトキ等

電力ノ部

一、供給時間(準則、三、供給時間)

晝 間

(例)

1. 日出ヨリ日没迄
 2. 夜間電燈ノ消燈時ヨリ點燈時迄
- 地方ノ實情ニ依リ晝間供給ヲ幾分夜間ニ迄延長スル場合ヲ晝間供給トシテ取扱フハ支障ナキコト
- 一、料金ノ段階(準則、四、定額電氣料金、同、五、從量電氣料金)

電氣料金ノ段階ハ特殊料金ニ依ル供給其ノ他需用ノ實情ニ應ジ可成大口ニ迄適用シ得ル様定ムルコト

一、晝夜間料金(準則、四、定額電氣料金、同、五、從量電氣料金)

(イ) 定額晝夜間料金ハ晝間ノ倍額程度ヲ標準トス

(ロ) 從量料金(最低料金又ハ基本金ヲ含ム)ハ可成晝間、晝夜間ノ區別ヲ撤廢スルヲ可トスルモ已ムヲ得ザル場合ハ需用ノ實際ニ應ジ夜間ニ比シ小額ノ割増ヲ爲スモ餘儀ナキコト

超過遞減料金單價ノ段階ハ可成最低使用量ト一致セシムルコト

一、休止中料金

從量ノ基本料金程度又ハ定額料金ノ三分ノ一程度以下トスルコト、但シ晝夜間ハ晝間定額料金ノ二分ノ一程度以下トスルコト

ト

(一) 臨時電力料金(準則、四、定額電氣料金(ロ))

臨時電力料金ハ凡ソ左ノ例ニ準ジ可成低廉ナラシムルコト

一ヶ月未満 一日ニ付 定額月額料金日割ノ倍額程度

一ヶ月ト二ヶ月迄 同 一ヶ月以上、超過分ニ對シ日割ノ五割増程度

二ヶ月超過分ニ對シテハ割増ヲ附セザルコト

一、計 器(準則、六、器具機械ノ負擔(ロ))

損料ハ左記例示以下トスルコト、其ノ他ノ事項ハ電燈ノ部ニ於ケルモノニ準ズルコト

(三相二〇〇V)

一〇A迄

五〇錢

二〇A迄

六〇錢

三〇迄

七〇錢

五〇A迄

一〇〇錢

七五A迄

一一〇錢

一〇〇A迄

一二〇錢

一、工事手數料(準則、七、工費ノ負擔)

(イ) 引込工事(結線工事ヲ含ム)原則トシテ無料トスルコト

(ロ) 設備(屋内配線、電動機其ノ他ヲ含ム)貸付ノ場合ニ於ケル新增設工事手數料(復活ヲ含ム)又ハ計器ノ取付工事手數料ハ無料トスルコト但シ特ニ要スル電動機基礎工事料ハ之ヲ除ク

(ハ) 設備(屋内配線、電動機其ノ他ヲ含ム)貸付ノ場合ニ於ケル位置變更工事手數料(配線、計器共)ハ實費ヲ標準トシテ決定スルコト

(ニ) 休止ノ場合ニ於ケル工事手數料ハ之ヲ徵セザルコト

(ホ) 廢止(配線撤去工事ヲ含ム)手數料ヲ徵スルモノハ一箇ニ付二圓程度トスルコト、撤去工事ヲ爲サザルトキハ一圓程度トスルコト

(ヘ) 貸付計器ノ撤去工事手數料(再檢定ノ場合ヲ除ク)ハ一箇ニ付三〇錢程度トスルコト

(ト) 臨時電力ノ工事手數料ハ實費ヲ標準トシテ決定スルコト但シ屋内臨時電力工事ニアリテハ前各項ノ工事手數料ヲ參酌シテ之ヲ定ムルコト

一、晝間送電休止日、料金割引制、不定時供給料金、試験料、送電停止ノ場合ニ於ケル料金割引、計器故障ノ場合ノ使用量

ノ決定、料金徵收時期、送電停止ノ場合等ニ付テハ電燈ノ部ニ準ズルコト

ラヂオノ部

一、定額料金

(イ) ワット制ニ依ラシムルコトヲ可トス

- (ロ) 晝夜間料金ハ電燈定額夜間相當ワット料金以下トシ可及的低廉ニ(例ヘバ一割引程度)ナラシムルコト
- (ハ) 夜間料金ハ電燈定額夜間相當ワット料金ニ比シ相當低廉(例ヘバ三割引程度)ナラシムルコト

一、従量料金
 従量電燈ニ家庭用電氣機器ヲ併用スル場合ノ料金算定方法ニ依ル

各社の更改料金に對する當局の示達案がそれぞれ通達せられたる頃、丁度廬溝橋事件(七月七日)に端を發して支那事變が勃發した。事變の進展に應じ、對外情勢の機微に觸れ、漸く經濟狀況見透しの困難なるものを生じ、各電氣事業者に於いても物價の騰貴、資材の不足に伴ふ需要増加率の減退並に増税等を懸念し、料金改訂に關し二の足を踏むものを生ずるに至つた。従つて正式申請の著しく遅延するものがあつたが、當局に於いても此の間の狀勢に著應し、事變發生に伴ふ影響に關しては妥當な限度に之を考慮するの態度を持し、一先づ各社の可能と認め得る處に従ひ申請書を提出せしめ、其の箇々に就き、之が低減の可能限度等を更に審査することとし、十月末日其の大部分の申請書の提出を得て、之が値下程度、規程條項等に關する審査を加へ、補正せしむべきものは當該事業者と折衝の上之を改訂せしめ、十一月末日五百に及ぶ全國各事業者の供給規程料金の更改を了へたのである。尤も事變の影響を受くること特に多き事業者に對しては、其の影響を見て料金の改訂を行はしむるため、認可の有効期間に暫定措置を設け、之等に對しては五箇年以内の短期の有効期間を附し得ることとした。此の適用を受けたものは東京電燈、宇治川電氣、京都電燈、山陽中央電氣、中國合同電氣、鳥取電燈の六社であつて、其の有効期間は一箇年とせられた。

參考

逓信省令第九十六號

電氣料金其ノ他供給條件設定認可ニ關スル臨時措置ニ關スル件左ノ通定ム

昭和十二年十一月二十日

逓信大臣 永井柳太郎

電氣料金其ノ他供給條件設定認可ニ關スル臨時措置ニ關スル件

- 第一條 逓信大臣ハ電氣料金其ノ他供給條件設定ノ認可ニ關シ特ニ必要アリト認ムルトキハ電氣事業法施行規則第七十五條第一項又ハ同規則第八十條第三項ノ規定ニ拘ラズ短期ノ有効期間ヲ指定スルコトアルベシ
- 第二條 電氣事業法施行規則第七十八條又ハ同規則第八十一條ノ規定ハ前條ノ規定ニ依リ指定シタル有効期間満了ニ因リ電氣料金其ノ他供給條件ヲ設定セントスル場合ニ付之ヲ準用ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
 本令ハ支那事變終了後一年内ニ之ヲ廢止スルモノトス

料金更改の結果は前記主要五十四事業に就いては、其の値下總額は約一千九百萬圓であり、値下率は最高一割五分より最低一分五厘に及び、平均五分餘であつた。尙之が値下額を全事業に就いて見れば左の如くであつた。

昭和十二年十二月料金更改値下額

第一表 供給種類別値下額

種別	値下額	供給規程收入	値下率	種別	値下額	供給規程收入	値下率
電燈	一二、一一〇 <small>千圓</small>	三〇六、三六〇 <small>千圓</small>	四・〇%	電力	四、七〇五 <small>千圓</small>	九七、六一七 <small>千圓</small>	四・八%

其の他 四、八〇六 二八、四七二 一六・九 計 二二、六二二 四三二、四四九 五・〇

備考 「其の他」の中には附帯料金を含む。

第二表 地帯別値下額

地帯名	値下額	供給規程收入	値下率	地帯名	値下額	供給規程收入	値下率
北海道	九二五 <small>千圓</small>	一八、九〇四 <small>千圓</small>	四・九%	近畿	三、六六三 <small>千圓</small>	九四、一三〇 <small>千圓</small>	三・九%
東北	六二九	一七、七九九	三・五%	中國	八六〇	三五、九四八	二・四%
關東	七、三五二	一三三、一八一	五・五%	九州	六九五	一二、八六二	五・四%
信越	一、四一八	一八、一六三	七・八%	計	一、六七四	三〇、三五一	五・五%
北陸	八一九	一二、二六六	六・七%				
中部	三、五八六	五八、八四五	六・一%				
					二一、六二一	四三二、四四九	五・〇%

以上に依つて第十回料金更改の結論を見るに、偶々支那事變の突發に遭遇し、當初の査定方針に若干の斟酌を加へざるを得ざるに至つたと云へ、電気料金に於いては大體當初の大綱方針に即せる整理組織の實を擧げ得たと共に附帯料金供給條件に就いては、供給規程準則の趣旨に依り、殆ど之が整理統一を實現し得たのであつて、此の點關係各事業者が能く事業の使命を體し認可制の運用に協力を惜しまなかつた結果であると云へよう。尙一年の暫定的有効期間を附せられたる六社は翌十三年十二月の更改に於いて更に總額四百五十萬圓、値下率二分二厘に上る料金値下を實施しそれぞ五年の有効期間を附せられた。

料金値下の一例として主要都市の定額十六燭光料金の値下狀況、及地方料金均衡化の一例として地帯別最高料金の

變動狀況を示すに次の如くである。

主要都市定額十六燭光値下狀況

都市名	更改前	更改後	都市名	更改前	更改後
大阪	五〇錢	五〇錢	千葉	八七錢	七〇錢
東京	六〇	五五	奈良	七五	七〇
横濱	六五	六〇	盛岡	七五	七三
名古屋	六〇	六〇	岡山	八〇	七五
京都	六八	六〇			
神戸	六八	六〇			
神戶	六八	六〇			

備考

一 料金は器具損料を含む。
二 前橋、千葉は昭和十三年度更改後の料金を記載す。

地帯別定額十六燭光最高料金の變動狀況

地帯名	更改前	更改後	地帯名	更改前	更改後
北海道	一四五錢	一二五錢	北陸	九五錢	七五錢
東北	一二〇	一〇〇	中國	九五	九四
關東	一一〇	九〇	九州	九五	九〇
信越	一一〇	九〇	計	八〇	七〇

備考 本表には島嶼所在事業を含まず。

第四節 青森縣營問題

一、第一期計畫

青森縣に於いては早くより電氣事業縣營の議があつたが、昭和五年六月縣參事會に於いて之が實現に關する建議をなし、昭和六年十二月及翌七年十二月の通常縣會に於いても左のやうな議決を行つて漸次其の氣運が濃厚となつた。

本縣下に於ケル電氣事業ハ是ヲ縣營トシ縣内電氣事業會社ノ全部ヲ買收シテ統制ヲ圖リ更ニ發電所ヲ建設シテ電力ノ補給ヲナシ、一面縣民ニ電燈電力ノ供給ヲ簡便ニシテ普遍的ナラシメ且ツ料金ヲ低廉ニシテ均一ナラシメ、以テ需要ノ普及ヲ計リ産業ノ發達ト農漁村ノ振興ヲ促シ縣民ノ福利増進ヲ圖ルト共ニ將來生スヘキ利益金ヲ以テ疲弊セル縣財政ノ調節ニ資セラレンコトヲ要望ス、依テ速ニ縣營電氣事業ヲ實施セラレンコトヲ

斯くて縣當局に於いては昭和六年以來電氣事業縣營に關する調査研究を進めて來たが、偶々低金利其の他の事情に促進せられて、愈々之が實行を企圖するに至り、先づ第一期計畫としては縣内に大小十一の電氣事業者がある内、三大電力會社である青森電燈、弘前電燈及八戸水力を買收する方針を樹て、昭和八年八月之等の各社と交渉を行つた結果、一應假契約を締結した。青森電燈は昭和八年九月十二日本社に臨時株主總會を開催して

昭和八年八月十八日青森縣下締結シタル當會社經營ニ係ル電氣事業讓渡ニ關スル假契約書承認ノ件

を議題に供して之を承認し、弘前電燈に於いては同年九月十六日、八戸水力に於いては九月十五日、何れも臨時株主

總會を開催してそれぞれ讓渡に關する假契約を承認した。斯くて九月十七日附を以て右三社の電氣事業讓受に關する認可申請書を逓信大臣に提出するに至つた。

昭和八年上期末現在に於ける三社の事業概要は左の如きものである。

區 別	青森電燈	弘前電燈	八戸水力電氣	區 別	青森電燈	弘前電燈	八戸水力電氣
經營許可	明治三八、四、一五	明治三三、二、〇〇	明治四四、六、一七	電 燈	六五	六五	七三
許可有效期間	昭和三、〇六迄	昭和八、五七迄	昭和三、五三迄	十 燭	八五	八〇	九〇
開 業	明治三〇、三、一五	明治三三、六、〇〇	明治四四、六、二四	十六 燭	一〇五	一〇〇	一一五
目 的	電燈電力ノ供給	電燈電力ノ供給	電燈電力ノ供給	電 燈	一七一一〇	一八一〇〇	三三一一八
供給區域	青森市 外九町四九村	弘前市 外二町四〇村	八戸市 外一町二五村	從量	六、五圓	六、三圓	七、五圓
總 出 力	常時	常時	常時	馬力	四一三	四一三	四一三
	特殊	尖頭	特殊	定額	四一三	四一三	四一三
	補給	特殊	補給	畫間	四一三	四一三	四一三
取 附 數	電燈	電燈	電燈	資本	三、五〇〇、〇〇〇圓	六、〇〇〇、〇〇〇圓	二、四五〇、〇〇〇圓
	電力	電力	電力	拂込資本	三、三三三、〇〇〇圓	三、七五〇、〇〇〇圓	二、一〇〇、〇〇〇圓
	電氣料金	電氣料金	電氣料金	固定資産	五、三〇三、三三三圓	四、二七九、九六九圓	三、一七六、八九七圓
差引利益	三六二、九七四	四〇四、八九四	二二一、四三五	收入	九〇四、七九三	一、〇二八、六二八	五一九、〇六二
支出	六四一、八九	六三三、七三四	三〇七、六三七	支出	六四一、八九	六三三、七三四	三〇七、六三七

青森縣營計畫ハ其ノ特殊ナル事情ニ鑑ミ統制監督上支障ナキモノト認ム

附 帶 決 議

電氣事業ノ府縣營ハ事業ノ統制上適當ナラザル場合多キガ故ニ、將來之ガ認否ニ關シテハ最モ慎重ニ考慮セラレムコトヲ望ム

斯くて本縣營問題に對する方針は確定し、電氣事業の縣營に關する今後の態度も明かにされた。

三、縣營の實現

電氣委員會の答申にも現れてゐる通り、電氣事業の統制は府縣といふ行政區劃に囚はれず國家大の考慮をしなくてはならないので、府縣を單位とする電氣事業の經營は事業統制の要求に必ずしも副ふものではない。併しながら青森縣は本州の北端に位してをり、其の包藏水力もさして大ならず、需用増進も比較的尠いので、他縣との交渉も多くなぐ、其の他將來開發せらるべき電源の關係等より見ても、他府縣の場合に比して統制上の支障が少ないものと認められたので、昭和九年二月二十六日附で電氣事業讓渡の件を認可せられ、同時に命令書も下附された。尙今後の施設、計理、料金其の他に關し認可の趣旨に副はしめるやう適當な注意も與へられた。

同縣及關係電氣事業者に於いては早速諸般の引繼手續を完了せしめ、同年三月三十一日に讓渡を終了し、四月一日より同縣多年の懸案たりし電氣事業縣營の實現を見た。

之より先、青森市に於いては電氣事業の縣營に反對して市營の運動を起したが勿論實效を收められなかつた。同縣に於いては電氣事業經營の衝に當らしめるため電氣局を設立し、主要事業地には營業所等を配置して著々施設の改善に努めた。

四、第二期計畫

青森縣營電氣事業は前述のやうに昭和九年四月一日から事業開始を見たが、同縣に於いては縣是の徹底を期するため殘餘事業の買收統一を急ぎ、七戸水電、大湊電燈、川内電氣及奥入瀬電燈の四社との間に事業讓受に關する協議を重ねてゐた處、圓滿に交渉が成立したので、昭和九年四月十六日臨時縣會を開催して第二次買收費豫算其の他を提出し、會社側に於いてもそれぞれ株主總會を開催して假契約の承認を得た上、四月三十日附を以て遞信大臣に事業讓渡の認可を申請した。當時の各社の事業概要及買收價格は

- (一) 七戸水電は資本金五十萬圓(全額拂込)の會社で、供給區域は三町九箇村、原動力は水力發電と受電で電燈取附數二四、六二四燈、電力三三三三キロワット、大口供給二三七キロワット、料金は電燈十燭光七十八錢、動力晝間一馬力七圓五十錢で、比較的高額ではあるが第二次買收諸會社中では最低であつた。固定資産は約百四萬圓で流動資産其の他を合せて百四萬五千圓程度であつたが、之を百八萬圓で買收することとなつてゐた。
- (二) 大湊電燈は資本金六十萬圓拂込三十七萬五千圓の會社で、供給區域は二町五箇村、原動力は受電のみに依つてをり、電燈取附數一二、七七〇燈、電力一九九キロワット、大口供給三九七キロワットで、料金は電燈十燭光九十五錢、動力晝間一馬力十圓、固定資産は約四十八萬五千圓であつた。之に流動資産其の他十二萬一千圓を合せたものを、六十三萬二千圓で稍々高價に買收することとなつてゐた。
- (三) 川内電燈は資本金六萬圓(全額拂込)の會社で、供給區域は一町一箇村、原動力も受電で電燈取附數二、二二四燈、電力四五キロワット、料金は電燈十燭光九十五錢、動力晝間一馬力十圓で、固定資産約九萬圓に流動資産其の他を合せたものを八萬五千圓で買收することとなつてゐた。

(四) 奥入瀬電燈は資本金五萬圓、拂込三萬五千圓の最小規模の會社で、供給區域は二箇村、原動力は受電で取附電燈數一、四六八燈、供給料金は十燭光八十三錢であつた。當社は固定資産約三萬一千七百圓に流動資産其の他を合せて四萬五千圓程のものを、五萬二千圓で讓渡することとなつてゐた。

大體右のやうな状態で、讓受價額は昭和八年中の各社の實績に據る純益を八分還元の方法で算定したものであつて、比較的妥當な値段であり、且つ之が資金は極めて低利率の縣債で調達せられるものであるのみならず、電氣料金も五分程度低廉となつて、それだけ縣民の利益を増進するものと認められたので、曩に電氣委員會の議を経て特に認められた縣營計畫の繼續として統制上支障なきことを前提として、昭和十年三月十九日附で認可せられた。縣に於いては早速引繼手續に入り、三月三十一日讓受を終了して四月一日より縣營に移した。そして七戸町と田名部町にそれぞれ營業所が設けられた。

五、大湊水電の統合

縣下電氣事業の統一を縣是として第一、第二次の計畫に依り七事業の統合を了した同縣では、電氣料金の輕減統一及送電線の連絡統制等に關する五箇年計畫を樹てて業務運營の合理化に努めて來たが、田名部營業所區域に於ける電力供給の圓滑を圖ると共に需用増加に對應せんとし、同地方に於いて特定供給を目的として豫て同縣に所有電力の大部分を供給して來た大湊水電株式會社の事業を讓受くる計畫を樹て、昭和十一年六月廿六日縣參事會を開催して買收費豫算其の他を附議し、七月三十一日附を以て認可の申請があつた。讓受價格は前兩度と同じく八分收益還元の方法を基礎としたものであつて帳簿價額より幾分切捨となり、讓受資金は四分二厘位で調達し得る見込であつたのみなら

ず、從來の實績に徴して豫期の成果を擧げ得べく認められたので、同年十二月十四日附遞信大臣より認可せられた。讓渡手續は直ちに終了して、同月二十六日に同縣に引繼がれた。

六、西海電氣の統合

西海電氣は資本金五十萬圓、供給區域二町八箇村の會社であつたが、從來業績舉らず、經營當事者は斯業に對する經驗なく、加ふるに巨額の借入金を擁して經營は益々窮迫したため、遂に昭和十一年五月債權者の陸奥共融株式會社に擔保物件が競落せられた。斯の如き状態であつたので從來電氣工作物の保守も不良であり、電壓の降下も甚しく電氣供給上遺憾の點が尠くなかつた。茲に於いて青森縣は縣是の完成に一步を進むる機會を把握すると共に、同區域の供給状態改善のため之が統合を圖ることとなり、關係者數次會見の後讓渡契約の調印を了し、又議決機關の縣參事會及會社株主總會でも滿場一致之を承認したので、十一年九月三十日附を以て認可を申請した。讓渡價額は從前の例に倣つて、收益還元の方法に依り八分還元額より改修費を控除したものの範圍内で三十六萬圓餘に協定され、相當堅實化されるものであり、讓受の結果施設の改善及料金の低下等を期待されるものであつたので、十一年十二月二十六日附を以て遞信大臣より認可せられた。尙當時地元には縣營促進期成同盟會などが組成せられて、移管運動が起されたやうであつた。當社の讓渡手数は稍々遅れたが、翌十二年二月四日終了して、五日より縣營に移された。

第五節 東北振興電力の設立

一、概 説

東北地方の窮乏は年久しい問題であつたが、昭和九年の冷害に因る記録的な凶作の結果、特に朝野一般の耳目を惹くやうになり、昭和九年十二月内閣に東北振興調査會が設置せられ、爾來同調査會に於いては、各方面に互つて東北振興の根本方策を調査研究した結果、昭和十年九月の第七回總會に於いて、國策會社としての東北振興電力株式會社の設立を答申したのである。一方政府に於いても東北地方に存在する有利なる未開發水利地點を開發して豊富低廉なる電力を供給せしめ、各種産業發達の基礎的要件となすと共に、東北地方の發送電事業統制の根幹たらしむる目的の下に、特殊會社設立の必要を認め、東北振興電力株式會社の設立を決定した。そこで第六十九回帝國議會に東北振興電力株式會社法案を提出し、同議會の協贊を経て、昭和十一年五月二十七日同法律の公布を見た。次で諸般の設立手續を終へ、同年十月七日創立總會を経て東北振興電力株式會社が生誕したのである。

以下之等の事情を順を追つて略述し、併せて社業の現況を述ぶることとする。

二、東北地方の電氣事業

東北地方の電氣事業は早くより各地に企畫されたが、地理的、經濟的環境の不利は次第に其の發達を遅らしめ、電氣の普及状況や利用度も比較的低かつた。東北振興電力の設立當時に於ける東北地方の電氣供給事業者数は、公共團體營一一、會社營六〇、個人經營二、總計七三であり、比較的小規模事業が多かつた。而して其の東北に固定せる資本金は約三億二千萬圓と稱せられ、六縣内に所有する發電力は、自家用をも含むで水力三七五、二〇〇キロワット、火力八五、一〇〇キロワットであつて、關東、信越方面の需用に應ずるために流出する分を除く、六縣内の需用に充て

るための水力は二二二、一〇〇キロワットであつた。右發電力に對應する六縣内の電力消費量は昭和十一年中に於いて、十三億四千五百萬キロワット時と推定せられ、之を東北の人口約七百萬人に割當てると、一人當り約一九一キロワット時となり、全國十地帯中の最低であるばかりでなく、全國最高の北陸の六八八キロワット時に比すると約三五分の一であり、全國平均三七一キロワット時に對しても約二分の一に當つてゐた。然も需用電力増加の傾向は僅少であつて、東北六縣全域で年約八千キロワットを數ふる程度であり、然も此の内約半は郡山、平方面が占めてゐたので、其の他の全區域に對しては僅に年四千キロワット程度の増加需用があつたに過ぎなかつた。尙主要需用地間の送電連絡も不完全で、山形、宮城、福島三縣下系統の一部を六萬ヴォルトの送電線で連絡するものある外強力な送電線なく、縣内需用は概ね縣内發電で賄ひつつある狀況であつた。従つて電氣料金も區々であつて、餘り低率ではなかつた。然るに其の一面東北地方は河川や湖水に富み包藏水力が豊富であるので、特殊の電力會社を設立し、之をして有利なる水力地點を開發せしめ、各種の需要を綜合して發送電施設の經濟化、合理化を圖り、豊富低廉なる電力を供給することに依り、電氣事業を通じて東北地方に諸産業を誘致し、其の振興の實を擧ぐることは極めて必要であり且つ有效なる方法であると考へられたのである。

三、電氣委員會に對する諮問

前述のやうな事情によつて、東北地方振興の根本方策として、殖産興業を目的とする特殊會社と、低廉にして豊富なる電力の供給を目的とする特殊會社との設置が東北振興調査會に於いて熱心に研究せられた。遞信省に於いても豫て東北の電氣事業統制上此の種特殊會社の必要を認めて調査研究を進めてゐたので、東北振興調査會側の調査と相俟

つて、其の實現に努力することとなり、昭和十年九月十八日遞信大臣官邸に於いて第九回電氣委員會を開催し、左の議案を附議した。

議 案

東北振興電力會社設立ニ關スル件

東北地方ノ振興ニ資センガ爲低廉豊富ナル電氣ノ供給ヲ目的トスル特殊ノ電力會社設立ノ計畫ニ關シ意見ヲ求ム

理 由

最近東北振興調査會ニ於テ東北地方ノ窮狀ヲ打開シ其ノ經濟更生ヲ圖ル爲特殊ノ電力會社ヲ設立スベシトノ議アリ、近ク具體的計畫案ヲ同調査會ノ總會ニ附議セラルル運ニ在ル處、本件ハ、低廉豊富ナル電力ノ供給ガ産業振興ノ基調ヲ爲スモノタル事情ニ鑑ミ、又東北地方電氣事業ノ實狀ニ照シ適切ナル企劃ト認メラルルモ、電氣事業ニ關スル重要事項ナルニ付、特ニ本委員會ノ審議ヲ求メントス

右議案に關し望月會長の挨拶と清水幹事の説明があつて、約一時間半に互り慎重審議の結果、左の「東北振興電力株式會社要綱」を承認した。

東北振興電力株式會社要綱

- 一 事業組織
 - 特殊ノ株式會社トス
- 二 事業目的
 - 東北地方ニ於ケル水力ヲ開發シテ低廉ナル電氣ヲ供給スルヲ目的トス
- 三 事業資金

- (一) 資本金ハ三千萬圓トシ、株式ハ之ヲ一般ヨリ募集ス但シ東北興業株式會社ニ對シテハ優先的ニ割當ヲ爲シ、東北地方電氣事業者及東北住民ニ對シテモ之ニ準ゼシムルモノトス
- (二) 株金ノ拂込ハ工事計畫ニ從ヒ數回ニ分チ之ヲ徵收ス
- (三) 資金ノ一部ハ社債及借入金ニ俟ツモノトス
- 四 配當補給
 - 會社ノ配當金年六分(開業前ハ年四分)ニ達セザルトキハ政府ハ會社ノ創立初期ヨリ十年間ヲ限り之ニ達セシムベキ金額ヲ補給スルモノトス但シ其ノ額ハ如何ナル場合ト雖モ拂込資本金ノ四分ヲ超過セザルモノトス

五 役員

- (一) 會社ノ取締役ハ三人乃至五人トス
- (二) 會社ノ社長タル取締役ハ株主中ヨリ政府之ヲ任命シ其ノ任期ヲ五年トス
- (三) 其ノ他ノ取締役ハ株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選舉シ政府ノ認可ヲ受クルコトトシ其ノ任期ヲ四年トス
- (四) 監査役ハ二人以上トシ株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選舉シ其ノ任期ヲ三年トス

六 水利權ノ特許

東北地方ノ電氣需要ニ應ズル爲ノ同地方ニ於ケル發電用水利權ハ將來原則トシテ本會社ニ對シテ之ヲ許可スル方針トス

七 監督

會社ノ業務ハ政府之ヲ監督シ、定款ノ設定變更、事業計畫、社債ノ募集、利益金ノ處分、其ノ他重要事項ニ付テハ認可ヲ受ケシムルモノトス

尙政府ハ東北振興上必要アリト認ムルトキハ事業計畫及運營ニ關シ特別ノ命令ヲ與フルモノトス

八 工 事 計 畫

本計畫ハ東北六縣ニ於テ數箇所ニ水力發電所出力合計約十五萬キロワットヲ開發シ同時ニ其ノ電力ヲ供給スルニ必要ナル送電線及變電所ヲ建設スルモノニシテ發電所落成ト共ニ逐次營業ヲ開始スルモノトス
尙必要ニ應ジ補給用火力發電所ヲ施設シ水力ノ有效ナル利用ヲ圖ルモノトス

九 配 電 方 法

發生電力ノ一部ハ電氣化學工業等ニ利用セシメ其ノ他ハ本會社ノ施設スル送電幹線ニ依リ既設電氣事業者ニ供給シ既設事業者ヲシテ之ヲ共同作業場其ノ他農村工業ニ供給（必要ナル配電實費ヲ含メル原價ニ依ル）セシムルト共ニ東北一般ノ電氣料金其ノ他供給條件ノ改善ニ資スルモノトス尤モ既設事業者ヲ經テ供給セシムルコトガ設備ノ關係上不經濟トナルガ如キ場合ニハ本會社ヲシテ直接供給セシムルモノトス

十 設 立 準 備

政府ニ於テ設立委員ヲ任命シ會社設立ニ關スル一切ノ事務ヲ處理セシムルモノトス

四、東北振興電力株式會社法の制定

前述の如き電氣委員會の承認と共に、東北振興調査會に於いても東北興業株式會社と東北振興電力株式會社の設立を答申したので、政府は左の兩法案を立案して第六十九回帝國議會に提出した。

一 東北興業株式會社法案

二 東北振興電力株式會社法案

衆議院本會議には昭和十一年五月十一日に、日程第七（東北興業株式會社法案）及日程第八（東北振興電力株式會社法

案）として上程され、政府委員次田法制局長官が提案の趣旨を説明し、直ちに議長指名の二十七名の委員に付託せられた。

同月十二日より直ちに委員會を開催し、委員と國務大臣及政府委員との間に熱心なる論議が重ねられた。同日の委員會で前田政府委員は當社の工事計畫の概要、發生電力の消化見込及供給料金等に就いて左のやうに説明してゐる。

本會社ハ差當リ十年計畫ト致シマシテ、秋田縣ノ田澤湖ニ於キマシテ約五萬九千「キロ」、福島縣阿武隈川ニ於キマシテ約四萬六千「キロ」、其ノ他青森、岩手、山形縣下ニ於キマシテ、合計十四箇地點ニ於キマシテ、約十五萬「キロ」ノ水力ヲ開發致シテ、尙ホ南部適當ナル地ニ補給用火力發電所二萬「キロ」ヲ建設セントスルモノデアリマス、而シテ是等ノ發電所ヲ連絡致シマシテ、東北一帯ニ電力ノ供給ヲ普ク致シマスルガ爲ニ、六萬六千「ヴォルト」送電幹線約六百料ヲ特設致シマシテ、使用地ニ變電所ヲ建設スル豫定デアリマス、發電所工事ハ東北地方ノ一般電力需要ト、興業會社肥料製造用電力需用ニ照應致シマシテ、各地方ノ規模ヲ考ヘマシテ開發ノ順序ヲ定メマスルガ、工事ヲ成ルベク各地ニ分散セシメルト云フヤウナコトモ考ヘテ居ルノデアリマス、送電線及變電所ハ電力ヲ各地ニ行渡ラシムル必要カラ、一ニ發電所ノ運轉開始ト共ニ一應完備セシムル豫定デアリマス。

次ニ開業ノ見込等ニ付キマシテ一言申上ゲタイト存ジマスガ、會社設立ノ上ハ直チニ工事ニ著手致シマシテ、第三年度即チ昭和十三年度中ニ一部ヲ開業致シテ、順次工事ノ進行ト共ニ運轉ヲ開始致シマシテ、第十年度即チ昭和二十年年度デアリマスガ、十年中ニ一應ノ計畫全部ヲ完成セシムル豫定デアリマス、併シナガラ將來ノ需用増加ニ應ズル爲ニ、更ニ新シイ所ノ開發計畫ヲ立テテ必要モアラウカト存ジテ居リマス。

次ニ本會社ノ發生電力ノ消化ニ付テ御説明申上ゲマス、本會社ノ計畫ハ十年間ニ漸次工事ヲ進行セシメマスルコトハ今申上

ゲタ通りデアリマスルガ、此計畫完成後ニ於キマシテ水力發電約十五萬「キロ」ヲ得マスノデアリマスガ、是ガ各發電所最大出力ノ合計デアリマス、田澤湖ヲ利用致シマスル發電所出力ハ、北部方面ニ於キマスル湯水時ノ補給用ニ充テマスルガ爲ニ、出力ノ中約一萬五千「キロ」ヲ差引クノデアリマス、之ヲ差引イタ殘リノ出力ヲ綜合致シマシテ、約十三萬五千「キロ」ガ實際ノ供給ニ充テラレル譯デアリマス、尙ホ火力發電所出力二萬「キロ」ハ、主トシテ南部方面ノ湯水補給ノ用ニ供スル積リデアリマス、右發生電力ニ對スル消化ニ付キマシテハ、次ノヤウニ假想ヲ致シテ居リマス、一般用需用電力ハ東北地方ニ於キマシテハ、今後毎年約一萬「キロ」程度ノ需用ガ増加スルモノト想定シ得マスルガ、本會社カラ七千七百乃至九千八百「キロ」ヅツヲ供給致シマシテ、設備完成後ニ於キマシテ七萬「キロ」發電所ニ於キマシテハ約八萬「キロ」デアリマスガ、實際ハ七萬「キロ」ヲ供給スル豫定デアリマス、又特定用需用電力ハ、第四年度カラ石炭窒素製造用ニ二萬五千「キロ」、第八年度カラハ硫安製造用ニ三萬「キロ」ヲ供給スル豫定デアリマス、即チ設備完成後ニ於キマシテハ一般及ビ特定用合シマシテ、十三萬五千「キロ」ヲ供給スルコトト相成ルノデアリマス、大體今申上ゲタ通りヤツテ行ク見込デアリマスルガ、其結果ト致シマシテ幾ラ程料金ガ下ルカト云フコトヲ考ヘテ見マスルト、現在東北ハ一「キロ」一時間一錢九厘四毛ニ付イテ居ルノデアリマス、ソレガ新會社ニ依リマスト一錢二厘デ供給スルコトガ出來ルノデアリマス、サウシテ之ヲ年「キロ」ニ換算致シマスルト、東北ハ約百二圓デアリマス、新會社ニ依リマスト是ハ六十二圓、但シ是ハ負荷率ヲ六〇％ト致シテノ勘定デアリマスガ、若シ負荷率ヲ六〇％ト致シマスト東北ノ現在ノ既設會社ト比較ヲ致シマシテ新會社ハ六十二圓上ルノデアリマスガ故ニ、年々約四十圓ト云フモノガ儲ルノデアリマス、併シ其負荷率ヲ若シ五七％ト致シテ計算致シマスト、新會社ノ方ガ一「キロ」一箇年間ニ約三十七圓輕減ヲ致シマス、ソレダケ需用家ガ利益ヲ得ルト云フコトニ相成ルノデアリマス云々

第二回の委員會は五月十三日、第三回は十四日開催せられ、原案通り決定を見た。仍て十五日本會議を開いて東北興業株式會社法案及東北振興電力株式會社法案を上程し、委員長報告通り可決確定した。

貴族院に於いては五月十六日兩法案を議題となし、質疑應答の後十八名の特別委員よりなる委員會に付託することとなつた。

第一回委員會は五月十六日午前、午後互つて開かれ、第二回委員會は五月十七日午後から、第三回委員會は十八日午前に開催せられ原案通り可決された。そこで五月二十日本會議に上程し、委員長報告通り可決せられた。

斯くして第六十九回帝國議會を通過した東北振興電力株式會社法案は、御裁可を経て五月二十七日法律として公布せられたのである。

五、東北振興電力株式會社の業績

東北振興株式會社法第二十三條に基いて昭和十一年六月一日四十三名の設立委員が任命せられて會社設立の事務が進められ、六月十六日には定款が認可せられた。總數六十萬株の株式も極めて順調裡に第一回拂込を終了し、十月七日日本工業俱樂部で創立總會が開催せられ、茲に重要な使命を帯びた電力會社が設立せられた。

當社は前述の特別法に依つて設立せられた會社であつて、一方に於いて政府の監督を受くると共に、他方種々の特典が與へられてゐる。

配當金の補給、社債の元利保證、東北地方に於ける水利權の原則的獨占等が之である。而して東北興業株式會社とは、姉妹會社の關係にあり、當社の電力開發と東北興業會社の活動とは相互に補足的の關係にあるもので、設立目的を達成するためには、兩會社は最も緊密でなければならぬ。それで當社の株式の約四四％は東北興業會社が所有してゐる。

當社は設立直後左の五發電所を選定し工事の進捗に努めた。

蓬 萊 (福島縣阿武隈川)	三八、五〇〇キロワット	小 出 (秋田縣 白雪川)	二、九〇〇キロワット
腹 帶 (岩手縣 閉伊川)	一〇、七〇〇キロワット	板 平 (秋田縣 子吉川)	一、九〇〇キロワット
立 石 (青森縣奥入瀬川)	七、〇〇〇キロワット	計	六一、〇〇〇キロワット

右の内蓬萊發電所は昭和十三年十二月一日完成を見、昭和十四年一月以降相次で小出、腹帶、立石、板平の各發電所が完成し、續いて右の外、生保内、信夫の兩發電所も竣工した。

當社の株式は會社の性質上左のやうな分布狀況を示してゐる。

東 北 興 業	二六五、〇〇〇株	同 個 人	五九、五二四株
東北六縣市町村	一一六、四八五株	其他の府縣個人	四五、四六一株
同 産 業 組 合	八〇、〇二六株	合 計	六〇〇、〇〇〇株
同 其他の團體	三三、五〇四株		

當社の開業は前述の蓬萊發電所の完成を見たる十三年十二月であつたが、時局の影響を受けて東北地方の産業は相當の躍進を見つあるため豫期以上の業績を収めつつある。即ち會社設立當時政府に於いて樹てた事業計畫に依れば、昭和十一年の會社設立年度より昭和二十年度に至る十箇年間に水力發電所十四箇地點、一四八、〇〇〇キロワットを開發し、之に二〇、〇〇〇キロワットの補給用火力發電所を配する計畫であつたが、現在考へられてゐる事業計畫に於いては、同じく昭和二十年度迄の十箇年間に水力發電所二十七箇地點で二五一、七四〇キロワットを開發すると共

に、日本發送電株式會社より最大九七、〇〇〇キロワットを受電し、合計三四八、七四〇キロワットを豫定してをり、最初の原案に比して約二・六二倍の電力を發電及變電に依つて東北地方に配給せんとしてゐるのである。右の計畫に依る建設費總數は約一億七、八千萬圓に達することと思はれる。

第六節 電力國家管理

第一款 序 説

我國の電氣行政が、國民經濟の進展並にそれに伴ふ電氣事業の發達膨脹に連れて既に幾變遷を重ねてゐることは、電氣事業の産業上、國民生活上に占むる重大使命に鑑み、當然の過程と云ふべきである。而して従來行はれた行政上幾多の改革は、云ふ迄もなく電氣事業發達の實狀に即して考究せられたものであるが、一面時勢の求むる處に従つて生れ出たものである事實を輕視してはならない。

元來電力の公共性並に其の經濟的特質に鑑み、之を國營に移すべしと云ふ所謂電力國營論が我國に行はれたのは最近のことではない。即ち電力國營論は過去に於いて、單に理論上の研究對象であつたばかりでなく、寧ろ有力なる政治問題化した歴史を有してゐる。遞信省に於いては大正の中期、野田遞信大臣當時特に眞剣に此の問題を検討し、一應の結論さへ得たこともあつたのである。然るに今日迄長い間實現の機を得なかつたのは、其の手段形式に於いて、

十分なる研究が積まれてゐなかつた點もあるが、それ以上に之を實行に移すべき機運が熟してゐなかつた所以に歸せねばならない。電力國家管理は過去に於ける電力國營論の實行上に伴ふ障害を取り除いた點に於いて、格段の進歩を示してゐるのみならず、其の社會的背景に於いては、彼の二・二六事件後の庶政一新を要望する國內情勢の下に、革新政策の先驅的役割を擔つて生れ出したものである。

第二款 電力國家管理成立の經過

一、第一次電力國家管理案

電力國家管理の内容を述べる前に、先づ之が成立の經過を簡単に敘することは、電力國家管理を生んだ當時の社會的背景を知る上にも便利である。

昭和十一年春、二・二六事件直後に成立せる廣田内閣は、庶政一新を標榜して難局の收拾に當つた。電力國策は此の庶政一新内閣の頼母木遞相に依つて先づ其の第一聲が擧げられたのである。頼母木遞相は、就任早々年來の持論である電力國營を實行に移すの決意を表明し、四月八日富安次官を會長とする電氣事業調査會を省内に設置して、之が立案に當らせた。斯くて同調査會の手に成る電力國策の大綱は、同年七月三日の所謂國策閣議に「電力國策要綱」として提案せられ、初めて其の輪廓を公にしたのである。此の頃より電力國策に對する贊否の輿論は漸く昂まり、殊に電氣事業者は電氣協會を主體として猛烈な反對運動を開始した。一方財界各方面も之に呼應して反對の烽火を擧げる等、茲に電力問題は一世の批判の焦點に置かれることとなつた。當時の政治情勢よりして、電力問題の成否は實に革

新政治の前途を卜するものと云はれ、一經濟問題として斯くまで深刻な政治的或は思想的論議を捲き起した問題は未だ嘗て其の例を見ないとまで云はれたのである。

斯かる情勢の下に政府は電力國策の取扱ひに就いて慎重を期するため、頼母木遞相、馬場藏相、小川商相、前田鐵相の四相よりなる所謂四相會議に附して慎重審議することとした。四相會議は前後三回に亙つて開催され、更に頼母木遞相を除く三相會議に移され三相會議も亦三回に亙つて慎重審議の結果、漸く結論に達し、最後に第四回四相會議を開いて遞信省の原案に對し數箇條の希望條項を附した。遞信省に於いては、此の四相會議の結果に基づいて、原案に多少の修正を加へ、之を十月二十日の閣議に提出して、茲に電力國家管理案の要綱は正式に閣議の承認を得、第七十回帝國議會に提出される運びとなつたのである。

其の要綱は次の如きものであつた。

(一) 電力國策の必要

電力は其の國家民生に於ける根本的普遍的なる本質上、之を擧げて私企業に委すべきものに非ず、殊にイ、我國最貴重の天然資源たる水力の徹底的、合理的利用をなし、所謂水主火従主義の發電に依り燃料國策の遂行に資し

ロ、大規模の發電並に送電聯絡を完成し、周波數の整理を促進し、發送電の全國的統一運營に依り良質、豊富、低廉を目的とする電力經濟の理想を實現し

ハ、全體主義の經營に依り、料金に産業政策、社會政策に基く國家意識を反映せしめ

ニ、国力培養の根基たる農山漁村の更生振興の爲電力の普及利用の全きを期し、軍需工業を平時に確立し、國防の目的を達成すると共に有時の際に於ける動力資源の防備、敏速確實なる動力動員に遺憾かならしむる。等の方途を講じ、以て國家の興隆安固、國民生活の安定、産業の振興を期するは、内外の情勢に處應する刻下喫緊の要務とすべく、斯くの如きは企業形態の現状を前提とする限り、到底之を達成し難し。之れ電力國策を樹立し、電力國家管理を実施せんとする所以なり。

(二) 電力國家管理案の内容

イ、政府は電力を管理し其の中發送電事業を國營し、之に必要な設備は特殊の設備會社をして提供せしむ。發送電事業の經營を斯くするは現下の時局に鑑み、國家財政との關係を考慮すると共に、民間資本を有効に活用し、設備の擴張改良計畫の遂行を容易敏活ならしめ、且つ出來得る限り民業伸長の餘地を存せんとする用意に外ならず、尙例へば自家用發電等に就いて全國的統一運營を必要とせざるものは、之を國營の範圍外に置く。ロ、既存の發送電設備にして必要なるものは、政府の指定に依り設備會社に出資せしむ。但し出資後一定年限内に於いて株主は設備會社に對し額面額にて株式の買入請求をなし得ることとす。尙政府は必要に依り電力特別會計に於いて設備會社の株式を買入れ得るの途を設くるものとす。ハ、出資せしむべき發送電設備は、凡そ電壓五萬ヴォルト以上の送電線(地方に依り五萬ヴォルト以下のものを含む)及之に連絡を有する發電設備とす。其の見込概數凡そ左の如し。

發電所 約五二〇

内

水 力 約四五〇(容量約二百八十萬キロワット)

火 力 約七〇(容量約百七十萬キロワット)

變 電 所 約一四〇(容量約四百五十萬キロヴォルトアムペア)

送電線路互長 約一八、〇〇〇軒

尙右發送電設備の原所有者が殘存設備に依りて事業を繼續すること能はざる時は、設備會社に對し殘存設備の買收を請求することを得しむることとす。

ニ、出資資産の評価は評價委員會に附議決定す。

出資資産の評価に就いては其の基準たるべき事項を決定し、朝野各方面の利害關係を代表する權威者を集めたる評價委員會に於いて公正なる評價額を決定す。

尙社債に就いては社債權者の權益を害せざるやう考慮し、慎重且妥當なる措置を講ずることとす。

ホ、發電水利は政府の専用とす。發電水利の使用は政府之をなす。既に許可せられたる水利の使用に就いては、之に要したる出資に相當補償するものとす。

ヘ、電力の卸賣をなし、其の料金を低廉にし且國家意識を加味す。

政府のなす卸賣電氣料金は全般的に低廉、均衡を圖るは固より社會政策、産業政策等の國家意識を加味するものとす。

す。

ト、電力審議會を設け發送電計畫、電力料金、其の他重要事項に關する調査審議をなす。

官民各方面の委員より成る電力審議會を設け、發送電設備の建設計畫、電力料金、其の他電力政策等に關し諮問に答へ建議をなさしめ、斯道の權威者を事業の經營に參與せしむるの途を講じ、官民一途の下に理想的運營をなさんとす。

チ、政府は設備會社に對し設備使用の對價として相當の使用料を交付す。

右使用料の算定に當りては設備の建設維持等の方面に於ける會社の企業努力を反映せしむるやう考慮するものとす。リ、設備會社は發送電設備の建設、保守をなし、業務遂行上必要なる諸種の特權を與へらる。

尙會社は其の性質上政府より一定の配當保證を受くると共に、配當し得べき利益金が一定率を超ゆる場合には或程度の配當制限を受くるものとす。

又、電力特別會計を設け、

財政目的を有するものに非ざる主旨の特別會計となし、收支の吻合を明にし其の經營を合理的ならしむ。

ル、地方財政に及ぼす影響に就いては相當考慮す。

發送電事業の國家管理に伴ひ地方財政に必然的に生ずる歳入缺陷に就いては、電力特別會計に於いても可及的影響を少からしむるやう考慮す。

ヲ、配電事業は公營又は民營に委ぬ。

配電事業は其の業務概ね地方的局部的にして且尙的配慮を要すること多く、國營となすことに依り得らるる技術上乃至經濟上の效果發送電事業の如く顯著ならず、一面國營は已むことを得ざる必要の最少限度に止むるを適當と認め、之を現状の通り公營又は民營に委ぬることとし、配電區域の整理統合、卸賣料金を通じて行ふ料金監督の徹底等に依り、電力國家管理の精神を一貫せんとす。

(三) 實 施 準 備

電力國策遂行のため左記法案を次期帝國議會に提出す。

イ、國家管理法案

發送電の政府管掌に關する根本事項を規定す。

ロ、特殊會社法案

發送電設備の政府の用に供することを目的とする特殊の株式會社構成、出資及評價の方法、特權義務等を規定す。

ハ、特別會計法案

電力卸賣に關する歳入並に設備會社に對する使用料の支出等に關する事項を規定す。尙歳入總額の歳出總額を超過する金額は之を準備金となし、歳計の不足を補足せしむべきことを明定す。

ニ、電氣事業法改正法案

供給區域の整理統合、料金其の他事業監督の徹底化を圖るやう改正す。

右諸法案の議會通過後實施準備局を設置し可及的速に諸般の準備をなし、昭和十三年度より電力の國家管理を開始

せんとす。

逓信省は右要綱に基づいて、電力管理法案日本電力設備株式會社法案、電力管理に伴ふ社債處理に關する法案、電氣事業法改正法案、電力特別會計法案等の關係法律案を整備し、翌昭和十二年一月十八日の臨時閣議に於いて正式に決定の上、休會明け議會劈頭に提出の準備は全く成つた。然るに第七十回帝國議會は、開會早々豫期せぬ障害に躓き、廣田内閣は總辭職を執行し、第一次電力國家管理案も敢へなく葬り去られて其の解決を後日に委ねることとなつた。

二、第二次電力國家管理案

廣田内閣に次で成立した林内閣は、僅々半歳足らずで瓦解したため、山崎兼任逓相に次で入閣した兒玉逓相も電力問題に就いて十分検討の遑もなくなつたが、電力問題は來るべき通常議會に何等かの形式で提案必至の情勢には依然として變化がなかつた。

斯かる情勢下にあつて林内閣總辭職のあとを受け成立した近衛内閣の永井逓相は電力問題の解決に固い決意を押し、及日支事變の突發と云ふ新情勢を考慮に入れることの二つの基本方針を立案の目標とした。

新に永井逓相を迎へた事務當局は、逓相より與へられた新指標に基いて再び立案に著手した。而して事務當局の原案作成と併行して永井逓相は無用の相剋摩擦を排除し、官民協力の實を擧ぐるの趣旨から、官民有識者を以て組織せる臨時電力調査會を設置した。

(一) 臨時電力調査會

此の臨時電力調査會は電力界を代表する意味を以て所謂五大電力社長を含め、其他官界、政界、財界、學識經驗者を網羅した三十五名の委員より成るもので、永井逓相が會長であつた。其の諮問事項は次の如くであつた。

諮 問

電力の國家管理を爲し、國防の充實、國民生活の安定を圖り、戰時體制に順應して、生産力の擴充に備へ、國防の充足、動力の動員を整へ、産業計畫遂行の圓滑を期するは刻下喫緊の要務なり、依つて之が急速實施に關する具體的方策を諮ふ。

調査會は十月十八日省内第一會議室に於いて第一回の總會を開き、開會劈頭から業界委員と他の委員との間に激論が鬨はされた。第二回の總會には業界委員から「電力統制に關する意見」と「電力統制要綱」を提示して、業者側の意向を具體的に表示したが、之は他の委員の支持を受けるまでには至らなかつた。第三回の總會を終つて細目審議のため小委員會が設けられた。小委員會に於いても依然として業界委員と、他の委員との意見が對立したが、此の間にあつて情勢の推移を注目してゐた逓信省は、第一回の委員會に幹事試案として、初めて逓信省の所期する案の大綱を提示し、第二回の小委員會で大和田電氣局長より之に關する詳細なる説明が行はれた。逓信省の幹事案と、業界委員案と此の二者が出揃つて、小委員會は益々議論沸騰し、回を重ねること七回に及ぶも意見の一致を見なかつたが、大勢は漸く幹事試案に傾いて行つた。斯くて小委員會の答申案は業界委員を除く他の全委員の賛成を得て決定を見た。併し、此の會の趣旨に鑑み、決は採らず、委員長案と業界委員の意見の二者を其のまま總會に報告する形式を探ることとして、前後八回に亘つた小委員會を閉ぢた。

此の小委員會の結果は第四回の總會に報告されたが、依然として業界委員は強硬に反対意見を主張して譲らず、賛否の意見対立のまま十一月十九日の第五回總會に持ち越されたのである。併し總會の大勢は明かに小委員會の答申案を支持するものと見受けられた。此の形勢を觀取した永井遞相は、第五回總會に於いて三十五名の委員中、既に二十五名が賛意を表してゐるとて、決を採らぬままに審議打ち切りを宣した。

斯くて此の臨時電力調査會の答申案を骨子として、事務當局は直ちに電力管理案の要綱を作成し、十二月十七日の定例閣議に於いて之が承認を得、茲に第二次電力國家管理案の輪廓は成つた。臨時電力調査會の答申は左の如くである。

(二) 臨時電力調査會國家管理要綱

電力の豊富低廉なる供給を普ねく確保し、其の自然的獨占の陥り易き專恣を排し、特に戰時體制に順應し生産力の擴充のため動力動員を容易且迅速ならしむるは、眞に方今の急務とす。而して之がため臨時電力調査會は速かに電力の國家管理を實施すべきものと認め、其の具體的方策として左記電力國家管理要綱を議定したり、

右答申す。

電力國家管理要綱

イ、管理の範圍

國家的統制に必要な左の設備に依る發電及送電は國家之を管理す。

(1) 主要新規水力發電設備

發電水力資源の合理的利用上避くべからざる既設水力發電設備を含む。(既設水力發電設備を國家管理の對照とせざるは、之等設備の評價、其の他の手續に多大の時日を要し、急施を喫緊とする時局の要求に處應し能はざると、主要送電設備を通じてなす國家管理により設備の利用能率は充分に之を發揮するを得、發生電力の動員に就いても支障なしと認むるに依る)

(2) 主要火力發電設備

火力發電は水力發電に比し設備の新舊等に依る能率上の差等甚しく、之が運轉順位の選擇は常に配給上の實情に即して行ふの要あり、之がため成可く廣範圍に火力設備を國に於いて管理し、水火併用の全きを期し、以て貴重なる石炭其の他燃料資源の節約を圖ると共に發電原價を低廉ならしむるの要あるに依る。

(3) 主要送電設備

主要送電設備の管理は、之を中核として、全電氣事業設備の利用能率を最高度ならしめ、水力の利用を全幅的に盡さしむるに必要なるに依る。
前項の範圍に屬する設備は新に設立する特殊會社に於いて之を施設し、既存の設備は之を會社に出資するものとす。

前掲の送電設備に連絡する既存の水力發電は之を買入るものとす、但し場合により託送を認むることあるべきものとす。出資設備の評價並に買入電力料金に就いては出來得る限り其の算定基準を決定し、委員會の議を経て決定するものとす。

ロ、管理の方法

- (1) 電力の需給、発電及送電設備の建設計畫、電力料金並に電力の配給等重要なる事項は政府之を決定するものとす。
- 前項政府の決定に従ひ設備の建設並に業務の運営は特殊會社をして之を爲さしむるものとす。
- (2) 政府は電力管理の適正を期するため官民の衆智を蒐めたる電力審議會を設け重要事項を之に諮問するものとす。
- (3) 電力國家管理の用途は政府と民間との協力に依り、水力資源の徹底的合理的開發利用、水火力の完全併用、設備利用率の國防上、國民經濟上に於ける全面的向上を達成するに在り、而して單一なる管理意思の透徹を期するために、凡て事業運營の中樞的事項は政府に於いて之を決定し、營業方面の業務は會社の活潑なる活動に委ぬるを得策とす。斯くして一方會社の企業参加に依り純粹官營の弊を去り、他方國策に關する重要事項の決定を國家の手中に收むることに依り、大資本を擁する特殊會社の陥り易き專恣を完全に制御せんとするものなり。

ハ、特殊會社

- (1) 資金調達に關し利便を圖ると共に利益配當に對する政府の保證、租税の減免其の他業務遂行上必要なる特權を附與するものとす。
- (2) 會社の役員は政府之を任命し、定款の設定變更、社債の募集、利益金の處分其の他重要事項は政府の認可を受けしめ、會社の業務に關しては監督上必要なる命令を爲すものとす。
- 會社は電力國策遂行の一半を擔當する機關なるを以て、特に資金の調達其の他に付利便を圖ると共に、總裁、副總裁の如き中樞を成す幹部は、勅裁を経て政府之を任命し、理事は株主總會に於いて倍數を選出しその内より之

を任命し、監督の周到を期し電力審議會の運用と相俟つて官民いづれもの獨善に陥らざるの用意をなすものなり。

ニ、電力動員

- (1) 平時大體最高需要の一割程度に相當する餘裕電力を用意せしむると共に豫備設備を整備し、自家用發電に就いても相當程度の連絡統制をなすものとす。
- (2) 電力供給を確保し、電力使用の急需を充すため必要に應じ消費管制をなすものとす。
- 平時に於いても相當程度の餘力を存せしむるの用意を怠らざると共に、速に所要の場所に電力の大量集中をなし得るやう送電連絡の完備を圖り、又低能率のため常時使用せざる火力發電と雖も其の保守を充分ならしめ、非常發電に待機せしめ、自家用發電設備も主要送電線路に連絡し置き、平時に於いては有利なる餘剩電力消化の一助ともなり、非常時に於いては電力動員への参加を可能ならしむるが如き適切なる方法を講じ、尙、消費管制をなし得ることとし、電力使用の急需に應じ供給の確保をなし電力の國家的使命の達成に遺漏なからしむ。

ホ、配電事業

- (1) 発電及送電の國家管理に照應し、配電事業統制の擴充強化を圖るため區域の整理統合をなし、供給業態の改善、電氣利用の普及を促進するものとす。
- (2) 國家管理に依る料金政策と相俟つて料金の低廉且均衡を得るやう其の監督を擴充するものとす。
- 供給電力の生産、配給を合理且つ經濟的ならしめんとする電力國家管理と照應し、配電事業の統制を一層強化擴充するに非ざれば、國家管理の大目的は竟に首尾一貫して之を達成し得るものとなし難し。即ち、配電區域の整

理統合を圖り經營採算の不均衡を是正し業態の改善、料金の均衡化を促し、國家管理に依る料金政策と相俟つて一層強力且つ適實なる料金監督を如實ならしめ、農村に於ける電氣利用の普及改善等に就いても更に積極的な方策、施設の實現を期せんとす。

(3) 政府の水力資源の開発利用をして全からしむるため他種利水、治水其の他の權益との關係を合理的に調整するやう配慮すること。

(4) 國有の電力設備は可及的之を電力國家管理の範圍に移すこと。

(5) 政府の管理組織中には相當程度實地經驗を有する有能者を参加せしむること。

逓信省は右要綱を基礎として關係法律を整備し、翌年一月十九日の臨時閣議で正式に決定、第七十三回帝國議會劈頭に提案の運びとなつた。

三、第七十三回帝國議會に於ける電力管理法案審議の經過

電力管理法案外關係法律案は第七十三回帝國議會休會明け劈頭、即ち一月二十五日衆議院に上程せられた。

(一) 衆議院の審議狀況

永井遞相の提案理由の説明あり、續いて二、三の討論があつて三十六名の委員付託となつた。

特別委員會は一月二十六日第一回委員會を開催、爾來揉みに揉んで回を重ねること二十五回、波瀾萬丈の經過を辿り、三月七日漸く終了した。此の委員會の審議時間は實に衆議院開設以來の長記録と云はれる。

特別委員會の結論は政府原案に對し若干の修正を加へたもので、政府は之に對し不同意を表明して、飽くまで原案

を最善と信する旨を明かにした。尙衆議院特別委員會に於ける論議の中で注目すべきものを擧ぐれば左の諸點であつた。

イ、同案は或る主義の指導原理に基いて立案されたものではないかと云ふ所謂イデオロギー論である。之に對し政府は、本案は公益上電力事業を現狀に放任することが出来ない。之を綜合して目下の急に應ずることが國策上緊要なりと認めて提案したもので、國家社會主義とか、産業革命とか、其の他一定の原理に基いて革新せんがための革新を企圖するものでないと説明した。

ロ、次に所謂所有權否認論が問題となつた。即ち本案の基調をなす強制出資に對し政府は公用徴收の精神に基くものと云ふが、公用徴收の對象は従來は動産、又は不動産である。然るに本案の對象は民間の産業それ自體、業務そのものであることは、まだ嘗て例を見ない處である。又公用徴收の精神は被收用者に對し、完全賠償をなすべきものであるのに、本案に依れば新會社の株式又は社債を交付すると云ふので、之は所有權侵害の疑ひがあると云ふのである。之に對し政府は、電力事業の公益性、獨占性、特異性に基いて、電力統制の強化を必要とする點に就いては既に當業者も一致してゐる處であつて、問題は其の方法如何である。政府案は所謂公益は私益に優先すると云ふ國家全體主義の觀點より、國民經濟の再建設を行はんとするもので、決して社會主義の立法ではない。而して之が對價として交付する新會社の株式乃至社債も新會社が國家の保護の下に運営される特殊會社なるに鑑み、安全確實なるものであることを強調した。

ハ、次に國家管理の意義に就いて議論が行はれたが、政府は之に對し文書を以て管理とは國家に於いて特別の支配

をなすと云ふ義であつて、單なる監督ではない。其の具體的内容は本法の規定する處に依るので、換言すれば、第三條の示す如く根本方針は政府之を決定し、其の實際の運営は會社をして行はしむる。即ち官民共同經營の精神であるとして管理の意義を明らかにした。

ニ、電力の豊富低廉の問題に就いても、相當深刻な議論が行はれた。此の點に關する質疑は、主として建設費、石炭費の昂騰見込を中心として、果して政府の所期する如く料金の低下を實現するや否や、また發送配電の一貫作業が切斷される結果、却つて料金の値上を來しはせぬかと云ふ點に集中された。之に對し政府は國家管理に依り、

- (1) 個々分立の弊を矯めて電力經濟に即應する大規模綜合運營が可能であること。
- (2) 河川流域の變更、貯水池、調整池を施設して水力の高効率且つ大規模開發が出来ること。
- (3) 大送電網の建設に依り電力の融通を行ひ、地域的不足を調整することが出来る。
- (4) 電氣に關しては必ずしも一貫作業を必要としないこと。

の點を擧げて豊富低廉の可能なる所以を説明した。尙以上の外農村電化問題、社債問題に就いても議論が行はれたのである。

斯くて電力案は三月七日の衆議院本會議に上程、委員會の修正通り大多數を以て可決されたが、前途尙豫測を許さざるものがあつた。

(二) 貴族院の審議狀況

貴族院に於いては翌八日の本會議に上程され、討論を終つて直ちに二十五名より成る委員會に付託された。而して

九日第一回委員會を開催したが、依然として議論沸騰し、回を重ねること十五回に及んで三月二十四日漸く終結した。其の結果は衆議院の修正に更に修正を加へたものであるため、茲に兩院協議會が開催されることとなり、會期もあと一日に切迫したので、解散説も傳はる等電力案を繞つて政局は極度の緊張を呈した。

(三) 兩議院の協議決定

併し政府に於いては最後の瞬間に於いて通過の見込みが立つたため、一日の會期延長を奏請して兩院協議會の結論を待つこととなり、其の結果貴衆兩院、政府三者の歩み寄りに依つて妥協が成立し、兩院協議會の成案は成つた。斯くて二十六日午後十一時十六分と云ふ際とい瞬間に於いて電力案は成立を告げたのである。

四、電力國家管理の内容

(一) 電力國家管理の必要性

電力國家管理の必要性に就いて遞信省は昭和十二年十月の臨時電力調査會に幹事意見として次の如く述べてゐる。

- イ、我國最貴重の天然資源たる水力の徹底的合理的開發利用をなすこと
- ロ、大規模の發電竝に送電聯絡を完成し、電力配給の合理化並に設備の經濟的運用を徹底すること
- ハ、電氣料金に國家意志を反映せしめ且つ其の衡平、低廉化を促進すること
- ニ、電力の各方面に於ける普及利用の全きを期し、各種動力及熱源の電化を促進して燃料資源の愛惜保護を圖ること
- ホ、軍需工業を確立し電力動員を敏速確實ならしむる等國防上の安固を期すること

電力國家管理を必要とする根本の理由は、此の五項目に大體要約されてゐる。而して電力の公益性乃至經濟的特質或は料金の低廉平衡化の諸點に就いては、過去の電力國營論で既に論じ盡されてゐるところであるが、最後の軍需工業を確立し電力動員を敏速確實ならしめ國防の安固を期すると云ふ點は、電力國家管理に於いて初めて採り上げられたところで、特に注目に値ひする。即ち近世電氣文化の急激なる進歩發達に依り、電氣は單に國民生活の必需品たるばかりでなく、實に産業を振興し國力培養の根基をなすものである。従つて電力國策を確立して平時に於いては國民生活の充實、産業の振興を圖ると共に、一朝有事の際にも備へて置くことは非常時局下の我國にとつて喫緊の要務と云はねばならぬ。電力國家管理は斯かる時局の要望に應へて平戰兩時を一貫する電力國策を確立せるものに外ならない。

(二) 電力國家管理の關係法令と實施準備

遞信省は電力國家管理の實施準備期間を一年とし、昭和十四年四月一日より實施する豫定を以て、昭和十三年四月電力管理準備局を開設して、老且つ困難なる實施準備に著手した。

諸法規の制定 先づ諸法規の制定であるが、電力國家管理の關係法律は、電力管理法、日本發送電株式會社法、電力管理に伴ふ社債處理に關する法律、電氣事業法中改正法律の四法律である、之等諸法律の施行に就いて見るに、電力管理法は其の内容に鑑み、全部を同時に施行することが法律上困難なるため、各條に就き施行期日を定められた。先づ電力管理の大綱決定上必要な電力審議會を活用するため、同法第五條の規定が五月二十五日に施行され、次で既存設備の出資に必要な條項として同法第一條及第二條の規定が八月十日より施行された。殘餘の同法第三條、第四條、第六條及第七條の規定は、翌年三月十八日電力の受給及其の受給料金決定上の必要に基いて施行され、同法全

條の發動を了へた。

日本發送電株式會社法及電力管理に伴ふ社債處理に關する法律は、前者に於いて會社の組織並に業務に關し必要な規定が設けられてゐる外、會社設立に必要な既存設備の現物出資に關する條項が規定せられ、後者に於いては電力管理に伴ふ社債處理に關する事項が規定せられてゐる關係上、出資關係條項たる電力管理法第一條及第二條と同時に施行する必要上、いづれも八月十日より實施され、又電氣事業法中改正法律は昭和十四年四月一日より施行された。

右諸法律の實施に必要な關係法令に就いては、電力管理法關係法令として電力管理法施行令、同法施行規則、電力審議會官制が主なるもので、施行令は昭和十三年八月十日、同施行規則は同十四年三月十八日、審議會官制は同十三年五月二十五日にそれぞれ實施された。日本發送電株式會社關係法令としては、同法施行令、同法施行規則、日本發送電株式會社業務規程、電力評價審査委員會官制を主なるものとし、施行令並に施行規則は昭和十三年八月十日に、會社業務規程は同十四年四月一日に、評價審査委員會は同十三年八月十日に實施された。電力管理に伴ふ社債處理に關する法律關係法令は、同法施行令、同法施行規則が昭和十三年八月十日に實施され、尙以上の外日本發送電株式會社法及電力管理に伴ふ社債處理に關する法律第一條、第五條の場合に於ける登記の手續に關する勅令が昭和十四年四月一日に施行され、又電力管理に伴ふ社債處理に關する法律施行規則第十四條に依る指定に關する遞信省公示が昭和十四年三月三十一日になされた。

(三) 管理範圍の決定

電力國家管理の範圍は、電力管理法第一條但書の規定に依り、自己の専用に供し又は一地方の需用に供する電氣の

発電及送電にして勅令に別段の定あるもの以外の水、火力発電所、送變電設備である。而して之等の管理範囲に屬する発電及送電の中、主要新規水力発電設備、主要火力発電設備及主要送電線に依る発電及送電は日本發送電株式會社をして行はしめ、尙既設水力発電所の發生電力は、同會社をして一手に買上げしめ、以て電力管理の實效を收めんとするものである。

(四) 日本發送電株式會社に對する出資設備の範圍

日本發送電株式會社に對する出資設備の範圍決定に就いては、昭和十三年六月四日の第一回電力審議會に諮問の上左の如く要綱を決定した。

出資設備範圍

日本發送電株式會社に對し出資せしむべき電力設備及其附屬設備の範圍は左の通りとす、但し電氣事業法第三十條の規定に依り自家用電氣工作物として施設したるもの及特別の事由に依り遞信大臣に於て出資せしむるを適當ならずと認めたるものは之を除く

一 送電設備

- (1) 最大電壓十萬ヴォルト以上のもの、
- (2) 最大電壓五萬ヴォルト以上十萬ヴォルト未満のものにして左の各號のいづれかに該當するもの
 - (イ) 水力発電所より主要需用地に到る送電幹線にして他の送電系統と連絡し綜合運轉をなすを適當とするもの
 - (ロ) 送電端又は受電端に於て主として電氣事業との間に電力供給關係あるもの
 - (ハ) 並行線の關係にあるものにして統轄に依り電力潮流を改善し得るもの

- (3) (1)及び(2)の送電設備又は出資せしむべき火力発電設備の相互間を連絡するもの
- 二 變電設備

- (1) 最大電壓十萬ヴォルト以上の送電設備に接続するもの
- (2) 出資せしむべき最大電壓五萬ヴォルト以上十萬ヴォルト未満の送電設備に接続するものにして主として電力事業よりの受電の目的に使用する遞昇用のもの及主として電氣事業に對する供給の目的に使用する遞降用のもの
- (3) 前記一の(3)の送電設備に接続するものにして送電連絡の目的に使用するもの

三 火力発電設備

出力一萬キロワットを超過するもの

四 其の他の送電設備、變電設備又は火力発電設備にして電力管理上の必要に依り特に遞信大臣の指定したるもの

右要綱に基いてなさるべき出資設備の具體的決定は、八月六日遞信大臣の決裁を経て正式に決定した。之等の出資設備の公告は八月十一日附の官報を以て行はれたが、其の後實際調査の結果、更に追加出資を必要とするものあるを認めためたので、十一月二十四日附官報を以て其の分を公告し、設備所有者に之を通知した。因みに日本發送電株式會社に出資を命ぜられたる設備の概要は左の如くである。

關係事業者 三三事業（公營四）

送電線互長 約七、二〇〇杆

火力発電所 三四（出力約一、八二七、〇〇〇キロワット）

變電所 九五（容量約四、四〇〇、〇〇〇キロヴォルトアムペア）

(五) 出資設備の評価方法

日本發送電株式會社に對する出資設備の決定に伴ひ、之が評價の基準となる出資財産評價方法及事業設備別並に同綜合標準減價銷却率は、八月十一日及八月十七日の二回に互る電力評價審査委員會に於いて決定を見た。出資財産評價方法の要綱は次の如くである。

出資財産評價方法要綱

日本發送電株式會社に對する出資の目的たる設備の價格は左の各號の金額の和の二分の一に相當する金額とす

一 當該設備の建設費より減價銷却金額を控除したる金額

此の場合に於ける建設費及減價銷却金額は左の通とす

(1) 建設費は當該設備の建設に對する眞實且有效なる投資額とす

建設に對する眞實且つ有效なる投資額は當該設備の建設に要したる實費を基礎として算定す、實費不明の場合に於ける建設費は當該設備の帳簿價額及類似設備の建設費等を考慮して評定したる金額に依る、

(2) 減價銷却金額は當該設備に對する減價額とす

減價額は當該設備の構成部門別の建設費に對し使用、時の経過其の他に因る經營的減價を考慮して別に定むる標準減價銷却率及經過年數を乗じ計算したる金額を基礎とし當該設備の現狀を參酌して之を算定す

二 當該設備所有者の過去十年間に於ける建設費に對する益金の平均割合を出資設備の建設費に乘じたる金額を一定の利率を以て還元したる金額

此の場合に於ける建設費、期間及益金等は左の通とす

(1) 益金割合算定の基本たる建設費は出資設備の屬する事業の設備に對する投資額とす

(2) 過去十年間は日本發送電株式會社法第五條第一項の公告ありたる日の屬する事業年度の前事業年度の末日より遡り最近の十年間とす

(3) 益金は出資設備の屬する事業に於ける益金とし當該事業の事業収入より同事業の事業支出及總係的經費（支拂利息を除く）の分擔額を控除したるものとす

但し支出の中減價銷却費及總係的經費の分擔額は左の計算に依る

(イ) 減價銷却費は各設備の建設費に對し別に定むる綜合減價銷却率を乗じ計算したる金額を基礎とし修繕狀況を參酌して算定せるものとす

(ロ) 總係的經費の當該事業分擔額は總係費（退職給與金引當を含む）に付いては當該事業支出の事業支支出總額に對する割合により、所得税及營業收益税に就ては當該事業収入の總収入に對する割合に依り按分せるものとす

(4) 益金の平均割合は過去十年間に於ける各事業年度の益金の合計額を各事業年度の平均建設費（期首及期末の建設費の合計額を二分したる額）の合計額を以て除したるものに一年間に於ける事業年度の數を乘じたるものとす

(5) 日本發送電株式會社法第五條第一項の公告ありたる日の屬する事業年度の前事業年度の末日迄に開業後十年を経過せざる者に對する益金の平均割合は既經過事業年度に於ける實績を基礎として決定するものとす但し特別の事情に因り實績を基礎とするを適當とせざる者に對しては安全なる投資の利率に妥當なる企業の利潤率を加味したるものを以て益金の平均割合となすものとす

(6) 出資設備の建設費は當該設備に對する投資額とす

右要綱の決定後準備局に於いては九月一日より十一月下旬に至る期間八班に分れて出資設備の實地調査を行ひ、其

の結果十二月五、七、九、十四日の四回に互り評價審査委員會を開催して各事業者別に評價格を審査し、逓信大臣の決裁を経て、十二月二十日各出資事業者に評價格を通過した。又収益還元率に就いては十二月九日勅令を公布、其の結果七分と決定を見た。

斯くて出資價格總額は六億五千三百一十一萬四千三百五十六圓五十錢となり、出資事業者の帳簿價格に比し約一・五パーセントの評價増となつた。

(六) 發送電豫定計畫の決定

電力國家管理實施初年度即ち昭和十四年度以降五箇年間の發送電豫定計畫並に日本發送電株式會社發送電豫定計畫に關しては、昭和十三年十月二十一日の第二回電力審議會に於いて決定された。此の全國發送電豫定計畫は、一般電力設備に對する許認可基準となると共に、日本發送電株式會社に對する電力設備の建設又は變更命令の基本となるもので、此の點は特に注目される處である。發送電豫定計畫の内容は次の通りである。

發電及送電豫定計畫要綱

一 計畫の目的 電氣資源を合理的且完全に開發利用し、供電組織を完成し、電力設備の効率を最大ならしめ仍て豊富低廉なる電力の供給と併せて電力需給の均衡を整へ以て國民經濟に於ける電氣事業の基礎的使命を達成せんとす

二 計畫の方針

- (1) 發電設備の建設は水主火従を原則とし主として大規模高能率施設の方針に依ること
- (2) 大送電幹線の建設、送電網の完備に依り送電の經濟化、電力配給の合理化を圖ること
尙餘剩水力の利用、豫備設備の共用、合理的發電等に依る設備効率の向上を考慮すること

- (3) 軍需國家的産業其の他の特殊の需用に對する電力の供給に遺憾なからしむること
- (4) 有事の際における必要なる電源を確保する爲(2)に依り送電連絡の整備を圖り且つ電源の集中を避くるやう十分考慮すること
- (5) 發送電設備における機器の規格統一等に依り施設の經濟化を圖ること

三 計畫の構成

(1) 計畫區分 發電及び送電豫定計畫は發電設備、送電設備及變電設備に區分す、尙計畫所要の資金及物資については別にこれを示す

(イ) 發電設備 發電設備の計畫においては各計畫年度において落成せしむべき發電力を水力及び火力に區分して示すものとす、而して各計畫年度に於ける電力需給對照をも明かならしむる爲想定需用電力及豫定供給力の對照を表示するものとす

(ロ) 送電設備 送電設備の計畫においては發電設備の計畫に伴ひ、新設又は改造すべき送電幹線を示すものとす、而して此の新設又は改造に依り新に増加すべき送電容量と既設送電幹線の餘裕との關聯及之が利用關係をも明かならしむるため送電容量及び送電豫定電力の對照を表示す

(ハ) 變電設備 變電設備の計畫においては發電設備並に送電設備の計畫及電力配分に伴ひ新設又は増設すべき主要變電設備を示すものとす、而して新設又は増設に依り新に増加すべき變電容量と既設變電容量の餘裕との關聯及之が利用關係をも明かならしむる爲變電容量及變電豫定電力の對照を表示す

(2) 計畫區劃 計畫は差向き左の六區劃に就きこれを樹立するものとす、但し隣接區劃相互の連絡設備に就ては十分考慮す
本州中央部、中國、東北、四國、九州、北海道

(3) 計畫期間 五年を以て一計畫期間とし四月一日より翌年三月卅一日に至る期間を一年度とす、而して常に五年間の計畫を維持するものとす

四 計畫の設定

(1) 需用電力想定 イ、將來の需用電力は過去における需用実績を參酌し主要産業別需用電力に關する各種特別事情を綜合しこれを想定するものとす、尙需用電力の綜合に當りては需用間における不等率及其の季節的變動を考慮するものとす、ロ、需用の想定は一年の最高負荷期たる十二月に於ける需用に基き之を行ひ主として需用電力(キロワット)に依る、尙之が想定に當りては需用電力量(キロワット時)をも併せ考慮す

(2) 豫定供給力 イ、豫定供給力は電力配給上必要な餘力を保持するものとす、供給力の豫定に當りては需用の綜合、電力配給の合理化等に依り節減し得べき供給力を考慮するものとす、ロ、供給力の豫定に當りては渇水時供給力に依るの外最高負荷期に於ける可能發電力をも考慮するものとす

(3) 發電設備計畫

水力發電設備は左記を考慮して之を決定す

イ、大規模開發を主眼とし貯水池、調整池を積極的に利用し餘剰水力の活用を目的とする揚水式地點の開發を圖り使用水量は大體豐水量程度を標準とす、ロ、治水及他種利水との調和を圖り水利資源の綜合的利用を完からしむるものとす

火力發電設備は左記を考慮して之を決定するものとす

イ、大規模高能率施設を主眼とし、需用重心に近く建設するを原則とするも天災其の他非常時に備へ適當に之が分散を圖るものとす、ロ、燃料の運搬に關する港灣其の他の施設との關係を考慮すると共に粗悪炭等の利用に付適切なる配意を爲すものとす、ハ、設備の増設又は改造により經濟的に出力を増加し得るものは之を他に先行せしむるものとし他面能率低下

きものを漸次豫備に變更する等發電施設の經濟化を圖るものとす

(4) 送變電設備計畫

イ、事業の綜合運営において爲し得べき大規模送電の實施に依り可及的線路數を制限すると共に送電の經濟化を圖るものとす、ロ、區劃間又は主要需要地間に於ける連絡用送電設備をも完備し電力融通の圓滑化、電力潮流の合理化を圖るものとす、ハ、設備の規模は將來接続せらるべき増加發電力をも考慮し之を決定するものとす

(5) 周波數統制

現状を變革して周波數の整理を行ふために巨額の變更工事費を使用することを避け適宜漸進的に行ふものとす

五 計畫の運用

本計畫は之を日本發送電株式會社に對する電力設備の建設又は變更命令の基本とし且つ一般電力設備に對する許認可の基準とす

(七) 受給電力料金の決定基準

日本發送電株式會社の受給電力料金は全電氣料金の基本をなすもので、極めて重要な意義を有してゐるため、特に其の決定は政府に委ねられてゐる。而して電力管理法第三條第二項に於いて其の決定の基準は命令を以て別に定められることになつてゐるので、準備局に於いては受給料金決定基準要綱に就いて昭和十三年十月二十一日の電力審議會に諮問の上之を實施した。其の要綱は左の如くである。

受給電力料金決定基準要綱

一 受電電力料金

- (1) 發電所發生電力の全部を一括して受電する場合の電力料金は當該發生電力の總括的生產原價額を基準とし當該發電所の發電性能を考慮して之を決定す、この場合に於ては當該發生電力の需要地帯における發電、送電業務部分の標準原價額を料金算定の上に參酌するものとす
 - (2) 總括的生產原價額は左の各號に基き當該發生電力の全部の生産、供給に必要な固定資産の減價銷却費、營業費及び事業の利得を總括したる額に依り之を算定す
 - (イ) 事業財産の評価は眞實且有效なる投資額を基礎とす
 - (ロ) 減價銷却費は固定資産の各設備別の耐用年限及殘骸價格に基き複利計算に依り各年に均分する方法を以て算出したる額を基準とす
 - (ハ) 營業費は事業運営の爲必要且つ妥當なる額を基準とす
 - (ニ) 事業の利得は事業財産の評価額に對し、最も安全なる投資の利率に確實なる企業の利潤率を加味したるものに依り算出したる額を基準とす、
 - (3) 發電性能は河川の流量、發電所の設計及設備の現状を基礎とし發電実績を參酌して之を量定す
 - (4) 一定の電力の種別及容量を限り受電する場合の電力料金は當該電力の生産原價額を基礎とし當該電力の需用地帯に於ける同種電力の標準原價額を參酌して之を決定す、但し供給者側に於ける餘剩電力消化の趣旨に於て特に受電する場合は此の限に在らず
- 二 供給電力料金
- (1) 供給電力料金は左の各號に基き日本發送電株式會社の供給電力の總括原價額を、その綜合負荷に基き各種需用間に配分したるものを基礎として之を決定す

- (イ) 總括原價額の算定に就いては第一受電電力料金の(二)に準ず
 - (ロ) 日本發送電株式會社の綜合負荷は受電事業の負荷実績及電力需用の實情を考慮して之を量定す
 - (ハ) 各種需用は常時電力、特殊電力等供給電力の種別に從ひ之を區分し、總括原價額の配分は各種需用の負荷態様並に各需用區分に於ける特別電力料金に依る供給の實情を考慮し之を行ふものとす
- ニ、需用地帯の別に依り發電、送電業務部分の原價事情を異にするものは其の實情を料率算定の上に參酌し料金に差等を設くることを得るものとす
- (2) 左に掲ぐる需用に充つる電力の供給に就いては特に低廉なる特別電力料金に依ることを得るものとす、此の場合に於いては利潤を見込まざる原價額を料率低減の基準とす、但し短期間餘剩電力を消化せんとする場合其他特別の事情ある場合は此の限に在らず
 - (イ) 國家的に重要な産業にして其の發達を助長し若は維持を爲す上に於て特に電力料金を低廉ならしむる必要ありと認めらるるもの需用
 - (ロ) 農山漁村振興上特に電力料金を低廉ならしむる必要ありと認めらるる需用
 - (ハ) 其他公益上特に電力料金を低廉ならしむる必要ありと認めらるる需用
- (3) 水力發電の電源地に於ける大口工業用電力需用に就いては電力利用の經濟化を圖るの趣旨に於いて低廉なる特別電力料金に依ることを得るものとす、此の場合に於いては當該地方に於ける水力發電原價を考慮し之を料率算定の上に參酌するものとす

第三款 日本發送電株式會社の設立

電力國家管理に關する業務運營の中樞たるべき日本發送電株式會社の設立開業準備に就いては、電力管理準備局に於いて諸般の準備を進めると共に、九月六日設立委員の任命と同時に電力管理準備局構内に日本發送電株式會社設立事務所が設けられて、準備局と併行して設立準備を進めた。

設立開業準備の主なるものとしては、先づ定款の作成であるが、之は十二月二十日開催の設立委員會特別委員會で決定され、同日付を以て逓信大臣の認可があつた。

設立趣意書、事業目論見書及收支豫算書に就いては、同十二月二十日の特別委員會に於いて正式決定を見た。株式募集に關しては募集株金額一億圓、總株數二百萬株を募集することとなり、尙其の内譯は贊成人引受百六十萬株、一般公募四十萬株であつた。而して一般公募四十萬株に對する申込は一月十六日受付を開始し、即日締切の盛況を呈し、其の申込口數二萬四千口、申込株數三百六萬七百四十株に達し、公募株數の七倍以上に上つた。又贊成人引受株數百六十萬株に對して實際申込數百八十三萬四千八百餘株に達したので、之又二十三萬餘株の超過を見たのである。

電力需給契約に就いては、受給電力料金決定基準の決定に伴ひ、諸般の準備を整へて、昭和十三年十二月末より關係事業者との折衝を開始して、翌年四月一日の開業までに全契約を締結した。其の件數は受電契約總數百九件、此の中新規に受電契約を締結したものが六十六件で、他は既存契約承繼の分で、兩者を合した契約受電力は二百萬キロワットを超えた。又供給電力の契約件數は總數二百六十六件で其の中新規のもの百五件、既存契約の承繼分は百六十一件で、兩者併せての契約供給電力は三百萬キロワットを超過した。

大同電力株式會社は電力國家管理の實施に依り、其の資産の大部分を日本發送電株式會社に出資することになつたため、社債關係其の他の點を考慮して全事業を包括し日本發送電會社に讓渡することになつた。其の経緯に關して九月三日逓信省は次の如く發表した。

大同電力株式會社は今回其の事業資産の大半を日本發送電株式會社に對し出資すること、なつた爲め出資後に於ける同社の業態並に收支關係には著しく變化を來すものと豫想せられるのであるが、同社は現在内外債合せて八千數百萬圓を有する外、相當多額の借入金をも擁してゐる關係上社債處理の圓滑を期する上に於いて特別の考慮を必要とするものがあるのである、特に外債に付て國際信用上無用の摩擦を防ぐことを緊要と認め、政府に於いては電力管理に伴ふ社債處理に關する法律の規定に依り右内外債を日本發送電株式會社設立直後同社に承繼せしむることに決定した、右社債の承繼と共に社債擔保たる工場財團に屬する殘存電力設備及其の附屬設備を日本發送電株式會社に買收せしむることが信託契約の條項から見ても適當なので前記法律の規定に基き同時に兩當事者に買收命令を發することとした。

斯くして日本發送電株式會社の設立開業準備は滞りなく終了し、創立總會は昭和十四年四月一日午前九時より東京市丸の内日本工業俱樂部に於いて開催され、設立委員長鹽野季彦氏司會の下に

第一號議案 會社設立及開業準備經過報告の件

第二號議案 理事候補者の選舉及監事選任の件

第三號議案 商法第三十四條に定められたる事項の調査報告の件

第四號議案 役員報酬の件

の全議案を滿場異議なく承認して、茲に資本金七億三千九百三十一萬五千三百圓と云ふ我國最大の資本金を擁し、加之我國力發展の基礎たる發送電事業を一手に運営する重大使命を持つ日本發送電株式會社は、無事設立を遂げたのである。

第八章 電氣機器及電氣用品

第一節 電氣機器の製造

一、序 説

我國に於ける電氣機械器具の製造工場は電氣事業の創始以前から既に存在し、明治十五年に創設せられた芝浦製作所の前身たる田中電氣工場が此の種の製作を行つてゐた。明治十七年には純然たる電氣機器の製造工場である三吉電機工場が現はれ、當時の工部大學教授藤岡市助氏指導の下に、エヂソン式發電機を試作し、續いて單相交流式發電機を製作した。明治二十八年東京電燈會社が淺草發電所を建設するに當り据付けられた二〇〇キロヴォルトアンペア單相交流發電機（周波數一〇〇サイクル、電壓二、〇〇〇ヴォルト）は、東京帝國大學教授中野初子氏の設計に基き、石川島造船所が製作したものである。

國産獎勵の聲は當時から相當熾んであつた。斯くして電燈事業の普及と共に電氣機器製造工場も次第に其の數を増加し、其の規模も亦漸次擴大された。其の間、一時經濟界の不況のため三吉電機工場の如き閉鎖の運命に立到つたものもあるが、明治四十年頃より水力發電の勃興に伴つて電氣事業が旺盛となるに連れ、電機製造界は頓に活況を呈し

た。併し一方に於いて發送電技術の躍進的進歩に依る設備容量の増大と電壓の上昇に對しては、當時の本邦製作技術は未だ隨伴し得べくもなかつたので、發電竝に變電に使用せられる特殊の設計又は大容量の機械類は外國からの供給に俟たなければならなかつた。又當時我國に於ける電氣機器の製造業者は、製作の主力を専ら電動機及普通の變壓器等に集中してゐたのである。

然るに歐洲戰亂の勃發に因つて外國品の輸入が杜絶せらるると共に、電氣機器の一般的需用激増に刺戟せられて、我國電氣機器製造界は異常なる發展を遂げた。或は歐米一流の製造業者と相提携して技術の粹を採り、或は獨自の工夫を擬す等本邦に於いて製作困難と認められてゐた諸機械の製作に精進したのであつた。斯くて發電用原動機、高電壓變壓器等を初め續々として其の試作に成功し、今日に於ける電氣機器の自給自足の境域に達する途を拓いたのである。

昭和年代に入つて、世界的不況は電機製造界にも直接影響し、特に内地及歐米製作會社の間に激甚なる競争を惹起した結果、電氣機器價格の不當なる低落を來し、ために工場閉鎖の已むなきに至つたものも出た。併し此の間にあつても製造技術の進歩は止む處を知らず、一方國產獎勵の輿論と相俟つて、容量及設計に於いて記録的なる製品が續々完成され、斯界に貢獻する處が頗る大であつた。尙電氣機器製作上必要な特殊の材料、電氣薄鐵板其の他の國產が可能になつたことが、我製作界の進歩に大いに役立つたことも見逃す譯には行かぬ。

我國に於ける一般電氣機器の製作者は多數あるが、就中其の主要なるものには芝浦製作所(現東京芝浦電氣會社芝浦支社)、日立製作所、三菱電機會社、明電舎、富士電機製造會社、安川電機製作所、川崎造船所、神戸製鋼所等がある。

芝浦製作所は明治二十六年に創設せられ、同四十二年米國ゼネラルエレクトリック會社と設計に關し提携した。大正十二年の關東震災に依り芝浦工場は烏有に歸したので工場を鶴見に移轉する計畫を促進し、之を實施した。日立製作所は明治四十四年、日立鑛山の電氣機器製作所として茨城縣助川に創立せられたものであるが、大正九年に獨立し、龜戸、笠戸にも工場を設けて、一般電氣機器の外水車及蒸汽タービン其の他諸機械をも製作してゐる。三菱電機會社は初め長崎造船所に於いて船舶用電氣機械の製造に著手したのに端を發するが、明治四十年神戸和田岬にも製作工場を開設し、漸次一般の需用に應ずるに至つた。本會社は古くより米國ウェスチングハウス會社と設計に關する協約をなし、又蒸汽タービンの製作に先鞭をつけた。明電舎は明治三十年の創立に係り、大正元年東京府下大崎に工場を移轉し、後昭和十年名古屋工場昭和十三年羽田工場を設けた。富士電機製造會社は大正十二年、古河電氣工業會社及獨逸シーメンス會社の提携に依つて創設されたものである。安川電機製作所は大正四年の創業になるもので、最初は地元たる九州の炭坑、工場等の要求を充す目的から出發したのであるが、現在では各方面に廣く販路を有してゐる。川崎造船所は明治三十九年の創業に係り造船の傍ら電氣機械の製造を行つてゐる。神戸製鋼所の電機製造は主として大正十年に帝國汽船會社鳥羽電機製作所(大正六年創設される)を合併したことに依るものであつて、最初は船舶用機械の製造を目的としたが、現在では廣く各種電氣機器の製造をも行ふに至つた。其の他水車の製造工場として最も古いものに電業社原動機製造所がある。元芝浦製作所機械部は此の前身で、明治四十三年に獨立したものである。以下電氣用機器の主なるものに就いて發達の跡を辿ることとする。

二、水力原動機

發電用水力原動機としての水車は、明治二十五年、東京中島製作所が堅軸型反動水車を製作して箱根電燈所の發電所に据付けた。之が國產水車の濫觴である。續いて石川島造船所其他に於いても製造せられたが、いづれも小容量のものであり、僅かに明治時代の末頃、電業社に於いて製作された八〇〇馬力餘の水車が當時の記録的製品と認めらるる程度であつた。其の後國產水車は比較的容量大ならざるものに限らるる感があつたが、歐洲戰亂の起るや俄然其の容量を増大した。即ち外國品の輸入杜絶を機會に大正四年電業社に於いて一、五〇〇馬力ものが完成され、揖斐川電氣會社西横山發電所に据付けられたのを初めとし、相當容量の大なるものが製作されるやうになつた。斯くて製造技術の其の後に於ける躍進は目覺しく、昭和年代に入つては出力一萬キロワット以上の水車の製造をも容易ならしめたのである。即ち堅軸フランシス水車では昭和三年には天龍川電力會社（現矢作水力會社）の南向發電所に二二、〇〇〇馬力（電業社製）昭和十一年には日本電力會社黒部川第二發電所に三三、五〇〇馬力（電業社製）ものが据付けられ、昭和十四年には一躍六〇、〇〇〇馬力（回轉數每分二五〇）のものが日立製作所に依り製造せられて、鐵道省千手發電所に於いて運轉開始するに至つた。ペルトン水車の製造はフランシス水車よりは稍々遅れた感があつたが、昭和二年には五、七二〇馬力（信濃電氣會社高澤第二發電所）のものが製作され、續いて昭和四年には富山縣營眞川發電所の一八、六五〇馬力（有效落差五一八米、回轉數每分四五〇）のものが製作された。尙朝鮮にある發電所を入れるときは昭和十年長津江水電會社の長津江第一發電所に据付けられた電業社製五三、〇〇〇馬力ものがペルトン水車の國產の記録である。因に内地に於いて外國品に依る最大容量の水車は日本電力會社蟹ヶ島發電所の三八、五〇〇馬力である。特殊の水車として低落差に使用せられるカプラン水車の國產品が初めて製作されたのは昭和五年で、其の出力九六〇馬力、回轉

數は毎分四八〇乃至五五〇のものであるが、昭和十三年には日立製作所に於いて一〇、五〇〇馬力（關東水力佐久發電所）、同十四年には三菱重工業に於いて一六、七五〇馬力（東信電氣信郷發電所）のものを製作した。

三、火力原動機

火力發電技術の進歩發達は極めて急激であつて、近時特に規模を増大し、高壓高温蒸氣を使用し、石炭の微粉燃焼を行ふ等斬新の設計になるものが相踵いで出現する等、年々其の面目を更新しつつある。歐米に於いては既に蒸氣の限界壓力に相當する二二五氣壓の超高壓を採用したもの、又は蒸氣管がほの赤く見えるやうな攝氏五五〇度の蒸氣溫度を採用したものがあり、蒸氣タービン發電機の大さも一臺にて二〇八、〇〇〇キロワットものが出現してゐる。此の出力は實に四國又は北海道の需要電力を満して尙餘あるものである。大正の末期頃迄の我國に於ける發電用火力原動機は殆ど歐米製品を使用したものであつたが、大正の末期に至つて國內に於ける火力原動機製作技術は異常なる進歩發達を遂げ、最近本邦に於いて建設される火力發電所は殆ど國產機を採用し、更に滿洲及支那方面にも進出する等、古き歴史を有する歐米の製造者と堂々鎬を削り得るに至つた。斯くの如く我國に於ける火力原動機製作技術は、急激に目覺しい發達を遂げたのである。本項に於いては此の誇るべき國產火力原動機に就き其の發達の跡を温ねてみる。

電氣事業發達の初期に於いては往復動汽機が唯一の發電用原動機であつた。當時往復動汽機は既に工場に於ける機械的動力源として廣く使用せられ、明治二十九年には芝浦製作所に於いてコーリス型一、三〇〇馬力横置二汽筒對型の複式往復動汽機を製作した程であつた。本機は當時本邦に於いて製作された記録的の大型陸用汽機であつた。又明

治二十八年九月から翌年二月にかけて落成した東京電燈會社淺草發電所は我國に於ける集中式中央發電所の嚆矢であるが、ルーツ型二二〇馬力水管式汽罐八基及汽壓一五〇封度(一〇・五呎)三三〇馬力直立三段膨脹復水式汽機六臺等設備の大部分を東京石川島造船所に於いて製作し、國産品の威力を發揮した點に於いて特記すべきものであつた。

明治三十四五年頃から歐米に於いて大型原動機として蒸汽タービンを使用するものが増加し、我國に於いても明治三十七年東京市街鐵道會社深川發電所に於いて五〇〇キロワット機二臺が運轉を開始した。三菱長崎造船所に於いては早速蒸汽タービンの製作を企圖し、明治三十七年英國パーソンズ社と提携して其の發明に係るレアクション式陸用竝に船用蒸汽タービンの製作權を得、同四十一年三月陸用機の第一號機として五〇〇キロワット機を完成して同造船所に据付けた。之が本邦に於ける國産蒸汽タービン發電機の濫觴である。續いて同造船所に於いては明治四十二年日本製鐵會社二瀬炭礦用一、〇〇〇キロワット機を、同四十四年には京阪電氣鐵道會社毛馬發電所用一、五〇〇キロワット機を完成せる外、大正四年末迄に二八臺の陸用蒸汽タービンを製作したが、比較的小容量のものが多かつた。

大正四、五年頃に至り、大阪電燈會社は發電統制の見地から大汽力發電所の建設を企てたが、時恰も第一次歐洲大戰の最中であり自給自足を餘儀なくせられたため、三菱長崎造船所に於いて一躍二二、五〇〇キロワット機四臺を製作し、大正七、八兩年に互つて安治川發電所(現日本發送電會社安治川東發電所)に一臺、春日出第一發電所(現日本發送電會社春日出第一發電所)に三臺を設置した。之等の機械は當時國産機として最大であつたばかりでなく、本邦汽力發電所に設置された蒸汽タービン中最大のものであつた。

大正年代に於ける陸用蒸汽タービン製作者としては三蒸長崎造船所の外三菱神戸造船所があり、大正五年瑞典ユン

グストローム・タービンの製作權を得て之が製作に著手し、同八年第一號機として一、〇〇〇キロワット機を製作、同十年三、〇〇〇キロワット機を完成し、同造船所に据付けて(一、〇〇〇キロワット機は後朝鮮窒素肥料會社興南工場に移設した)以來中容量以下の汽力發電原動機として次第に進出するに至つた。

第一次歐洲大戰後陸續として建設された大容量汽力發電所に於いては殆ど輸入機械が採用せられ、國産機は實に寥寥たる有様であつたが、大正の末期を契期として本邦に於ける蒸汽タービン發電機製作技術は劃期的な進歩發達の緒に著いた。即ち三菱長崎造船所は大正十四年瑞西のエッシャー・ウキス社と提携してツェリー・タービンの製作權を獲得、昭和二年九州炭礦汽船會社崎戸礦業所用三、〇〇〇キロワット機を完成したが、翌三年日本製鐵會社八幡製鐵所に於いて落成した同造船所製二〇、〇〇〇キロワット機は汽壓二五呎、汽溫三七〇度の蒸汽を使用した最初の大型國産機として、高壓高溫大型機製作の基礎を確立したものである。東京石川島造船所は大正七年瑞西エッシャー・ウキス社のツェリー式船用タービンの製作權を獲得、専ら艦船用蒸汽タービンの製作に當つたが、ロンドン軍縮會議の結果海軍に於いて建造される艦船は急激に減少したので、勢ひ陸用タービンの製作に進出することとなり、昭和二年芝浦製作所と提携して大型陸用機の製作に著手し、翌三年秩父セメント會社工場用六、〇〇〇キロワット機を第一號機として製作、續いて昭和七年には日本製鐵會社八幡製鐵所用二、〇〇〇キロワット機を完成した。

昭和六年頃から景氣は恢復に向ひ、電力の需要激増し、大容量汽力發電所の建設さるるものが續出する一方、重要品の國産獎勵策等があつて、國內製造工業の發達に拍車をかけ、昭和八年三菱長崎造船所製五三、〇〇〇キロワット機が、翌九年東京石川島造船所製五三、〇〇〇キロワット機が、關西共同火力發電會社尼崎發電所(現日本發送電會社尼

崎第一發電所)に於いてそれぞれ運轉を開始するに至つた。更に昭和十二年には三菱長崎造船所製七五、〇〇〇キロワット機が、同十四年には石川島芝浦タービン會社(昭和十一年六月東京石川島造船所から分岐し主として陸用蒸気タービン製作を目的として創立せらる)製七五、〇〇〇キロワット機が、關西共同火力發電會社第二發電所(現日本發送氣會社尼崎第二發電所)に於いてそれぞれ落成した。ユングストローム・タービンとしても、昭和七年に宇部セメント會社に於いて三菱神戸造船所製一〇、〇〇〇キロワット機が運轉を開始し、更に三菱神戸造船所に於いて昭和十年及十一年に滿洲電業會社哈爾濱發電所及新京發電所用一四、〇〇〇キロワット機三臺を完成した。又昭和七年には日立製作所が獨逸アルゲマイネ社と提携して陸用タービン發電機の製作を開始し、同八年其の第一號機として長崎紡績會社青島工場用二、八〇〇キロワット機を完成、續いて同九年土佐セメント會社潮江工場用七、〇〇〇キロワット機を製作した外、昭和十四年には中部共同火力發電會社(現日本發送電會社)名港發電所第三號機として、同製作所製五三、〇〇〇キロワット機が運轉を開始した。

蒸気タービンの回轉數を増大して製作費の低減を企圖し、最近三、〇〇〇回轉(五〇サイクル系)又は三、六〇〇回轉(六〇サイクル系)の大型機が次第に採用されるに至つた。即ち三、六〇〇回轉機としては昭和二年南滿洲鐵道會社撫順炭礦用一二、五〇〇キロワット機が三菱長崎造船所に於いて完成せられ、昭和八年には山口縣宇部第二發電所(現日本發送電會社宇部發電所)に於いて三菱長崎造船所製一八、〇〇〇キロワット機各一臺が、又昭和十年には廣島電氣會社坂發電所(現日本發送電會社坂發電所)に於いて三菱長崎造船所製二六、二〇〇キロワット機がそれぞれ運轉を開始し、當時世界に於ける三、六〇〇回轉の記録的大容量機として萬丈の氣を吐いたものである。昭和十

四年中には三菱長崎造船所製三〇、〇〇〇キロワット機も東邦電力會社相浦發電所に於いて運轉を開始する筈である。又三、〇〇〇回轉機としては昭和十二年三菱長崎造船所に於いて、南滿洲鐵道會社撫順炭礦用五〇、〇〇〇キロワット機が竣工し、續いて同十三年末西部共同火力發電會社(現日本發送電會社)戸畑發電所に於いて、三菱長崎造船所製五三、〇〇〇キロワット機が運轉を開始したが、石川島芝浦タービン會社に於いても、戸畑發電所に据付ける五三、〇〇〇キロワット機を目下製作中である。之等の高速タービンでは低壓最終段落翼の尖端速度が毎秒三〇〇米(小銃彈の飛ぶ速度に匹敵する)を超え、毎秒三四〇米にも及ぶものがある。

昭和三年、四年頃から國內の化學工業が俄に勃興し、製造工程に動力と共に多量の作業用蒸気が必要とする大規模の工場が陸續として建設せられ、所謂作業用蒸気利用發電所が増加した。即ち昭和五年王子製紙會社小倉工場に於いて、三菱長崎造船所製二、五〇〇キロワット抽汽タービンが運轉を開始したのを始として、昭和十二年末迄に此の種の發電所に設置された抽汽又は背壓タービンの數は實に九六臺に上り、然も其中七九臺(總數の八二パーセントに當る)が内地の製造者によつて製作された。

斯くて發電用蒸気タービン製造者としては三菱重工業、石川島芝浦タービン、日立製作所の三社鼎立となり、川崎造船所も亦之に加はる等、蒸気原動機製作界は異常な活況を呈するに至り、昭和の初期迄は輸入品に壓倒されてゐた國産機も最近に於いては殆ど輸入品を驅逐し、更に外地及滿洲支那方面に移出又は輸出されるものも相當の數に上る有様であつて、五〇、〇〇〇キロワット以上の大型機の製作されたもの一五臺に及び目下製作中のものも數臺ある。

明治時代に於いては發電用汽罐としてバブコック・ウキルコックス、スターリング、ハイネ、ルーツ等の水管式汽

罐に伍してランカシヤ罐、コルニッシ罐、煙管罐等の圓筒型汽罐も相當存在し、宮原式、三木式、池田式等純國産の諸汽罐も用ひられた。

明治四十二年に至り三菱長崎造船所は英國ネスドラム社からネスドラム式汽罐の製作權を得て、我國としては最初の大形水管式汽罐の製作に著手し、同四十四年三菱鑛業會社方城炭礦用汽罐として加熱面積一八三平方米のもの三基を完成、大正十五年鬼怒川水力電氣會社隅田發電所（現日本發送電會社隅田發電所）用加熱面積五五六平方米汽罐八基を最後として通計二十一基を製作した。同造船所は大正十四年更に獨逸デュール社と提携して同社がガルベ汽罐に改良を加へたデュール式汽罐の製作權を得、三菱ガルベ汽罐の製作を開始したが、昭和三年之に改良を加へて三菱堅型汽罐を完成、加熱面積六三〇平方米のもの二基を南滿洲鐵道會社撫順炭礦に据付けた。爾來製作されたもの百數十基、蒸發量五〇吨以上の大容量汽罐のみにも二十數基の多數に上り、昭和十二年遂に西部共同火力發電會社（現日本發送電會社）戸畑發電所用として汽壓四三吨、汽溫攝氏四四五度、蒸發量一四四吨の高壓高溫大容量汽罐を完成するに至つた。戸畑發電所には同型同容量のもの六基を設置する豫定で其の中四基は既に落成してゐる。

タクマ式汽罐は大正元年田熊常吉氏の發明にかかる純國産汽罐である。本式汽罐は汽車製造會社に於いて製作を開始して以來廣く工場用汽罐として使用せられ、大正九年鐵道省が丹那隧道開鑿用に設置した大竹發電所に之を採用して、優秀なる成績を擧げてからは發電用としても中容量以下の自家用發電所に之を使用するものが増加し、其の製作基數に於いては本邦製造者中隨一である。

三菱神戸造船所に於いては昭和三年セクショナル汽罐の製作を開始し、昭和四年日本窒素肥料會社水俣工場梅戸發電所用として、汽壓二三吨、汽溫攝氏三六五度、蒸發量三六吨の汽罐を、同七年汽壓二七吨、汽溫攝氏三八五度、蒸發量六〇吨の日本製鐵會社八幡製鐵所用汽罐をそれぞれ製作したが、昭和八年に關西共同火力發電會社尼崎發電所（現日本發送電會社尼崎第一發電所）用汽壓四二吨、汽溫最高攝氏四六〇度、蒸發量一四五吨汽罐を完成して以來、此の種大容量汽罐の製作基數は既に一〇基を超え、昭和十三年には蒸發量二〇〇吨に上る超大容量汽罐が關西共同火力發電會社第二發電所（現日本發送電會社尼崎第二發電所）に竣工した。

又最近著しく設置基數を増加したものに日立水管汽罐がある。日立製作所が英國ヤロー社からヤロー式汽罐の製造權を得て、日立ヤロー汽罐の製造を開始したのは同二年である。昭和四年には日本製鐵會社八幡製鐵所用として汽壓二七吨、蒸發量六〇吨の大容量汽罐を完成し、同十二年には汽壓二七吨、汽溫攝氏四〇〇度、蒸發量八六吨の本溪湖煤鐵公司本溪湖發電所用汽罐を製作、次で同十四年には日本製鐵會社八幡製鐵所用汽壓五三吨、蒸發量一〇〇吨の本邦に於ける最高汽壓の汽罐を完成し目下据付工事中であるが、製作中のものに汽壓四五吨、汽溫攝氏四五〇度、蒸發量一三〇吨の昭和製鋼所鞍山製鋼所用汽罐がある。

バブコック・ウキルコックス社は昭和三年東洋バブコック會社を設立し、横濱に工場を設けて本邦に於ける同式汽罐の需要に應じてゐるが、罐管類及一部鋼材を除き大部分を英國バブコック・ウキルコックス社から輸入してゐるものである。

斯くして國産汽罐は古い歴史を有するバブコック・ウキルコックス式汽罐と堂々肩を並べて目覺しい發達をなしつつあり、川崎ラ・モント汽罐の如き特殊型汽罐も出現せんとしてゐる。

併しながら國産汽罐と雖も其の部分品にして之を輸入に仰がざるを得ないものがある。其の第一は鍛造罐胴である。高壓汽罐に使用される鍛造罐胴は未だ我國に於いては殆ど製作し得ない現狀であるが、鍛造罐胴は其の製作費が非常に高價であるため、歐米に於いては之に代る高級熔接罐胴が廣く採用されてゐる。本邦に於いても數年來各製造者に於いて熱心に研究を続け、實物大の熔接罐胴を試作して、極めて好結果を得、罐胴の熔接施行に對し確信を得るに至つた。電氣廳に於いては四圍の情勢に應じて近く取締規則を公布して罐胴の熔接を認むることとなり、日本發送電會社に於いて新しく設置する汽罐には熔接罐胴が相當採用される筈である。之によつて鍛造罐胴の輸入を減少し得るものと豫想される。

セクショナル汽罐に使用される波型管寄も從來専ら輸入されてゐたのであるが、最近住友金屬工業會社に於いて之が製作を企圖し、目下三菱神戸造船所に於いて製作中の四國中央電力會社新居濱第二發電所用汽罐には、住友金屬工業會社製波型管寄が採用されることになつてゐる。

高壓管及高壓瓣類も從來殆ど輸入品であつたが、岡野バルブ製造會社が數年來高壓瓣類の製作に進出し、次第に廣く採用せられ、製品も相當優秀なるものを製作し得るに至り、漸次輸入品を驅逐しつつある。

石炭をセメントの如き微粉に粉碎して燃焼する方式が我國に於いて發電用汽罐に應用されたのは、米國に於いても未だ試験の域を脱してゐなかつた大正十年であつて、日東製氷會社が彦島工場發電所に純國産の廣谷式粉碎機を採用したのが其の嚆矢である。其の後此の燃焼方式を採用する汽罐は逐年其の數を増加し、現在一二〇基を超える状態で、石炭粉碎機も種々の型式のものが使用されたが、之等は殆ど外國製品であつた。日立製作所はピーター式粉碎機

を製作して同製作所用として製作した最初の微粉炭燃焼汽罐に之を採用し、昭和十年に落成した共立モスリン會社中山工場發電所及昭和人絹會社（現吳羽紡績會社）錦工場發電所用汽罐を始め比較的小容量の汽罐に之を應用した。併しながらピーター式粉碎機は遂に好結果を得なかつたので、之が製作を中止してチューブ型粉碎機を製作することとし、昭和十四年大日本電力會社江別發電所に於いて落成した同製作所製汽罐に之を採用したが、目下同製作所に於いて製作中の微粉炭燃焼汽罐には全部之を採用することになつてゐる。宇部鐵工所に於いては昭和十年宇部式微粉炭燃焼装置の製作に著手し、宇部窒素工業會社發電所に之を設置して以來其の製作臺數は相當の數に上つてをり、大型機としては日本發送電會社尼崎第二發電所用一〇噸容量のものがある。又神戸製鋼所製チューブ型石炭粉砕機は、昭和十一年日本製鐵會社八幡製鐵所に採用されたのを始めとして昭和製鋼所鞍山製鋼所、南滿洲鐵道會社撫順炭礦等に於いて使用されてゐる。斯くて日立製作所、宇部鐵工所及神戸製鋼所の三社が殆ど時を同じくして國産微粉炭燃焼装置の製作に進出し、外國製品の牙城に肉迫せんとしてゐる。

送電設備の發達してゐない時に於いては小容量發電所が各所に散在してゐた關係上、其の原動機として内燃機を使用するのが適當である場合が多かつた。従つて明治三十年代の末期から此の種の發電所が簇出し、内燃機の數も増加した。之等の内燃機は殆ど吸入瓦斯機關であつて、大阪發動機會社に於いて製作したものが大多數を占めてゐるが、送電設備の發達と集中式中央火力の發電所の建設とによつて此の種の發電所は次第に影を潜め、最近に於いては發電用原動機として新しく吸入瓦斯機關を製作することは非常に少くなつた。

大正年代に入つてからモンド瓦斯發電所が出現して比較的大容量の瓦斯機關が採用せられ、三井三池製作所に於い

て二、〇〇〇キロワット以上の大容量機數臺を製作したが、大容量汽力発電所の發達に伴ひ本機關も新しく製作することは稀である。

發電用にディーゼル機關が廣く使用されるやうになつたのは昭和初年頃からであつて、當時は未だ殆ど輸入品を採用してをつた。昭和三年新潟電力會社沼垂發電所に於いて新潟鐵工所製二サイクル空氣噴油式一、六五〇馬力機關が運轉を開始したが、本機關は發電用として最初の大型國產機であつた。昭和四、五年頃に至りディーゼル機關の製作技術は著しく發達し、燃料油の價格低下と相俟つて之を採用する者が激増した。氣筒内へ燃料油を噴射するのに壓縮空氣によらず壓力油を直接噴射する所謂無氣噴油式が廣く採用されるに至つたのも此の頃からである。昭和六年新潟鐵工所製四サイクル無氣噴油式一、二〇〇馬力機關が村上水電會社村上發電所に於いて落成したが、同八年新潟鐵工所に於いては東洋紡績會社仁川工場用として同型同容量のもの二臺を製作した。無氣噴油式の最大機は三菱横濱船渠製一、七〇〇馬力機關であつて、昭和十三年三菱鑛業會社が佐渡に建設した下相川發電所(設備容量二、〇〇〇キロワット)に於いて優秀な成績を擧げてゐる。

大阪瓦斯會社は瓦斯製造の副産物たるクレオソート油をディーゼル機關の燃料として使用することを企圖し、三菱神戸造船所に於いて研究の結果、昭和十年同造船所に於いてクレオソート油を主燃料とする特殊のディーゼル機關を完成し、大阪瓦斯會社岩崎工場及舍密工場に三〇〇キロワット機五臺を据付けた。本機關は重油資源に乏しい本邦としては極めて意義深いものである。

最近燃料油の價格が著しく騰貴したためディーゼル機關を設置する者は比較的減少したが、銀行、百貨店、ホテル、劇場、病院其の他各種ビルディング等多數民衆が集合する場所、電信局、電話局、放送局、新聞社等報道通信機關其の他水道、鑛山等に於いて停電時の豫備用として之を設置する者が多い。日本放送協會に於いては東京大電力放送所の開設に際し、非常時用として出力二、〇〇〇キロワットのディーゼル發電所を建設し、新潟鐵工所製五〇〇キロワット機四臺を設置したが、之と前後して全国各地の放送局に於いても不時の停電に備へてディーゼル機關發電機又はガソリン機關發電機を設置し、報道陣の完璧を期してゐる。

斯くて我國に於けるディーゼル機關製作技術は異常なる發達を遂げて輸入品を驅逐し、昭和四、五年頃から設置された機關は殆ど國產機である。現在新潟鐵工所、三菱神戸造船所、三菱横濱船渠、池貝鐵工所、神戸製鋼所、大阪機械工作所等數多の製造者が林立し、各社競つて優秀機の製作に不斷の努力研究を續けてゐる。

四、發 電 機

我國に於ける發電機の製作は、前述の如く、明治十七年三吉電機工場がエヂソン型直流發電機を試作したのに端を發するものであつて、二十五年には單相交流發電機、同三十一年には三相交流發電機が製作せられ、同三十四年頃には従來の調帶運轉に依る方法から一轉して原動機直結に依る改善が行はれた。併し其の容量はいづれも僅々一〇〇乃至二〇〇キロワットを限度としたのである。

明治四十年、東京電燈會社が桂川の水力を開發して東京への送電に成功して以來、水力發電所に數千キロワットの大容量の發電機が續々として使用せられたが、其の當初は専ら海外からの輸入に仰いだものである。併し其の間、此の刺激を受けて我發電機製造界は異常なる發達を遂げ、明治四十年、二、〇〇〇キロヴォルトアムペア、大正二年、

六、二五〇キロヴォルトアムペアと記録的製品を完成し、大正の末期に至つて遂に一〇、〇〇〇キロヴォルトアムペア以上の水車発電機の製作に成功した。

蒸汽タービン発電機は明治四十一年、最初の國産品として五〇〇キロワットのを斯界に提供して以來、僅かに十年にして、大正六年には一二、五〇〇キロヴォルトアムペアのを完成した。大正八年頃より水力発電の勃興に伴ひ、其の補給用として、各地に汽力発電所の建設を促し、發電機には二、三萬キロワットを單位とする大容量のものが採用せられた。大正十四年、東邦電力會社名古屋發電所に据付けられた三五、〇〇〇キロワット、昭和二年、日本電力會社尼崎發電所の四〇、〇〇〇キロワット發電機は當時に於ける最大容量のものであつた。之等はいづれも海外からの供給に依つたものであるが、製造技術の躍進は、遂に昭和年代に至つて數萬キロワットの發電機の製作を可能にし、タービン發電機は自給自足の域に達した。

我國に於いて、大容量發電機の製作せられるに至つた大正年代の中葉以後に於ける、國産發電機の記録品を、年代順に掲げるときは左の如くである。

(イ) 水車發電機

製造年度	容量 (キロヴォルトアムペア)	回轉 (毎分)	製造者名	据付場所
大正七年	六、六六六	三七五	芝浦製作所	東京電燈會社猪苗代第二發電所
十二年	八、〇〇〇	三七五	同 右	東京電燈會社早川第一發電所
十三年	一〇、〇〇〇	五〇〇	日立製作所	京濱電力會社奈川渡發電所

製造年度	容量 (キロヴォルトアムペア)	回轉 (毎分)	製造者名	据付場所
昭和三年	一三、五〇〇	三六〇	芝浦製作所	神岡水電會社猪谷發電所
五年	一五、〇〇〇	二五〇	同 右	矢作水力會社南向發電所
五年	一三、七五〇	四五〇	日立製作所	富山縣營眞川發電所
五年	一三、〇〇〇	四五〇	芝浦製作所	朝鮮窒素肥料會社松興第二發電所
十年	四〇、〇〇〇	三六〇	同 右	長津江水電會社長津江第一發電所

(ロ) 蒸汽タービン發電機

製造年度	容量 (キロヴォルトアムペア)	回轉 (毎分)	製造者名	据付場所
大正六年	一一、五〇〇	一、八〇〇	三菱電機會社	大同電力會社安治川東發電所
二年	二五、〇〇〇	一、五〇〇	同 右	八幡製鐵所第四發電所
四年	二七、八〇〇	一、五〇〇	同 右	鐵道省川崎發電所
五年	三一、二五〇	一、八〇〇	同 右	南滿洲鐵道會社大官屯發電所
六年	一五、六二五	三、六〇〇	同 右	山口縣營下關前田發電所
六年	二〇、〇〇〇	三、〇〇〇	同 右	南滿洲電氣會社天ノ川發電所
七年	二二、五〇〇	三、六〇〇	三菱電機會社	山口縣營宇部第二發電所
八年	六二、五〇〇	一、八〇〇	同 右	關西共同火力發電會社尼崎發電所
十二年	九三、七五〇	一、八〇〇	三菱電機會社	同 尼崎第二發電所

五、電動機及調相機

明治の中期、本邦に於いて初めて電動機の製作が行はれた。當時は専ら小型直流電動機の製作に限られ、主として

鑛山用捲揚機、其の他起重機、電車等の用に供せられたのである。明治二十八年、京都市内に開通した電車に取付られた二五馬力電動機は三吉電機工場の製作に係るもので記録品であつた。動力電化の方面に革新を齎した三相交流誘導電動機が我國に初めて使用されたのは恰も之と同年であるが、爾來製作技術の進歩は目覺しく、明治三十七年には一七五馬力誘導電動機が完成され、同四十年二〇〇馬力、同四十二年三七〇馬力と漸次其の容量を増大した。

世界大戰後産業の勃興は汎ゆる方面に電動機の應用を促し、各製作所は之が製造に主力を傾注した。特に誘導電動機に於いては特性及構造の改良、製作の簡易化、價格の低下等が計られた。其の他同期電動機、誘導同期電動機、整流子電動機等の製作にも新機軸が凝らされ、諸種の用途に應じて最も適當した性能を有する電動機が考案せられるに至つた。所謂全密閉型として耐爆、耐塵或は耐水等の要求に充てられる構造のものも考案せられた。現在高速度電動機としては、小型では人絹工場、携帶工具用の毎分一〇、〇〇〇回轉以上のもの、大型では唧筒、送風機等に用ひられる毎分三、〇〇〇回轉以上のものがある。特に大容量のものでは製鐵、艦船推進、周波數變換機等に使用せられる一〇、〇〇〇キロワット以上のものがある。

國產電動機の代表的と認められるものを摘記すれば左の如くである。

電動機種類	容量	電壓 (ヴォルト)	用途	製造者名
同期電動機	二五、〇〇〇キロワット	一一、〇〇〇	周波數變換機用	芝浦製作所
同期電動機	九、〇〇〇馬力	六、六〇〇	直流發電機運轉用	三菱電機
誘導電動機	七、〇〇〇馬力	三、三〇〇	製鐵用	日立製作所

直流電動機

(連續七、〇〇〇馬力)

一、八〇〇 製鐵用 日立製作所

幹線鐵道用電氣機關車が國內に於いて製造せられるに至つたのは比較的新しく、大正八年信越線碓氷峠に使用せられた六〇瓩電氣機關車が劃期的のものであつた。昭和三年東海道線の列車運轉用として完成された電氣機關車は國產品として特筆すべきもので、重量二〇八瓩、二二五キロワット電動機六箇を有してゐる。

調相機は長距離送電線路の發達に伴つて、送電能率を高める目的から使用せられるに至つたもので、大正七、八年頃から各所に同期調相機が施設せられた。大正八年東京電燈會社田端變電所に使用開始された芝浦製作所製の七、五〇〇キロヴォルトアマペア同期調相機は國產同期調相機の魁をなすものである。昭和三年芝浦製作所の製作になる三〇、〇〇〇キロヴォルトアマペア(大同電力會社八尾變電所に設置さる)、同四年芝浦製作所製の二〇、〇〇〇キロヴォルトアマペア(信越窒素肥料會社直江津工場に施設さる)は國產同期調相機として容量の大なる點に於いて注目に値するものである。昭和五年日立製作所は屋外型七、五〇〇キロヴォルトアマペア同期調相機を考案して世人の注目を惹いた。次いで三菱電機は昭和十一年二〇、〇〇〇キロヴォルトアマペアの屋外用同期調相機(朝鮮電力大邱發電所に設置さる)を完成した。非同期調相機は比較的最近の發達に係るものであるが、昭和三年芝浦製作所は日本電力會社の要求に依り三〇、〇〇〇キロヴォルトアマペアのものを完成して一躍世界の記録を作つた。

六、變 壓 器

變壓器の製作は明治二十五年、三吉電機工場及石川島造船所に於いて極めて小容量のものを製作したのに始まる。

同三十八年頃には特別高圧用變壓器も製作されるに至つた。同四十三年芝浦製作所が横濱電氣會社の要求に依つて完成した四四、〇〇〇ヴォルト、一、五〇〇キロヴォルトアムペア單相變壓器（水冷式）は當時としては劃期的のものであつた。一方に於いて、送電技術の進歩は送電電壓の上昇を促し、明治四十年に五五、〇〇〇ヴォルト、大正三年には一五、〇〇〇ヴォルトの送電電壓が實施せらるるに至つたが、之に必要な高電壓の變壓器は専ら外國品に其の供給を仰いだ有様であつた。然るに歐洲大戰頃より本邦に於ける變壓器の製作は長足の進歩をなし、大正六年には芝浦製作所に依つて一一〇、〇〇〇ボルト、四、〇〇〇キロヴォルトアムペアと云ふ記録的製品が完成せられ、大正の末期に至つて一五〇、〇〇〇ヴォルト級の變壓器も續々製作せられるに至つた。昭和年代に入るや、容量の増大は目醒しく、技術は殆ど外國と比肩し得る域に達し、變壓器の大いさは最近では寧ろ輸送設備に依つて左右せられる如き状態となつた。高電壓大容量變壓器の製作せられた大正の末期以後に於ける代表的製品を摘記すれば左の如くである。

製造年度	容 量 (キロヴォルトアムペア)	最高電壓 (ヴォルト)	相 數	冷却方式	製造者名	施 設 場 所
大正十五年	一〇、〇〇〇	一六九、四〇〇	單相	水冷式	芝浦製作所	日本電力會社柳河原發電所
昭和三年	一一、〇〇〇	一四〇、〇〇〇	同	自冷式	同	昭和電力會社八尾發電所
三 年	三六、〇〇〇	一一五、〇〇〇	三相	水冷式	同	朝鮮水電會社松興第一發電所
四 年	一八、三三三	一六九、四〇〇	單相	同	右	東信電氣會社豐實發電所
五 年	四三、七五〇	七二、〇〇〇	三相	送油式	日立製作所	日本電力會社東京火力發電所
八 年	三〇、〇〇〇	一六九、〇〇〇	同	同	日立製作所	東信電氣會社島河原發電所
十一年	六三、〇〇〇	六、〇〇〇	同	同	芝浦製作所	東京電燈鶴見發電所
十二年	六〇、〇〇〇	一四、〇〇〇	同	水冷式	同	朝鮮送電下岐川變電所

昭和十三年

六三、〇〇〇

七〇、〇〇〇

同

右

中部共同火力名古屋變電所

最近送電網の發達に伴ひ、多數の送電系統を連絡して、其の運用を十分ならしめる目的から、所謂負荷時タップ變換装置なるものを變壓器に装置し、送電を中斷することなくして電力の方向及其の量を任意に變化し得る方法が考案せられた。昭和六年、芝浦製作所が四五〇キロヴォルトアムペアのものを作つて國産品の魁をなして以來急激なる進歩を遂げ、昭和八年には一一、〇〇〇キロヴォルトアムペア（芝浦製）、昭和十二年には一五、〇〇〇キロヴォルトアムペア（日立製）のものが製作せられた。

七、廻轉變流機及水銀整流器

交流を直流に變成する装置として廻轉變流機が我國に於いて實用化せられたのは、明治三十三年小田原電氣鐵道會社が一〇〇馬力のもの（外國製）を使用したのに端を發するが、同年石川島造船所は東京高等工業學校の實驗用として三キロワットのを製作した。次で同四十年電氣鐵道用として初めて一五〇キロワットのもの芝浦製作所に於いて完成せられた。然るに當時の變流機は一般の交流周波數たる五〇或は六〇サイクルに依ることが困難と認められた事情もあつて二五サイクルを標準としたために、其の適用範圍も寧ろ局限せられたが、大正三年芝浦製作所が三相六〇サイクル廻轉變流機（容量三〇〇キロワット）の製作に成功して以來急激なる發達をなし、大正八年には交流六相式のもの考案せられ技術上一段の進歩を示した。昭和年代に入るや、廻轉變流機は全く國産品を以て需用を充し得る域に達し、現在電氣鐵道用としては最大容量二、〇〇〇キロワット、一臺にて最大電壓一、五〇〇ヴォルト（直流側）のものが製造せられるに至つた。

電氣化學工業用に使われる廻轉變流機は大容量、特に大電流なることを特徴とする。其の發達は主として該工業の勃興した大正の末期以後に屬するのであるが、之等の中から特に目立つたものを列挙するときは左の如くである。

製造年度	容量 (キロワット)	直流電壓 (ヴォルト)	周波數	製造者	使用者
大正十五年	二、五五〇	三〇〇	六〇	富士電機、三菱電機 芝浦製作所分擔製作	日本窒素肥料會社
昭和三年	二、〇〇〇	二四〇	二五	芝浦製作所	八幡製鐵所
四年	三、七一〇	五三〇	六〇	三菱電機會社	大日本人造肥料會社
五年	四、五〇〇	五〇〇	六〇	芝浦製作所	朝鮮窒素肥料會社
六年	六、〇〇〇	六〇〇	五〇	日立製作所	昭和肥料會社
八年	六、六〇〇	六〇〇	六〇	芝浦製作所	矢作工業會社

水銀整流器は明治三十七年(一九〇四年)米國に於いて發明せられ、最初は硝子容器の極めて小容量のものに限られたが瑞西BBC會社が鐵製容器を有する大なる容量のものを考案して以來、交流を直流に變成するのに優れた性能を有し且つ經濟上にも有利なる處から電氣鐵道用として採用せられるに至つた。我國では大正十二年嵐山電軌會社が始めて之を使用した、國産品として大正十五年日立製作所が八二五キロワット、一、五〇〇ヴォルト(直流側)のものを試作したのを最初とする。續いて翌昭和二年芝浦製作所は三〇〇キロワット、六〇〇ヴォルトのものを製作し、盛岡電燈會社(現在奥羽電燈)花巻變電所に於いて之を實用化した。爾來他の製作者に於いても之が製作を試みるものあり、其の製作技術は躍進して昭和七年には早くも二、〇〇〇キロワット、一、五〇〇ヴォルトのものが完成せられた。我國の電氣鐵道に於いて實用せられた水銀整流器は昭和十三年末に於いて總容量一四二、八四五キロワットに達し、

今や廻轉變流機の地位を蠶食しつつある。

數年前よりアルミニウム、マグネシウム精鍊等の電氣化學工業の飛躍的發展に伴ひ、電解用直流電源として大容量水銀整流器流が登場し、當初は外國品に依つて占められたが、昭和十二年に三、三〇〇キロワット、六〇〇ヴォルト、五、五〇〇アムペア器(芝浦製)が運轉を開始して以來、富士電機、日立製作所に於いても此の種類の水銀整流器を多數製作するに至つた。

第二節 電氣用品の製造

一、電 球

我國に於ける電球の製造は明治二十二年東京電燈會社が炭素線電球を試作したのを最初とし、翌二十三年には白熱舎なる獨立の事業となり専ら之が製造に従事した。此の會社は其の後東京白熱電球會社となり、明治三十三年東京電氣會社と改稱し、同三十八年には米國ゼネラルエレクトリック會社と提携した。明治の末葉ゼネラルエレクトリック會社がタングステン織條の製造に成功するや、本會社は之を輸入して金屬線電球の製造を行ひ、次いで大正二年米國に於いて瓦斯入電球が發明されるや、翌三年には此の特許の使用權を得て之が製造を開始した。瓦斯入電球は最初は五〇〇或は一、〇〇〇ワットの如き高燭光のものに限られたが、次第に一般電球にも及ぶと共に真空電球の位置を奪ひ、遂に今日の普及を見るに至つた。瓦斯入電球の製造は特許權の關係から東京電氣會社の獨占状態にあつたが、昭

和六年該權利は滿期となり、一方電球需用の激増につれて製造者簇出し、タングステン織條も國內に於いて製造せらるるに至つた。現在に於いては會社組織の大工場は勿論、其の製作が邦人の指先の織妙なる技巧に適する所から、手工業による所謂町工場に於いても製造せられてゐる。其の生産高も國內の需用を充し、更に海外に進出し、最近では本邦重要輸出品の一に數へられ、輸出品統制上電球検査の機關も設立さるるに至つた。

二、電線及電纜

電線の製造は明治十四年津田電線會社が銅線の製造を開始したのに端を發し、同二十年には俗に東京線と稱する木綿被覆電線が製造され、次で同二十八年建設された京都電氣鐵道には最初の國産電車線が使用された。明治三十七、八年頃には護謨被覆電線の製造に成功し、續いて電燈用可撓紐線(コード)も製造せられた。明治四十年頃より長距離送電事業の躍進に隨ひ製線業も一段の進歩をなし、特別高壓用裸撚銅線、地中電纜等が製作せられ廣く其の需用に應じた。

歐洲大戰の勃發に依り他の諸工業と共に製線業も未曾有の活況を呈し、我國産銅量の豊富なることと相俟つて製造高の激増を來した。大戰終熄後も國內の需用は益々増加した。一方製線業者は技術の改良進歩を期するため特に高電壓用電纜の製作を完遂する關係から、歐米の著名なる會社と提携し、又は外國の特許權を譲受くる等不斷の努力を續けたので、其の製作技術は著しい進境を示すに至つた。昭和四年に於ける我國の産銅量七五、五〇〇噸の中、四九、五〇〇噸、即ち六六%が電線製造に充てられてゐる有様である。電纜の製造は遠く明治三十三年若山鉛管製造所に於いて鉛被紙絶緣電纜を試作したのを最初とするが、特別高壓用電纜の製作せられたのは大正年代に入つてからのことである。即ち大正五年に二二、〇〇〇ヴォルト用、同十年に三三、〇〇〇ヴォルト用のものが完成せられ、昭和三年に至り遂に六六、〇〇〇ヴォルトの記録を有するに至つた。現在に於いては遮蔽型(H型、SL型、SO型)、油充填型(OF型)等各種の優秀なる高電壓電纜が製造せられ、全く自給自足の域に達してゐる。

鋼心アルミニウム線は大正十年古河電氣工業會社が七七、〇〇〇ヴォルト用のものを製作したのを最初とするが、最近では特に高電壓の送電線路に廣く實用せられてゐる。アルミニウム線の原料は未だ國內の生産少く主として外國から輸入せられてゐる。右の外電線用として特に大なる抗張力を有する各種の合金線が製作せらるるやうになつた(第五章第二節三送電技術の進歩参照)。

我國に於ける電線製造會社の主なるものは次の三社である。

藤倉電線會社、明治十八年個人經營にて創業し、同四十三年組織を改めて株式會社とした。

古河電氣工業會社、明治二十九年横濱電線製造會社として創業し、大正九年日光精銅所を合併して現會社となり、翌十年更に九州電線製造會社を合併した。

住友電線製造所、明治三十年住友伸銅所は日本製銅會社の事業を譲受けて電線製造を開始し、同四十四年製線工場を分離して現會社を設立した。其の後ケーブルの製造に關し日本電氣會社と提携した。

三、碍子

我國に於いては陶磁器業が古くから相當發達し、通信線用の碍子製造は遠く明治五年の頃に始まり、之がため低電壓用碍子は當初から専ら國産品が使用せられた。併し高電壓用の碍子は未だ經驗も少なく、明治の中期、電氣事業の起つた

當初は主として外國品の供給に仰いだ。即ち明治三十二年に建設された一一、〇〇〇ヴォルト送電線路及同四十年の最初の五五、〇〇〇ヴォルト送電線路にはいづれも米國製ペン型碍子が用ひられた。然るに明治四十年頃に至つて芝浦製作所は日本陶器會社と提携して、初めて特別高壓用三重ペン型碍子を製造し、之を同四十二年に開業した箱根水力電氣會社の四四、〇〇〇ヴォルトの送電線に實用した。爾來外國品に對し遜色なき碍子が市場に提供せられることとなり、明治の末葉から大正の初頭にかけて各地に竣工した五萬乃至七萬ヴォルトの送電線には専ら内地品が使用せられた。東京電燈會社八ツ澤線(五五、〇〇〇ヴォルト)、鬼怒川水力電氣會社東京送電線(六六、〇〇〇ヴォルト)は其の一例である。懸垂碍子も此の頃から製作せられるに至つたが、良好なる成績を収めるやうになつたのは大正年代の終り頃である。我國に於いて初めて懸垂碍子を使用したのは猪苗代送電線(一一五、〇〇〇ヴォルト)であつて、米國製のものが用ひられた。大正十二、三年頃に至り一五四、〇〇〇ヴォルトの送電線の建設が諸所に計畫せられるに及び、國産の懸垂碍子も相當に使用せられた。今日に於いては既に外國製碍子は内地品に依つて全く驅逐せられ、寧ろ海外に輸出せられる状態になつてゐる。現在碍子製造業者の主なるものは日本碍子、松風工業、大阪陶業等の諸會社である。

四、電 氣 計 器

現在製造せられてゐる電氣測定器具は多種多様であるが、其中製造高の特に大なるは電氣の取引に使用される積算電氣計器である。内地製の積算電力計が初めて實用されたのは歐洲大戰勃發の頃であるが、當時は未だ確度及耐久性に就いて兎角の非難を免れなかつた。然るに其の後の進歩改良は顯著なるものがあり、一方從量制に依る電氣供給の普及と相俟つて製造高は激増し、最近では國內の需用を充すに止らずして海外に輸出せられるの状態に至つた。明

治四十三年電氣測定法の制定に依り、取引に使用される電氣計器に對しては檢定を強制することとなり、爾來逓信省及特に逓信省の指定した公共團體に於いて之を實施してゐる。

指示電氣計器として最も廣く使用されるものは電壓計、電流計、電力計等であつて、いづれも古くから製作せられ永い經體を有してゐる。最近特に著しい進歩をなしたものに精密測定器及高周波用測定器等がある。之等製品中には其の精巧さに於いて獨特の技術を誇りとするものも少なくなく、オシログラフの如き其の一例として擧げることが出来る。現在電氣計器の製造會社は東京計器製作所、東京電氣會社、横河電機製作所等を初め十社以上に及んでゐる。

第三節 電氣機器及用品の製造高及輸出入高

過去二十餘年間に於ける我國電氣機器及用品製造業の進歩の跡を其の製造高に依つて一覽するときは左の圖表の如くである。即ち大正の初め頃までは一箇年間の製造高は四千萬圓に満たなかつたが、歐洲大戰の勃發を轉機とし、外國品の輸入困難なるに乗じて急激なる發展をなし、大正七年には一億三千萬圓に達し、大戰前に比し僅か三年間に三・八倍に激増した。大正七年大戰終熄後襲來した經濟界の變動も電氣機器製造界には著しき影響を與へず依然として好調を持続しつつ昭和年代に入つた。其の間、年に依り製造高に多少の消長はあつたが、大正七年より昭和三年に至る十年間に約倍加するの盛況を呈した。然るに此の頃より深刻を加へた世界的の不況は流石の我國電氣機器製造界をも萎靡沈滞せしめ、昭和四年の製造高を境として累年激減の狀態を辿つた。然るに昭和八年に入るや、我國經濟界の特

異なる事情に基いて外國貿易の有利に立到つたこと及重工業其の他所謂軍需工業等の勃興に惠まれて、電氣機器製造業も再び活況に向つたのである。

我國電氣機器及用品製造高(圓)

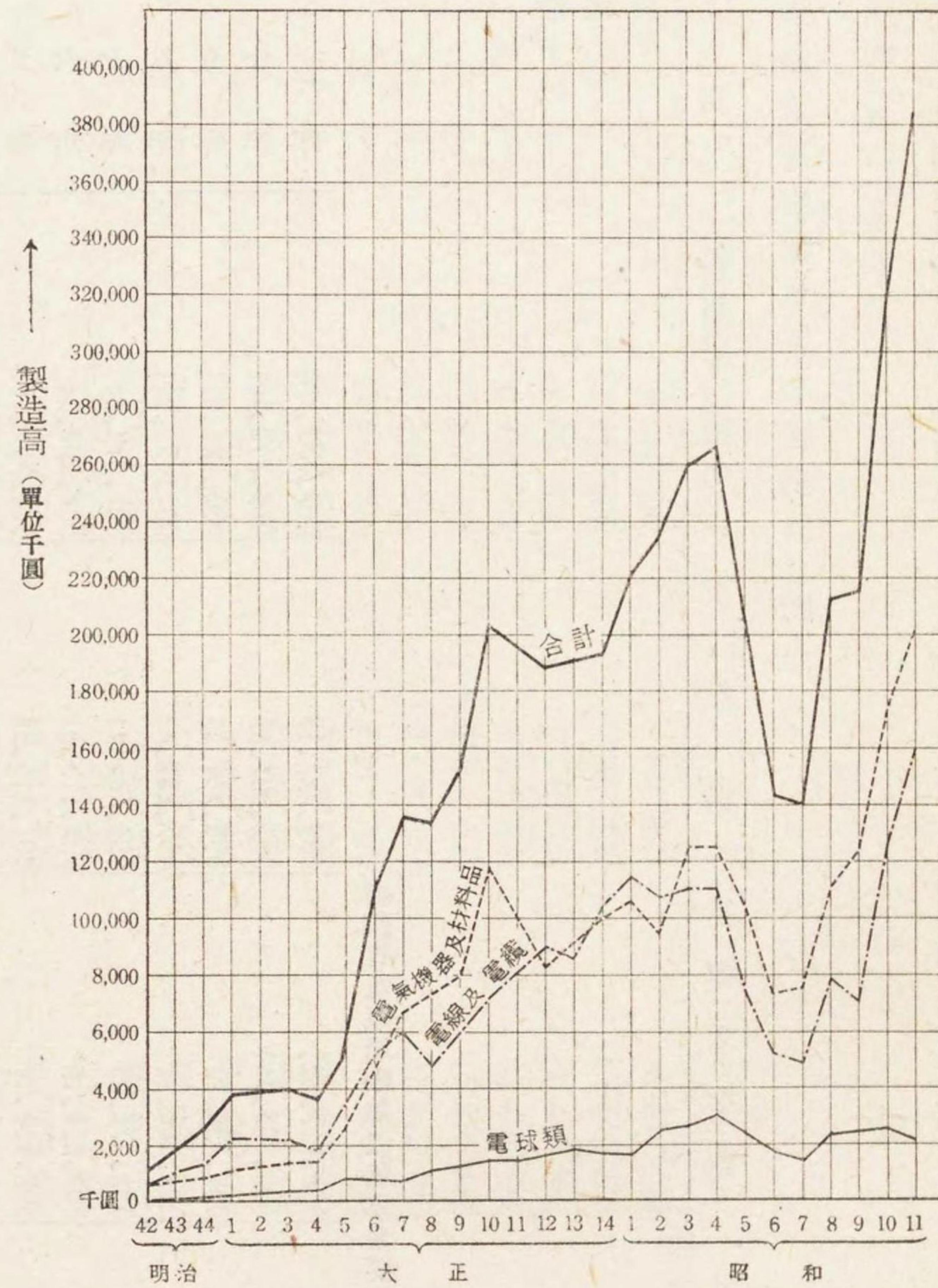
年 度	電氣機器及材料品	電 球 類	電 線 及 電 纜	合 計
明治四十二年	五、二四、八〇〇	七六、五〇〇	五、九〇二、八〇〇	一一、九四四、一〇〇
四十四年	六、九六八、九〇〇	一、〇七三、五〇〇	一〇、九八八、〇〇〇	一九、〇三〇、四〇〇
四十四年	九、〇三一、四〇〇	一、八七七、四〇〇	一三、九三五、七〇〇	二四、八四四、五〇〇
大正元年	一〇、九四四、〇〇〇	二、九二六、三〇〇	二二、九三三、七〇〇	三六、七八〇、〇〇〇
二年	一一、九〇三、一〇〇	三、八〇九、九〇〇	二二、〇二五、四〇〇	三七、七三八、四〇〇
三年	一二、七四六、九〇〇	三、八八八、〇〇〇	二一、三七四、八〇〇	三九、〇〇九、七〇〇
四年	一四、三〇〇、四〇〇	四、四三三、二〇〇	一七、三三三、三〇〇	三六、〇六五、八〇〇
五年	三六、五〇六、五〇〇	七、六三三、三〇〇	三四、九一〇、六〇〇	六九、〇五〇、四〇〇
六年	四九、五五五、三〇〇	六、九四四、九〇〇	五二、六七五、八〇〇	一一、二六八、〇〇〇
七年	六七、八七、八〇〇	七、四四四、三〇〇	六一、二九四、八〇〇	一二、五五五、九〇〇
八年	七四、〇二六、五〇〇	一一、八五、四〇〇	四八、四五八、九〇〇	一二、四三〇、八〇〇
九年	八一、三四五、八〇〇	一二、四三七、二〇〇	六〇、五五、三〇〇	一四、三三四、三〇〇
十年	一一八、〇四六、四〇〇	一三、八五九、三〇〇	七二、〇一九、四〇〇	二〇、三九五、一〇〇
十一年	八三、七三〇、九〇〇	一五、七二、九〇〇	九〇、八三三、四〇〇	一八、九二四、六〇〇
十二年	八八、七六五、〇〇〇	一八、〇三〇、〇〇〇	八七、七三五、九〇〇	一九、五三〇、九〇〇
十三年	九八、九一八、八〇〇	一七、五八六、六〇〇	一〇四、六三〇、四〇〇	二二、一五五、八〇〇
十四年	一〇五、三〇二、一〇〇	一六、一〇六、〇〇〇	一一三、五五一、一〇〇	二三、四九九、二〇〇

昭和

二年	九四、〇〇一、六〇〇	二五、六八四、八〇〇	一〇七、三六六、五〇〇	二六、九七三、九〇〇
三年	一二五、三九四、六〇〇	二六、八二七、四〇〇	一〇九、七四二、〇〇〇	二六、九五四、三〇〇
四年	二六、七三三、〇〇〇	二九、〇八七、七〇〇	一一〇、五四三、九〇〇	二六、三六八、六〇〇
五年	一〇六、八三九、七〇〇	三三、二六、一〇〇	七三、七三五、五〇〇	二〇、三七八、一〇〇
六年	七三、四三四、七〇〇	一七、八一、五〇〇	五、四三三、九〇〇	一四、一六八、一〇〇
七年	七六、三二〇、一〇〇	一五、五七七、二〇〇	四九、三六〇、七〇〇	一四、一六八、一〇〇
八年	一一二、〇八〇、一〇〇	三三、四四五、八〇〇	七九、七七四、五〇〇	二二、五三〇、四〇〇
九年	一二三、五三三、七〇〇	二四、一八、四〇〇	六九、四六八、三〇〇	二二、七四九、四〇〇
十年	一七三、四一九、三〇〇	二五、六〇七、六〇〇	一三四、六三三、三〇〇	三三、六二九、一〇〇
十一年	二〇五、六八八、九〇〇	二二、九五八、四〇〇	一六〇、九二五、七〇〇	三八、五六三、〇〇〇

逓信省電氣局編纂電氣事業要覽に依る。

本邦電氣機器及用品製造高
(大正十一年度は關東震災のため資料を欠く)



我國電氣機器及用品の輸出入高の變遷は左の圖表に示す如くである。歐洲大戰前は輸出高は輸入高に比して微々たるものであつたが、大戰の勃發に依り兩者の位置顛倒し、大正三年に於ける輸出高百十餘萬圓に對し、同七年には二

千萬圓以上に激増を示した。此の期に於ける輸出高の過半を占めるものは電線類であつて、當時に於ける斯業の盛況を推測することが出来る。大戰終局を告げ、歐米工業界が舊態に復するに伴ひ、輸出貿易は漸次萎靡するの已むなきに至つたが、昭和年代に入るや再び好況に轉じ、輸入高は却つて激減し、昭和五年以降出超を示してゐる。殊に最近に至り、對外經濟關係の好轉に基いて輸出は益々増加の傾向を辿り、就中電球類の輸出増加は特に著しく、昭和十二年には電氣機器並に用品輸出高の三割以上を占めてゐることは注目すべきである。輸入品の中、發電機、電動機及變壓器は其の金額に於いて首位を占めたものであるが、最近では計器類の輸入が著しく増加の傾向にある。以上の輸出入高の變遷を前二節の機器及用品の進歩と比較するときは、兩者間の密接なる關係が看取され興味津津たるものがある。

本邦電氣機器及用品輸出高 (單位圓)

年 度	電氣機器及部 分品	電 球 類	銅 線	絶 縁 電 線	電 信 電 話 機 及 部 分 品	合 計
明治四十二年	三三〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一七六,〇〇〇	三,〇〇〇	三三,〇〇〇	五五五,〇〇〇
四十三年	三六七,〇〇〇	一九,〇〇〇	二一〇,〇〇〇	一,三〇〇	一五,〇〇〇	七〇〇,〇〇〇
四十四年	五七九,〇〇〇	八七,〇〇〇	一五八,〇〇〇	一,八〇〇	四一,〇〇〇	九九三,〇〇〇
大正元年	二六七,〇〇〇	一六〇,〇〇〇	一五,〇〇〇	一七五,〇〇〇	七,〇〇〇	七三一,〇〇〇
二年	三三五,〇〇〇	三三四,〇〇〇	一八,〇〇〇	三五,〇〇〇	四九,〇〇〇	一,〇九一,〇〇〇
三年	三〇二,〇〇〇	一六四,〇〇〇	三三,〇〇〇	三九四,〇〇〇	一九,〇〇〇	一,一三三,〇〇〇
四年	六四三,〇〇〇	三五,〇〇〇	四三,〇〇〇	九〇,〇〇〇	四九,〇〇〇	二,〇六〇,〇〇〇
五年	一,八〇五,〇〇〇	六三八,〇〇〇	二,九五四,〇〇〇	一,一三六,〇〇〇	八九六,〇〇〇	七,四一九,〇〇〇
六年	二,四七六,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	四,三七九,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一三,三三二,〇〇〇

年 度	發電機及變壓器	計 器 類	電池、電氣用 カ―ボン	絶縁電線及海 底電纜	電信電話機及 部分品	合 計
大正七年	四,七八〇,〇〇〇	二,五七〇,〇〇〇	四,五六〇,〇〇〇	八,三三四,〇〇〇	四,一六〇,〇〇〇	三〇,六六六,〇〇〇
大正八年	四,七八五,〇〇〇	一,六七五,〇〇〇	一,五五二,〇〇〇	八,四〇五,〇〇〇	六,四三三,〇〇〇	一七,〇五〇,〇〇〇
大正九年	五,九五九,〇〇〇	二,四六六,〇〇〇	三,二九四,〇〇〇	八,〇四三,〇〇〇	六,四三三,〇〇〇	二〇,〇八四,〇〇〇
大正十年	三,〇八四,〇〇〇	一,〇二七,〇〇〇	六,七三三,〇〇〇	三,三七三,〇〇〇	一,一八〇,〇〇〇	八,一七五,〇〇〇
大正十一年	三,〇二七,〇〇〇	一,三三四,〇〇〇	六,三九九,〇〇〇	七,八二六,〇〇〇	一,一九〇,〇〇〇	一三,八三五,〇〇〇
大正十二年	一,八五〇,〇〇〇	一,三三四,〇〇〇	七,六六〇,〇〇〇	一,六〇九,〇〇〇	一,五三四,〇〇〇	五,七七三,〇〇〇
大正十三年	一,七五四,〇〇〇	一,八二九,〇〇〇	一,四九四,〇〇〇	一,三七二,〇〇〇	一,四三三,〇〇〇	六,五九二,〇〇〇
大正十四年	二,一三二,〇〇〇	二,三三三,〇〇〇	一,五〇九,〇〇〇	一,七七四,〇〇〇	三,五三三,〇〇〇	七,九八九,〇〇〇
大正十五年	二,〇九九,〇〇〇	二,九五五,〇〇〇	一,三七七,〇〇〇	一,八六三,〇〇〇	三,五二一,〇〇〇	八,五四五,〇〇〇
昭和二年	二,二四〇,〇〇〇	三,二二二,〇〇〇	一,三六五,〇〇〇	一,九四二,〇〇〇	二,九六六,〇〇〇	九,〇八五,〇〇〇
昭和三年	一,六九六,〇〇〇	四,五三三,〇〇〇	一,五九八,〇〇〇	二,七八五,〇〇〇	四,五三三,〇〇〇	一三,〇六四,〇〇〇
昭和四年	二,四五四,〇〇〇	五,四〇〇,〇〇〇	二,一七八,〇〇〇	三,五二九,〇〇〇	九,三〇〇,〇〇〇	一四,四八一,〇〇〇
昭和五年	三,〇〇四,〇〇〇	五,三六六,〇〇〇	二,〇八一,〇〇〇	三,六二七,〇〇〇	六,一〇一,〇〇〇	一四,六二九,〇〇〇
昭和六年	二,六八六,〇〇〇	五,八七五,〇〇〇	六八一,〇〇〇	二,三六七,〇〇〇	五,三三三,〇〇〇	一三,一三三,〇〇〇
昭和七年	一,四一五,〇〇〇	一〇,一八八,〇〇〇	一,七七七,〇〇〇	一,九九七,〇〇〇	六,四四二,〇〇〇	一六,〇一九,〇〇〇
昭和八年	二,七三三,〇〇〇	一〇,一六七,〇〇〇	四,六五四,〇〇〇	四,五九八,〇〇〇	二,八三五,〇〇〇	二四,九九九,〇〇〇
昭和九年	一〇,〇五五,〇〇〇	一五,五七九,〇〇〇	四,六〇九,〇〇〇	七,三六二,〇〇〇	五,四四一,〇〇〇	四三,八四六,〇〇〇
昭和十年	八,四四二,〇〇〇	一六,五七四,〇〇〇	八,八七二,〇〇〇	一,三八二,〇〇〇	五,〇六七,〇〇〇	四九,九九七,〇〇〇
昭和十一年	一五,六三六,〇〇〇	一八,三四〇,〇〇〇	六,二〇五,〇〇〇	一三,七〇五,〇〇〇	五,五六二,〇〇〇	五九,七七二,〇〇〇
昭和十二年	一五,七七三,〇〇〇	二二,四五五,〇〇〇	一五,一五八,〇〇〇	一五,三三三,〇〇〇	三,二〇二,〇〇〇	六六,〇一〇,〇〇〇

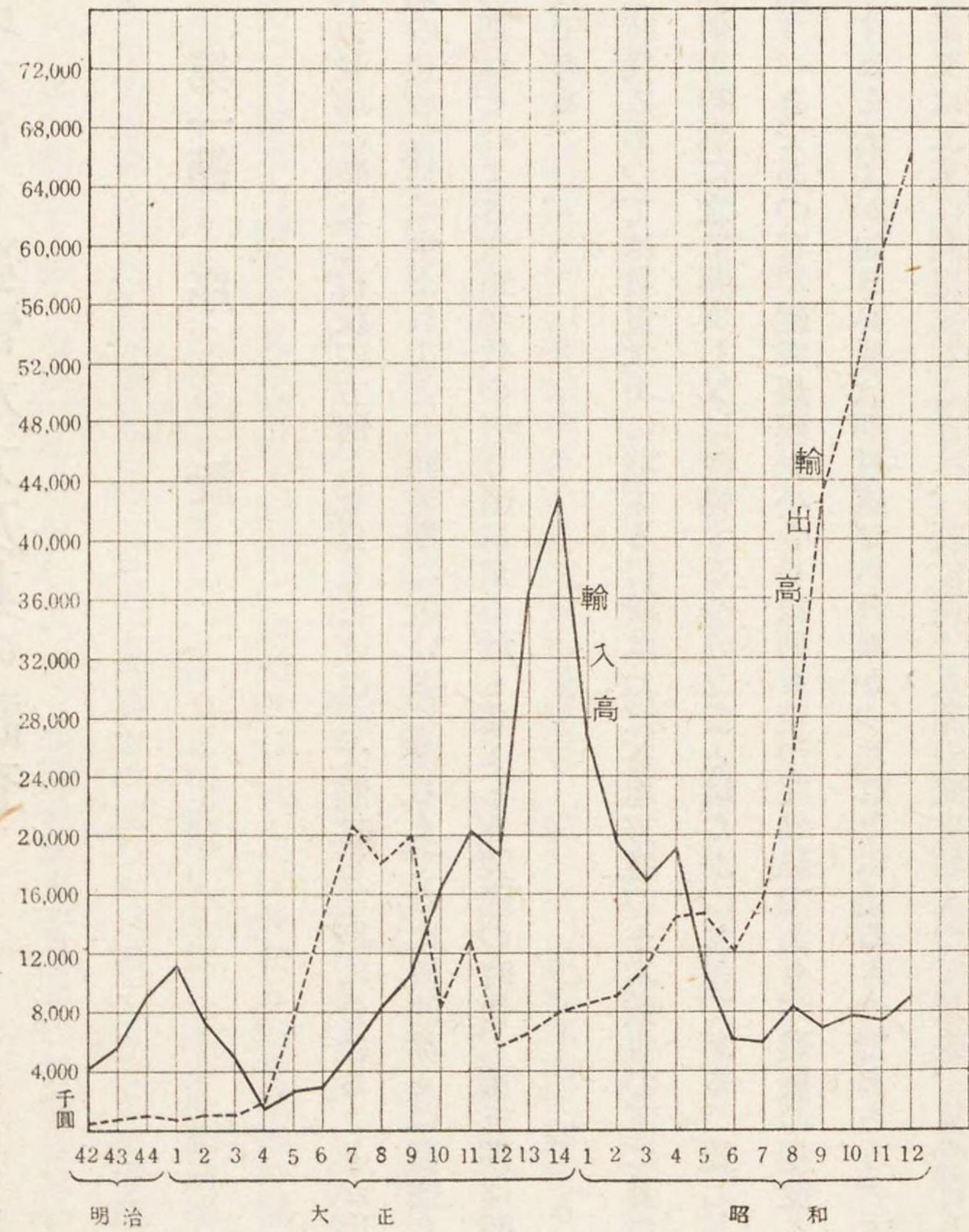
註 電球類の昭和九年以降の數値には懐中電燈其の部分品及附屬品を含む。

大藏省編纂外國貿易年報に依る。

本邦電氣機器及用品輸入高(單位圓)

年 度	發電機及變壓器	計 器 類	電池、電氣用 カ―ボン	絶縁電線及海 底電纜	電信電話機及 部分品	合 計
明治四十二年	二,一三三,〇〇〇	一〇八,〇〇〇	三〇,〇〇〇	一,八七六,〇〇〇	二一九,〇〇〇	四,三三九,〇〇〇
明治四十三年	一,七八九,〇〇〇	四五四,〇〇〇	四〇,〇〇〇	三,三三三,〇〇〇	二九七,〇〇〇	五,七六六,〇〇〇
明治四十四年	四,一八九,〇〇〇	五〇八,〇〇〇	一〇五,〇〇〇	四,〇七七,〇〇〇	二八九,〇〇〇	九,一六八,〇〇〇
大正元年	四,四五〇,〇〇〇	八〇四,〇〇〇	三三三,〇〇〇	五,五九四,〇〇〇	一五三,〇〇〇	一三,三三〇,〇〇〇
大正二年	四,二四一,〇〇〇	五三三,〇〇〇	三二〇,〇〇〇	二,〇二二,〇〇〇	四二,〇〇〇	七,三五〇,〇〇〇
大正三年	二,八五六,〇〇〇	三三三,〇〇〇	一六六,〇〇〇	一,三三〇,〇〇〇	七二,〇〇〇	四,八二二,〇〇〇
大正四年	八三三,〇〇〇	一八三,〇〇〇	九一,〇〇〇	四三二,〇〇〇	四九,〇〇〇	一,五七八,〇〇〇
大正五年	八四八,〇〇〇	二四三,〇〇〇	二二九,〇〇〇	一,三二八,〇〇〇	六〇,〇〇〇	二,六九七,〇〇〇
大正六年	一,七四五,〇〇〇	七七七,〇〇〇	二七三,〇〇〇	五〇,〇〇〇	六一,〇〇〇	二,八五七,〇〇〇
大正七年	三,七五六,〇〇〇	一,〇二二,〇〇〇	六一九,〇〇〇	八五,〇〇〇	九一,〇〇〇	五,五六五,〇〇〇
大正八年	六,一〇一,〇〇〇	七七五,〇〇〇	一,〇三五,〇〇〇	二二七,〇〇〇	二六四,〇〇〇	八,三〇一,〇〇〇
大正九年	六,八四三,〇〇〇	六六六,〇〇〇	六七六,〇〇〇	一,七五五,〇〇〇	五八七,〇〇〇	一〇,四七八,〇〇〇
大正十年	一〇,三〇四,〇〇〇	二,八八五,〇〇〇	三五六,〇〇〇	一,八六七,〇〇〇	八八三,〇〇〇	一六,一九六,〇〇〇
大正十一年	一三,八三四,〇〇〇	四,三四三,〇〇〇	三五六,〇〇〇	一,三三五,〇〇〇	一,三五九,〇〇〇	二〇,一九八,〇〇〇
大正十二年	二一,三五六,〇〇〇	三,七六一,〇〇〇	三三三,〇〇〇	二,三三七,〇〇〇	八五九,〇〇〇	一八,六二八,〇〇〇
大正十三年	二二,三四五,〇〇〇	八,六六〇,〇〇〇	六〇六,〇〇〇	一,四五二,〇〇〇	四,三三八,〇〇〇	三六,四〇一,〇〇〇
大正十四年	二二,八八二,〇〇〇	九,八七九,〇〇〇	七九三,〇〇〇	二,四七〇,〇〇〇	一六,九三四,〇〇〇	四三,九四七,〇〇〇
大正十五年	二一,三五三,〇〇〇	三,二八二,〇〇〇	六七〇,〇〇〇	一,四二八,〇〇〇	九,八一二,〇〇〇	二六,五四三,〇〇〇
昭和二年	八,二二六,〇〇〇	三,六八〇,〇〇〇	六三〇,〇〇〇	一,三五七,〇〇〇	五,七九二,〇〇〇	一九,六七五,〇〇〇
昭和三年	七,七七八,〇〇〇	三,九三〇,〇〇〇	一,五〇〇,〇〇〇	一,一九七,〇〇〇	三,九八一,〇〇〇	一六,九三六,〇〇〇

本邦電氣機器及用品輸出並に輸入高
(單位千圓)



(大藏省編纂外國貿易年報に依る)

昭和	昭和 四 年	昭和 五 年	昭和 六 年	昭和 七 年	昭和 八 年	昭和 九 年	昭和 十 年	昭和 十 一 年	昭和 十 二 年
輸入高	八,八二二,〇〇〇	五,〇九三,〇〇〇	二,三四〇,〇〇〇	一,八〇二,〇〇〇	一,九二二,〇〇〇	一,三四三,〇〇〇	二,三三九,〇〇〇	一,九〇七,〇〇〇	一,八六〇,〇〇〇
輸出高	三,三〇〇,〇〇〇	二,〇四九,〇〇〇	一,五〇三,〇〇〇	一,三八七,〇〇〇	一,七四〇,〇〇〇	一,六〇七,〇〇〇	二,三八三,〇〇〇	二,七二二,〇〇〇	三,二六三,〇〇〇
輸入高	一,一六六,〇〇〇	一,〇〇四,〇〇〇	七三七,〇〇〇	一,〇一九,〇〇〇	一,六〇〇,〇〇〇	一,六三三,〇〇〇	一,三六三,〇〇〇	一,四五七,〇〇〇	一,六六六,〇〇〇
輸出高	一,九四三,〇〇〇	四三九,〇〇〇	二八九,〇〇〇	二〇三,〇〇〇	七五,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇一八,〇〇〇	九五,〇〇〇	一四八,〇〇〇
輸入高	三,八三三,〇〇〇	一,八三四,〇〇〇	一,三三五,〇〇〇	一,六六六,〇〇〇	二,九九一,〇〇〇	一,四六九,〇〇〇	一,五五四,〇〇〇	一,三九二,〇〇〇	一,九三九,〇〇〇
輸出高	一九,〇〇四,〇〇〇	一〇,四〇九,〇〇〇	六,一一八,〇〇〇	六,〇七七,〇〇〇	八,三三三,〇〇〇	七,〇五一,〇〇〇	七,七〇四,〇〇〇	七,四六三,〇〇〇	八,八九六,〇〇〇